官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一六）　二
○環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（三一七）　二

〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令（デジタル庁・総務二一）　五

〔省　令〕
○第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（環境二八）　六

〔法規的告示〕
○個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件（デジタル庁・総務三八）　八
○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示（文部科学・経済産業一）　九
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境四四）　一〇
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同四五）　一一

〔その他告示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一五六四～一五七二）　一三
○自動車の既指定装置の型式を指定した件（国土交通一一一四～一一七二）　一七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
令和七事業年度財務諸表（独立行政法人国民生活センター・国立青少年教育振興機構・国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・情報処理推進機構）、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金変更関係　一〇三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　一二四
会社その他
会社決算公告　一二五

本号で公布された法令のあらまし

◇環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百二十六号）（環境省）

環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）附則第一条本文に掲げる規定の施行期日は、令和九年四月一日とする。

◇環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十七号）（環境省）

1　事業実施想定区域及び第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容を記載した計画段階環境配慮書の作成の対象となる事業に係る工作物の要件を定める。（第七条の二関係）

2　ダムの改築の事業に係る第一種事業及び第二種事業の要件等を定める。（別表第一の二の項、別表第一の五の項、別表第二の三の項～別表第二の六の項、別表第三の三の項～別表第三の六の項関係）

3　この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）

政令

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年十月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十六号

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法の一部を改正する法律の施行期日は、令和九年四月一日とする。

環境大臣　笹川　博義
内閣総理大臣　高市　早苗

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年十月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二十七号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項各号列記以外の部分及び第二号イ並びに第三項並びに第三条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（法第三条の三第二項の政令で定める既存工作物が設置されている区域の境界からの距離等）

第七条の二　法第三条の三第二項の政令で定める数値は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる距離及び同表の下欄に掲げる数値とする。

事業の区分	距離	数値
一　別表第一の五の項のホ又は同表の五の項のヘに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、二・〇
二　別表第一の五の項のト又は同表の五の項のチに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、一・三
三　別表第一の五の項のワ又は同表の五の項のカに該当する事業	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、一・一

別表第一の二の項を次のように改める。

二　法第二条第二項第一号ロに掲げる事業の種類	イ　河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位があっては、同条第一号の常時満水位）における貯水区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が百ヘクタール以上の新規ダム（当該ダムがダム水力発電所の設備となる場合にあっては、当該ダムに係る水力発電所の出力が二万キロワット以上である場合に限る。）の築造（当該ダムの新築と当該ダムに係る水力発電所の設置とを含む。）の事業（当該事業を実施しようとする者が二以上あるときは、これらの者のうちから代表者を定めたときは、その代表者が当該事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業を実施しようとする者）であって、河川法第九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第四十五号）第四十五条第二号に係る場合に限る。）の規定により都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について行う河川工事（以下単に「河川工事」という。）の区域内において行うもの	貯水面積が七十五ヘクタール未満であるダムの新築（当該ダムがダム水力発電所の設備となる場合にあっては、当該ダムに係る水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上であるものに限る。）の事業（当該事業を実施しようとする者が二以上あるときは、これらの者のうちから代表者を定めたときは、その代表者が当該事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業を実施しようとする者）であって、河川法第九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第四十五条第二号に係る場合に限る。）の規定により都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について行う河川工事	三百メートル	発電所又は発電設備の出力について、一・一

ロ　河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二条第二号のサーチャージ水位（サーチャージ水位があっては、同条第一号の常時満水位）における貯水区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満であるダムの新築（当該ダムがダム水力発電所の設備となる場合にあっては、当該ダムに係る水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上二万キロワット以下であるものに限る。）の事業（当該事業を実施しようとする者が二以上あるときは、これらの者のうちから代表者を定めたときは、その代表者が当該事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業を実施しようとする者）であって、河川法第九条第一項（河川法施行令（昭和四十年政令第四十五条第二号に係る場合に限る。）の規定により都道府県知事又は指定都市の長が一級河川について行う河川工事（以下単に「河川工事」という。）の区域内において行うもの | | |

ロ　改築後の貯水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、貯水面積が五十ヘクタール以上増加することとなるダムの改築（当該改築後のダムが「大規模ダム改築」という。）の事業（当該改築後のダムが水力発電所の設備となるものを除く。）　都道府県知事又は一級河川について河川法施行令第四十五条第二号に係る場合に限る。）の指定都市の長が施行する場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとするダムの改築の事業に該当しないものとし、当該改築後のダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該発電所の設備となる			

をする者）が当該水力発電所の事業の用に供する発電所（当該発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合及び当該水力発電所に設置する発電機の専用の設備に該当するものを除く。以下「第一種堰新築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	ヲ　改築後の湛水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が五十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築（五の項において「大規模堰改築」という。）の事業（当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合においては、これらの者のうちから代表者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所の事業の用に供する発電事業者（当該発電事業者が二万二千五百キロワット以上の出力の発電所の設置に該当する場合に限る。）及び当該水力発電所に設置する発電機の専用の設備に該当するものを除く。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	ワ　第一種堰新築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	カ　第一種堰改築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの
改築後の湛水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業（第一種堰改築事業を除く。以下「第二種堰改築事業」という。）であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	第二種堰新築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	第二種堰改築事業であって、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする者が行うもの	
水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項	

ヨ　第一種堰新築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	タ　第一種堰改築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	レ　第一種堰新築事業であって、土地改良事業として行うもの	ソ　第一種堰改築事業であって、土地改良事業として行うもの	ツ　第一種堰新築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	ネ　第一種堰改築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	ナ　施設が設置される土地の面積及び施設の操作によりすることとなる水底の最大の水平投影面積の合計（以下「湖沼開発面積」という。）が百ヘクタール以上である湖沼水位調節施設の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
第二種堰新築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種堰改築事業であって、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。）	第二種堰新築事業であって、土地改良事業として行うもの	第二種堰改築事業であって、土地改良事業として行うもの	第二種堰新築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	第二種堰改築事業であって、独立行政法人水資源機構が行うもの	湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの
事業主体が地方公共団体以外の者であって、第三条用水道事業又は第三条第二項又は第六条第二項	事業主体が地方公共団体以外の者であって、工業用水道事業又は第三条第二項又は第六条第二項	事業主体が国又は都道府県以外の者であって、土地改良法第四条第一項、第五条第一項又は第九十五条の二第一項	事業主体が国又は都道府県以外の者であって、土地改良法第四条第一項、第五条第一項、第八条第一項、第九十五条第一項又は第九十五条の二第一項	独立行政法人水資源機構法第十三条第一項	独立行政法人水資源機構法第十三条第一項	独立行政法人水資源機構が事業を実施する場合につき、独立行政法人水資源機構法第十三条第一項

ラ　百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	

別表第一の五の項中「ダムの新築」を「ダム」に、「の新築若しくは」を「の新築又は」に、「大規模ダム新築又は」を「大規模ダム新築若しくは大規模ダム改築又は」に改める。

別表第二の三の項中「ホ」を「ヌ」に改め、同表の四の項中「へからヨまで」を「ルからネまで」に改め、同表の五の項中「タ」を「ナ」に改め、同表の六の項中「レ」を「ラ」に改める。

別表第三の三の項中「ホ」を「ヌ」に改め、同表の四の項中「へからヨまで」を「ルからネまで」に改め、同表の五の項中「タ」を「ナ」に改め、同表の六の項中「レ」を「ラ」に改める。

附　則

この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律（令和七年法律第七十三号）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

環境大臣　笹川　博義
内閣総理大臣　高市　早苗

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・総務省令第二十一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年十月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　藤井比早之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（カード代替電磁的記録の記録事項） **第三十九条**　法第二条第八項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　次のイからトまで（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあっては、イからヘまで）に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号（以下「カード代替記録乱数符号」という。）を主務大臣が定める基準に従い変換した符号（第三十九条の五第五項において「カード代替記録事項等変換符号」という。） ［イ～ト　略］ ［二　略］ 三　機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録発行者署名符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であって、第三十九条の五第五項に規定する電子署名がカード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録発行者署名検証符号」という。）に係る情報	（カード代替電磁的記録の記録事項） **第三十九条**　［同上］ 一　次のイからトまで（本人の写真が表示されていない個人番号カードの交付を受けている場合にあっては、イからヘまで）に掲げるカード代替記録事項に係る電磁的記録及び当該電磁的記録のそれぞれに付されたカード代替記録事項に係る電磁的記録の作成ごとに作成される符号（以下「カード代替記録乱数符号」という。）を主務大臣が定める基準に従い変換した符号（第三十九条の五第五項第一号において「カード代替記録事項等変換符号」という。） ［イ～ト　同上］ ［二　同上］ 三　機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いる符号（以下「カード代替電磁的記録発行者署名符号」という。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応する符号であって、第三十九条の五第五項第一号に規定する電子署名がカード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるもの（以下「カード代替電磁的記録発行者署名検証符号」という。）に係る情報

（カード代替電磁的記録の発行の方法等）

第三十九条の五　［略］

［２～４　略］

５　前項の規定による送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作により、法第十八条の二第二項の規定により送信を受けたカード代替記録事項に係るカード代替記録事項等変換符号及び前項の規定により送信を受けたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対し、カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて電子署名を行うものとする。

［削る］

［削る］

６　機構は、主務大臣が定める期間ごとに、機構の使用に係る電子計算機の操作により、カード代替電磁的記録発行者署名検証符号に係る情報に対し、特定カード代替電磁的記録発行者署名符号（機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いるカード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であって、特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号（送信を受けたカード代替電磁的記録が真正なものであることを確認するために用いられる符号をいう。第三十九条の二十六第一号において同じ。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものをいう。第三十九条の十一第二項において同じ。）を用いて電子署名を行うものとする。

７　［略］

８　［略］

（カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等）

第三十九条の十　法第十八条の二第八項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一　略］

二　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。

三　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁的記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき（当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。）。

［２　略］

（カード代替電磁的記録の発行の方法等）

第三十九条の五　［同上］

［２～４　同上］

５　前項の規定による送信を受けた機構は、機構の使用に係る電子計算機の操作により、次に掲げる措置を講じるものとする。

一　法第十八条の二第二項の規定により送信を受けたカード代替記録事項に係るカード代替記録事項等変換符号及び前項の規定により送信を受けたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対し、カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて電子署名を行うこと。

二　カード代替電磁的記録発行者署名検証符号に係る情報に対し、特定カード代替電磁的記録発行者署名符号（機構がカード代替電磁的記録を発行するに際して電子署名を行うために用いるカード代替電磁的記録発行者署名符号以外の符号であって、特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号（送信を受けたカード代替電磁的記録が真正なものであることを確認するために用いられる符号をいう。第三十九条の二十六第一号において同じ。）と機構の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものをいう。第三十九条の十一第二項において同じ。）を用いて電子署名を行うこと。

［新設］

６　［同上］

７　［同上］

（カード代替電磁的記録を失効させるべき場合等）

第三十九条の十　［同上］

［一　同上］

二　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備の使用を停止したとき。

三　カード代替電磁的記録利用者が、その者に係るカード代替電磁記録を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を紛失したとき（当該カード代替電磁的記録利用者が、第三十九条の十六第一号の規定による届出を行った場合を除く。）。

［２　同上］

（カード代替電磁的記録の失効事由等）

第三十九条の十一　法第十八条の三第一項に規定するプログラムが有する機能の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事由に該当するとき。

一　次のイ又はロに掲げる法第十八条の三第一項に規定するプログラムが有する機能の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事由に該当するとき。

イ　第三十九条の二十二第五号イに規定する機能　発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、その旨の通知が機構に到達したとき。ただし、当該場合において、第三十九条の二十二第四号の規定に基づき当該カード代替電磁的記録を送信することができる状態が継続するときは、当該状態が終了したとき。

ロ　第三十九条の二十二第五号ロに規定する機能　発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知が機構に到達したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、第三十九条の二十二第四号の規定に基づき当該カード代替電磁的記録を送信することができる状態が継続するときは、当該状態が終了したとき。

［二・三　略］

［2・3　略］

（法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準）

第三十九条の二十二　法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

［一　略］

二　カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項に係る電磁的記録及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。

［三　略］

四　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者からの送信の求めに対して、当該過去に送信を行ったカード代替電磁的記録を送信しなければ、当該送信の求めに対し、速やかに送信することができない状況にある場合を除き、過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。

五　機構に対する通知を送信する機能として次のいずれかの機能を有するものであること。

イ　発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能

ロ　発行されたカード代替電磁的記録のうち、送信された当該カード代替電磁的記録の数を確認し、機構に対し、直ちに当該カード代替電磁的記録に代わる新たなカード代替電磁的記録の発行を求める旨の通知を送信する機能

六　前号ロに規定する機能を有する場合は、機構がカード代替電磁的記録の有効期間が満了したことを把握するための機能を有するものであること。

七　［略］

八　［略］

（カード代替電磁的記録の失効事由等）

第三十九条の十一　［同上］

一　発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信したとき。ただし、発行されたカード代替電磁的記録の全部を送信した場合において、カード代替電磁的記録を送信した相手方に当該カード代替電磁的記録を送信することができる状態が継続するときは、当該カード代替電磁的記録を送信した相手方以外の者から新たにカード代替電磁的記録の送信を求められたとき。

［新設］

［新設］

［二・三　同上］

［2・3　同上］

（法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準）

第三十九条の二十二　［同上］

［一　同上］

二　カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。

［三　同上］

四　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。

五　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対するカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなった場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能を有するものであること。

［新設］

［新設］

［新設］

六　［同上］

七　［同上］

（カード代替電磁的記録の送信がカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置）

第三十九条の二十五　法第十八条の四第一項第一号の主務省令で定める措置は、送信を受けたカード代替記録事項に係る電磁的記録及びカード代替記録乱数符号に対して行われた電子署名が、当該カード代替電磁的記録に記録されたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対応するカード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたことを確認することとする。

（カード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置）

第三十九条の二十六　法第十八条の四第一項第二号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　第三十九条の五第六項の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係る特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

二　第三十九条の五第五項の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にこの命令による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の三第一項第四号に基づく基準により同項の規定による認定を受けているカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムを提供する者は、この命令による改正後の同号に基づく基準により同項の規定による認定を受けているカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムを提供する者とみなす。

省　令

○環境省令第二十八号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十一条第一項（同法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月十五日

環境大臣　笹川　博義

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準） **第二条**　法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ　（略） ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略）	（第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準） **第二条**　法第二十一条第一項の規定による第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 イ　（略） ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2)　（略）

(3)　ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

（削る）

(一)　（略）

(二)　(イ)～(ニ)　（略）

(イ)　うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長（鼻先から尾の付け根までの長さをいう。以下同じ。）（複数の個体を同一のケージ等内で飼養し、又は管理する場合にあっては、これらの個体の頭胴長のうち最も長いもの。以下同じ。）の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上及び高さが頭胴長の一・七倍以上とするとともに、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(ロ)　ハムスターにあっては、ケージ等の規模は、床面積が七・五に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のハムスターを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのハムスターの頭数に二・五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の二倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。

(ハ)　モルモットにあっては、ケージ等の規模は、床面積が六に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のモルモットを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのモルモットの頭数に二・二五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の一・五倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。

(ニ)　その他哺乳類に属する動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(三)　哺乳類に属する動物（以下単に「哺乳類」という。）以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(3)　ケージ等の構造及び規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(一)　犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(二)　（略）

(イ)～(ニ)　（略）

（新設）

（新設）

(4)　ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。哺乳類の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとすること(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)。

(5)・(6)　(略)

ハ　(略)

二　(略)

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ　動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に哺乳類以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

ロ　哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ　哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。次条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

ニ・ホ　(略)

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ～ホ　(略)

ヘ　動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれがある場合は、特別な事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。

ト・チ　(略)

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ　動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の動物の展示を行う場合にあっては、それぞれの動物の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。以下同じ。）は、十二時間を超えてはならない。哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示を行う場合には、午前八時から午後十時までの間において行う（特別な事情がある場合を除く。）とともに、一日の哺乳類（犬及び猫を除く。）の展示時間が、十二時間を超えないこと。

(4)　ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。

(5)・(6)　(略)

ハ　(略)

二　(略)

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ　動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。特に、販売業者が、夜間（午後八時から翌日午前八時までの間をいう。以下同じ。）に犬及び猫以外の動物の展示を行う場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。

ロ　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化をいう。第三条第三号ハにおいて同じ。）に応じて光環境を管理すること。

ニ・ホ　(略)

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ～ホ　(略)

ヘ　動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

ト・チ　(略)

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ　動物の展示は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1)　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間において行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。

(2)　販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難なときは、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1)～(9)　（略）

(10)　販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を、飼養施設であって当該動物の飼養又は保管のために日常的に使用していないもの（以下「外部施設」という。）に輸送した場合にあっては、この限りでない。

(11)　販売業者及び貸出業者にあっては、販売又は貸出しに供する目的で犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合には、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を顧客に譲り渡した場合にあっては、この限りではない。

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ヘ　（略）

ト　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。

チ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行うときは、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

リ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。特に、犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、第六号チに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　哺乳類を飼養又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態

(4)　その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ　販売業者にあっては、哺乳類を販売する場合には、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった哺乳類を販売に供すること。

ハ・ニ　（略）

(2)　販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1)～(9)　（略）

(10)　販売業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

（新設）

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ヘ　（略）

ト　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

チ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

リ　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号ハに規定する健康診断、トに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪が異常に伸びている状態

(4)　その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ　販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。

ハ・ニ　（略）

ホ　販売業者にあっては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、(2)から(10)までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

(1)～(7)　（略）

(8)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に係るものに限る。）

(9)～(12)　（略）

(13)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

(14)～(16)　（略）

(17)　当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に係るものに限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

(18)　（略）

ヘ　（略）

ト　貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

(1)～(7)　（略）

(8)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

(9)・(10)　（略）

チ～ル　（略）

ヲ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び数（数にあっては、異種又は複数の哺乳類を同一のケージ等内で飼養し、又は保管する場合に限る。）を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ワ　幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動がとられるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

カ・ヨ　（略）

タ　哺乳類を飼養し、又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

レ～ツ　（略）

ネ　販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、特別な事情があるときを除き、当該時間内に顧客、見学者等が哺乳類の飼養施設内に立ち入ること等により、哺乳類の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ホ　販売業者にあっては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、(2)から(10)までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。

(1)～(7)　（略）

(8)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

(9)～(12)　（略）

(13)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(14)～(16)　（略）

(17)　当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

(18)　（略）

ヘ　（略）

ト　貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。

(1)～(7)　（略）

(8)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(9)・(10)　（略）

チ～ル　（略）

ヲ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ワ　幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

カ・ヨ　（略）

タ　犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

レ～ツ　（略）

ネ　販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあっては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられることがないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられることがないようにすること。

ナ　貸出業者、展示業者及び訓練業者にあっては、動物に演芸をさせ、訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の動物の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある行為、心理的に過度の負担を与える行為又は過度に餌を減らす行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

ラ～ヰ　（略）

ノ　動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触（食物を与える行為（動物への接近を伴わないものを除く。）及び器具を介するものを含む。次条第四号イ(1)を除き、以下同じ。）させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間（特定成猫にあっては、夜間のうち展示を行わない間。以下この(1)において同じ。）に哺乳類を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、動物の健康及び安全の保持の観点から夜間に行うことが適当である場合その他の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(2)　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。顧客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が顧客等との接触を避けることができる場所を常時確保する（極めて短時間の接触である場合を除く。）とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について顧客等が理解したことを確認し、接触の前後においては、顧客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。

(3)　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、哺乳類を顧客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する顧客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

(4)　（略）

オ～ア　（略）

（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第三条　法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ　（略）

ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(9)　（略）

(10)　ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一)　（略）

(二)　側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

ナ　展示業者及び訓練業者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

ラ～ヰ　（略）

ノ　動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。

(2)　販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

（新設）

(3)　（略）

オ～ア　（略）

（第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準）

第三条　法第二十四条の四第一項の規定において準用する法第二十一条第一項の規定による第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一　飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

イ　（略）

ロ　飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとすること。

(1)～(9)　（略）

(10)　ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。

(一)　（略）

(二)　側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。

(三)・(四)　（略）

(五)　ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

（削る）

(イ)　（略）

(ロ)　(i)～(iii)　（略）

(iv)　運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の構造及び規模を有する分離型運動スペースを備えること。

(ロ)　犬及び猫以外の哺乳類のケージ等は、次のとおりとすること。

(i)　うさぎにあっては、一頭当たりのケージ等の規模は、縦の長さが頭胴長の二倍以上、横の長さが頭胴長の一・五倍以上及び高さが頭胴長の一・七倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(ii)　ハムスターにあっては、ケージ等の規模は、床面積が七・五に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のハムスターを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのハムスターの頭数に二・五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の二倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。

(iii)　モルモットにあっては、ケージ等の規模は、床面積が六に頭胴長の二乗を乗じて得た値以上（複数のモルモットを同一のケージ等で飼養し、又は保管する場合にあっては、当該値と、一を超えるこれらのモルモットの頭数に二・二五を乗じて得た値に、頭胴長の二乗を乗じて得た値とを合算して得た値以上）及び高さが頭胴長の一・五倍以上とするとともに、ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる等の日常的な動作及び運動を行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。

(iv)　その他哺乳類のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、動物の種類、生理、生態、習性等を考慮し、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、適切な頻度及び時間を定め、十分に運動することができる状態に置くときは、この限りでない。

(三)・(四)　（略）

(五)　ケージ等の規模は次に掲げるとおりとする。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

(イ)　犬及び猫以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(ロ)　（略）

(i)～(iii)　（略）

(iv)　運動スペース分離型飼養等を行う場合にあっては、運動スペース一体型飼養等を行う場合におけるケージ等以上の規模を有する分離型運動スペースを備えること。

（新設）

(ハ)　哺乳類以外の動物のケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。

(11)　ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。哺乳類の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとすること(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。)。

(12)・(13)　(略)

ハ　(略)

二　(略)

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ　動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度、明るさ、換気等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

ロ　哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設等に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ　哺乳類の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ニ・ホ　(略)

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ　飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

(1)～(4)　(略)

(5)　動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。特に、哺乳類にあっては、健康状態が悪化した場合その他の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれがある場合は、特別な事情があるときを除き、獣医師による診療を受けさせること。

(6)　(略)

ロ　(略)

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ　届出をして展示業を行う者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して哺乳類の展示を行う場合にあっては、当該哺乳類が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。

（新設）

(11)　ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。また、犬又は猫の飼養施設にあっては、ケージ等及び訓練場は、床材として金網が使用されていないものとする（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く。）とともに、錆、割れ、破れ等の破損がないものとすること。

(12)・(13)　(略)

ハ　(略)

二　(略)

三　動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

イ　動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養環境の管理を行うこと。

ロ　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けた上で、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うとともに、臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、飼養施設の清潔を保つこと。

ハ　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、自然採光又は照明により、日長変化に応じて光環境を管理すること。

ニ・ホ　(略)

四　動物の疾病等に係る措置に関する事項

イ　飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。

(1)～(4)　(略)

(5)　動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

(6)　(略)

ロ　(略)

五　動物の展示又は輸送の方法に関する事項

イ　届出をして展示業を行う者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合にあっては、当該犬又は猫が休息できる設備に自由に移動できる状態を確保するものとし、その状態を確保することが困難な場合は、展示を行う時間が六時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けるよう努めること。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1)～(6)　（略）

(7)　譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、その飼養施設に輸送された哺乳類については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。ただし、犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合にあっては、この限りでない。

(8)　譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、譲渡し又は貸出しに供する目的で犬及び猫以外の哺乳類を外部施設に輸送した場合には、目的を達成した後、速やかに、当該動物を、その飼養又は保管のために日常的に使用している飼養施設に持ち帰ること。ただし、当該動物を譲渡先に譲り渡した場合にあっては、この限りではない。

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ニ　（略）

ホ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師による診療を受けさせ、又は獣医師等による助言を受けること。

ヘ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行うときは、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

ト　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために哺乳類を繁殖させる場合には、繁殖に適さない哺乳類の繁殖をさせないこと。特に、犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、第六号ヘに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　哺乳類を飼養し、又は保管する場合には、哺乳類を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪、歯又はひづめが異常に伸びている状態

(4)　その他哺乳類の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ～ホ　（略）

ヘ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せ及び数（数にあっては、異種又は複数の哺乳類を同一のケージ等内で飼養し、又は保管する場合に限る。）を考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト・チ　（略）

リ　哺乳類を飼養し、又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

ロ　動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。

(1)～(6)　（略）

(7)　譲渡業者及び貸出業者にあっては、その飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察すること。

（新設）

六　動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

イ～ニ　（略）

ホ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

ヘ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合であって、帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、これらを五年間保存すること。

ト　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために犬又は猫を繁殖させる場合には、第四号イ(3)に規定する健康診断、へに規定する帝王切開の診断その他の診断の結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

七　その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

イ　犬又は猫を飼養又は保管する場合には、犬又は猫を次のいずれかに該当する状態にしないこと。

(1)・(2)　（略）

(3)　爪が異常に伸びている状態

(4)　その他犬又は猫の適切な飼養又は保管が行われていないことにより健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

ロ～ホ　（略）

ヘ　異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

ト・チ　（略）

リ　犬又は猫を飼養又は保管する場合にあっては、清潔な給水を常時確保すること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。

ヌ～ヲ　（略）

ワ　届出をして貸出業を行う者、届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、動物に演芸をさせ、訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。また、殴る、蹴る等の動物の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある行為、心理的に過度の負担を与える行為又は過度に餌を減らす行為その他の動物の健康及び安全の保持に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

カ～レ　（略）

ソ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、動物を見物客等と接触させる場合には、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。見物客等が哺乳類に接触する場合には、当該哺乳類が見物客等との接触を避けることができる場所を常時確保する（極めて短時間の接触である場合を除く。）とともに、あらかじめ、文書又は口頭により、当該哺乳類への接触方法について見物客等が理解したことを確認し、接触の前後においては、見物客等に手指等を消毒させること。また、過度に幼齢の動物、顧客等との接触により過度なストレスがかかるおそれのある動物及び人と動物の共通感染症に感染している動物を接触の用に供しないこと。

(2)　哺乳類を見物客等と接触させる業務に従事する職員について、同時に接触の用に供する動物の数、同時に接触する見物客等の数、業務に係る場所の広さ等に鑑み、不適切な接触を防止し、及び不適切な接触が現に生じた場合において速やかに対処することができるよう、必要な人数を確保すること。

ツ　（略）

ネ　動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　譲渡業者にあっては、哺乳類の譲渡しを行う場合には、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった哺乳類を譲渡しに供するよう努めること。

(2)　（略）

(3)　譲渡業者にあっては、ロに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(一)～(三)　（略）

(四)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に係るものに限る。）

(五)～(七)　（略）

(八)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

(九)・(十)　（略）

ヌ～ヲ　（略）

ワ　届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようにすること。

カ～レ　（略）

ソ　届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

（新設）

（新設）

ツ　（略）

ネ　動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。

(1)　譲渡業者にあっては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。

(2)　（略）

(3)　譲渡業者にあっては、ロに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。

(一)～(三)　（略）

(四)　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

(五)～(七)　（略）

(八)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(九)・(十)　（略）

(4)　届出をして貸出業を行う者にあっては、ハに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

(一)～(四)　（略）

(五)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に係るものに限る。）

(六)　（略）

ナ～ヰ　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和九年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に動物の愛護及び管理に関する法律（次条において「法」という。）第十条第一項の登録を受けている者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第二条第一号ロ(3)(二)の規定は適用しない。

第三条　この省令の施行の日の前に法第二十四条の二の二の届出をした者におけるケージ等の規模等については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、第三条第一号ロ(10)(五)(ロ)の規定は適用しない。

(4)　届出をして貸出業を行う者にあっては、ハに掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。

(一)～(四)　（略）

(五)　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

(六)　（略）

ナ～ヰ　（略）

法規的告示

○デジタル庁総務省告示第三十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の規定に基づき、個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年十月十五日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　藤井比早之

個人番号カード等に関する技術的基準の一部を改正する件

個人番号カード等に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第12　カード代替電磁的記録の発行等 ［1～3　略］ 4‖　特定カード代替電磁的記録発行者署名符号を用いて行う電子署名 個人番号カード等省令第39条の5第6項の主務大臣が定める期間は、3の（4）の期間とする。 5‖　［略］	第12　カード代替電磁的記録の発行等 ［1～3　同上］ ［新設］ 4‖　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文部科学省経済産業省告示第二号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、平成二十八年文部科学省経済産業省告示第二号（電源立地地域対策交付金交付規則）の一部を次のように改正し、令和八年十月十五日から施行する。

令和八年十月十五日

文部科学大臣　関　芳弘
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類	出力	金額
（略）	（略）	（略）
機構が設置する原子力発電供用施設	（略）	（略）
	当該施設の予定建設費を十七年度、平成九年度又は令和八年度において設置の工事の行われたものを除く。）を十万円で除して得た数	五百五十円
（略）	（略）	（略）
高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十八万円で除して得た数	五百五十円
高速増殖炉の実験炉（令和八年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を四十五万八千円で除して得た数	五百五十円
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第二（第二条関係）～**別表第十四**（第十一条関係）　（略）

別表第十五（第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類	発電電力量
（略）	（略）
機構が設置する原子力発電供用施設	（略）
高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度、平成九年度又は令和八年度において設置の工事の行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
（略）	（略）

改正前

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類	出力	金額
（略）	（略）	（略）
機構が設置する原子力発電供用施設	（略）	（略）
	当該施設の予定建設費を十七年度又は平成九年度において設置の工事の行われたものを除く。）を十万円で除して得た数	五百五十円
（略）	（略）	（略）
高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十八万円で除して得た数	五百五十円
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第二（第二条関係）～**別表第十四**（第十一条関係）　（略）

別表第十五（第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類	発電電力量
（略）	（略）
機構が設置する原子力発電供用施設	（略）
高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度又は平成九年度において設置の工事の行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
（略）	（略）

（略）	（略）
高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
高速増殖炉の実験炉（令和八年度において設置の工事の行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
（略）	（略）

（備考）　（略）

（略）	（略）
高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
（新設）	（新設）
（略）	（略）

（備考）　（略）

○環境省告示第四十四号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第三号の規定に基づき、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和二年三月環境省告示第三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月十五日

環境大臣　笹川　博義

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	
（略）	
別表第一（第一号関係）	
農薬の成分	基準値
（略）	
（削除）	
（略）	
2－{[4－クロロ－6－（エチルアミノ）－1，3，5－トリアジン－2－イル]アミノ}－2－メチルプロパンニトリル（別名シアナジン）	2.9μg／l
（略）	
2－（4－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－4－イルエーテル（別名フェナザキン）	0.37μg／l
（3*R*）－3－（2－クロロチアゾール－5－イル）－8－メチル－7－オキソ－6－フェニル－2，3，7，8－テトラヒドロ［1，3］チアゾロ［3，2－*a*］ピリミジン－4－イウム－5－オレート（別名フェンメゾジチアズ）	4.1μg／l

改正前	
（略）	
別表第一（第一号関係）	
農薬の成分	基準値
（略）	
O，*O*－ジエチル　*O*－（3，5，6－トリクロロピリジン－2－イル）ホスホロチオエート（別名クロルピリホス）	0.046μg／l
（略）	
2－（4－クロロ－6－エチルアミノ－1，3，5－トリアジン－2－イルアミノ）－2－メチルプロピオノニトリル（別名シアナジン）	29μg／l
（略）	
2－（4－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－4－イルエーテル（別名フェナザキン）	0.37μg／l
（新設）	

別表第二（第二号関係）

農　薬　の　成　分	基　準　値
（略）	
3－［4－クロロ－5－(シクロペンチルオキシ)－2－フルオロフェニル］－5－イソプロピリデンオキサゾリジン－2，4－ジオン（別名ペントキサゾン）	150mg／kg体重
2－{［4－クロロ－6－（エチルアミノ）－1，3，5－トリアジン－2－イル］アミノ}－2－メチルプロパンニトリル（別名シアナジン）	56mg／kg体重
（3*R*）－3－（2－クロロチアゾール－5－イル)－8－メチル－7－オキソ－6－フェニル－2，3，7，8－テトラヒドロ［1，3］チアゾロ［3，2－*a*］ピリミジン－4－イウム－5－オレート(別名フェンメゾジチアズ)	160mg／kg体重

別表第二（第二号関係）

農　薬　の　成　分	基　準　値
（略）	
3－［4－クロロ－5－(シクロペンチルオキシ)－2－フルオロフェニル］－5－イソプロピリデンオキサゾリジン－2，4－ジオン（別名ペントキサゾン）	150mg／kg体重
（新設）	
（新設）	

別表第三（第三号関係）

農　薬　の　成　分	基　準　値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
（略）				
2－（4－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－4－イルエーテル（別名フェナザキン）	0.048 μg／bee	0.17 μg／bee	0.034 μg／bee／day	0.013 μg／bee
（3*R*）－3－（2－クロロチアゾール－5－イル)－8－メチル－7－オキソ－6－フェニル－2，3，7，8－テトラヒドロ［1，3］チアゾロ［3，2－*a*］ピリミジン－4－イウム－5－オレート(別名フェンメゾジチアズ)	1.8μg／bee	0.67 μg／bee	0.0082 μg／bee／day	0.25 μg／bee

別表第三（第三号関係）

農　薬　の　成　分	基　準　値			
	成虫の接触ばく露に関するもの	成虫の単回経口ばく露に関するもの	成虫の反復経口ばく露に関するもの	幼虫の経口ばく露に関するもの
（略）				
2－（4－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－4－イルエーテル（別名フェナザキン）	0.048 μg／bee	0.17 μg／bee	0.034 μg／bee／day	0.013 μg／bee
（新設）				

○環境省告示第四十五号

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月十五日

環境大臣　笹川　博義

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
アンモニウム［（3*RS*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム［（3*S*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネートPナトリウム塩）	（2*RS*）－2－アミノ－4－［ヒドロキシ（メチル）ホスフィノイル］ブタン酸（別名グルホシネート酸）として0.024mg／l
（略）	
（1*RS*，5*RS*）－3－［2－クロロ－4－（メチルスルホニル）ベンゾイル］－4－（フェニルチオ）ビシクロ［3．2．1］オクタ－3－エン－2－オン（別名ベンゾビシクロン）	0.090mg／l
（略）	
（削除）	
（略）	
3－（4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル）－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ［4．5］デカ－3－エン－4－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	0.12mg／l
2－（4－*tert*－ブチルフェニル）エチルキナゾリン－4－イルエーテル（別名フェナザキン）	0.012mg／l

改正前

（略）

農薬の成分	基準値
（略）	
アンモニウム＝［（3*RS*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム＝［（3*S*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィナート（別名グルホシネートPナトリウム塩）	［（3*RS*）－3－アミノ－3－カルボキシプロピル］メチルホスフィン酸（別名グルホシネート酸）として0.024mg／l
（略）	
3－（2－クロロ－4－メシルベンゾイル）－2－フェニルチオビシクロ［3．2．1］オクタ－2－エン－4－オン（別名ベンゾビシクロン）	0.090mg／l
（略）	
O，*O*－ジエチル　*O*－（3，5，6－トリクロロピリジン－2－イル）ホスホロチオエート（別名クロルピリホス）	0.002mg／l
（略）	
3－（4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル）－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ［4．5］デカ－3－エン－4－イルエチルカルボナート（別名スピロピジオン）	0.12mg／l
（新設）	

その他告示

○農林水産省告示第千五百六十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月六日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　簗　和生

1　登録番号　第22092号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Llave & Lex.
4　登録品種の名称　Suncalore
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第22128号
2　登録年月日　平成24年12月28日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　TAN08998
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Christian Evers
Langes Hofkoppel 6, 25436 Uetersen, Germany

1　登録番号　第27123号
2　登録年月日　平成30年12月27日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　ミヨダリマルガリータ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

1　登録番号　第27133号
2　登録年月日　平成30年12月27日
3　農林水産植物の種類
Mecardonia Ruiz & Pav.
4　登録品種の名称　INTAMEC003
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
National Institute of Agricultural Technology
Rivadavia　1439(C1033AAE)　Ciudad Autonoma de Buenos Aires, Argentina

1　登録番号　第27651号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　SUNBIDEVB 2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第27659号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Tifosi HP 01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジョルディカワムラ
栃木県日光市豊田319番地

1　登録番号　第27660号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Calibrachoa Cerv.
4　登録品種の名称　Tifosi LV 01
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジョルディカワムラ
栃木県日光市豊田319番地

1　登録番号　第27683号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイハニービー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27688号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　SKE110-4503
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第27693号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFLICI3
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第27700号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DLFLAC3
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Deliflor Royalties B.V.
Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands

1　登録番号　第27714号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　フェリーチェ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社バイオ・ユー
香川県善通寺市櫛梨町594番地

1　登録番号　第27715号
2　登録年月日　令和元年12月27日
3　農林水産植物の種類
Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　もも姫
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社バイオ・ユー
香川県善通寺市櫛梨町594番地

○農林水産省告示第千五百六十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月十五日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　簗　和生

1　登録番号　第18761号
2　登録年月日　平成22年１月14日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　恋姫
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
一般社団法人長野県農村工業研究所
長野県須坂市大字須坂787番地１

1　登録番号　第18791号
2　登録年月日　平成22年１月14日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　INTERMARAL
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
INTERPLANT B.V.
Broekweg 5, 3956 NE Leersum, The Netherlands

1　登録番号　第18792号
2　登録年月日　平成22年１月14日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　JACHONEW
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第18793号
2　登録年月日　平成22年１月14日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　KORMAMTIZA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
W. Kordes' Sohne Rosenschulen GmbH & Co KG
Rosenstr. 54, D-25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Germany

1　登録番号　第18794号
2　登録年月日　平成22年１月14日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEIBONJO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第18795号
2　登録年月日　平成22年１月14日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　MEIHECLUZ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第23796号
2　登録年月日　平成27年１月14日
3　農林水産植物の種類
Cyclamen L.
4　登録品種の名称　ファルファーレ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
雪印種苗株式会社
北海道札幌市厚別区上野幌一条５丁目１番８号

1　登録番号　第23798号
2　登録年月日　平成27年１月14日
3　農林水産植物の種類
Cyclamen L.
4　登録品種の名称　さくらスマイル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
山本秀樹
島根県出雲市西平田町165ヴィラチェリーブロッサムA202

○農林水産省告示第千五百六十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　篠　和生

1　登録番号　第29515号
2　登録年月日　令和５年１月16日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　Sheena439-7
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社椎名洋ラン園
千葉県旭市井戸野3665

○農林水産省告示第千五百六十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月二十日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　篠　和生

1　登録番号　第12651号
2　登録年月日　平成17年１月19日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　インタートロダン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
京成バラ園芸株式会社
千葉県八千代市大和田新田755番地

1　登録番号　第12690号
2　登録年月日　平成17年１月19日
3　農林水産植物の種類
Codiaeum variegatum (L.) A. Juss.
4　登録品種の名称　スクルキー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
神谷幹秀
愛知県安城市安城町赤塚75番地

1　登録番号　第24661号
2　登録年月日　平成28年１月18日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Harpacket
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Harkness New Roses Ltd
Cambridge Road, Hichin, Herts, SG4 OJT, United Kingdom

1　登録番号　第24663号
2　登録年月日　平成28年１月18日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　HARtyre
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Harkness New Roses Ltd
Cambridge Road, Hichin, Herts, SG4 OJT, United Kingdom

1　登録番号　第25584号
2　登録年月日　平成29年１月19日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus L.
4　登録品種の名称　ひなた１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Chien-Young Chu
155 5A, North Minseng Road, West District 403 Taichung, Taiwan

1　登録番号　第25586号
2　登録年月日　平成29年１月19日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus L.
4　登録品種の名称　こなみロータス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Chien-Young Chu
155 5A, North Minseng Road, West District 403 Taichung, Taiwan

1　登録番号　第25587号
2　登録年月日　平成29年１月19日
3　農林水産植物の種類
Hibiscus L.
4　登録品種の名称　ムーム１号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Chien-Young Chu
155 5A, North Minseng Road, West District 403 Taichung, Taiwan

1　登録番号　第25591号
2　登録年月日　平成29年１月19日
3　農林水産植物の種類
Viburnum opulus L.
4　登録品種の名称　里の光
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大平民人
長野県上伊那郡南箕輪村8304―524

1　登録番号　第25592号
2　登録年月日　平成29年１月19日
3　農林水産植物の種類
Viburnum opulus L.
4　登録品種の名称　里の環
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大平民人
長野県上伊那郡南箕輪村8304―524

1　登録番号　第25593号
2　登録年月日　平成29年１月19日
3　農林水産植物の種類
Vitis L.
4　登録品種の名称　黒いベール
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
米山孝之
山梨県甲府市落合町1254番地
米山夫佐子
山梨県甲府市落合町1254番地

1　登録番号　第28838号
2　登録年月日　令和４年１月17日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKMYWHITE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, the Netherlands

1　登録番号　第28860号
2　登録年月日　令和４年１月17日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代27―509
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

1　登録番号　第28861号
2　登録年月日　令和４年１月17日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代27―521
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

1　登録番号　第28862号
2　登録年月日　令和４年１月17日
3　農林水産植物の種類
Gentiana L.
4　登録品種の名称　安代28―103
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
八幡平市
岩手県八幡平市野駄第21地割170番地

○農林水産省告示第千五百六十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　簗　和生

1　登録番号　第30704号
2　登録年月日　令和７年１月20日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group
4　登録品種の名称　PACPILACE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Am Fiebig 14, 01561 Thiendorf, Germany

1　登録番号　第30709号
2　登録年月日　令和７年１月20日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group
4　登録品種の名称　PECZ0013
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Syngenta Crop Protection AG
Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland

○農林水産省告示第千五百六十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月二十三日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　簗　和生

1　登録番号　第14714号
2　登録年月日　平成19年１月22日
3　農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
4　登録品種の名称　レオナルド
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第14715号
2　登録年月日　平成19年１月22日
3　農林水産植物の種類
Kalanchoe Adans.
4　登録品種の名称　ラ　デュース
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第千五百七十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　簗　和生

1　登録番号　第20241号
2　登録年月日　平成23年１月25日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　RUIMG040
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
De Ruiter Intellectual Property B.V.
Hoofdweg 131-133, 1424PE, DE KWAKEL, The Netherlands

1　登録番号　第26390号
2　登録年月日　平成30年１月24日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　シューフライト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531―８

1　登録番号　第26404号
2　登録年月日　平成30年１月24日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイリドル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第26423号
2　登録年月日　平成30年１月24日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　フェアリー　キッス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822―10

1　登録番号　第26444号
2　登録年月日　平成30年１月24日
3　農林水産植物の種類
Ranunculus L.
4　登録品種の名称　ラックス　ヒウロペ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社綾園芸
宮崎県東諸県郡綾町南俣3179―１

1　登録番号　第28292号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　いばらき糯36号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
茨城県
茨城県水戸市笠原町978番６

1　登録番号　第28299号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　DAMORFIEST
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel

1　登録番号　第28308号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Surf Gomiyaya
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第28311号
2　登録年月日　令和３年１月26日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunpet 4111
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

○農林水産省告示第千五百七十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月二十九日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　簗　和生

1　登録番号　第22210号
2　登録年月日　平成25年１月28日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　Sunsurfkiro
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝四丁目17番５号

1　登録番号　第22221号
2　登録年月日　平成25年１月28日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　ダイイチ-MP22-21-2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第27186号
2　登録年月日　平成31年１月28日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　シュートラベル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531―８

1　登録番号　第27217号
2　登録年月日　平成31年１月28日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　フェアリー　3
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822―10

1　登録番号　第27224号
2　登録年月日　平成31年１月28日
3　農林水産植物の種類
Raphanus sativus L.
4　登録品種の名称　桜島おごじょ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
鹿児島県
鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番１号

1　登録番号　第27754号
2　登録年月日　令和２年１月28日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　TSオリビア
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ティー・エス・メリクロン株式会社
山梨県北杜市小淵沢町8098

1　登録番号　第27757号
2　登録年月日　令和２年１月28日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　TSパインイエロー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ティー・エス・メリクロン株式会社
山梨県北杜市小淵沢町8098

1　登録番号　第27765号
2　登録年月日　令和２年１月28日
3　農林水産植物の種類
Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart
4　登録品種の名称　KAIR-DS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
カネコ種苗株式会社
群馬県前橋市古市町一丁目50番12号

1　登録番号　第30730号
2　登録年月日　令和７年１月28日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　Dobidbocampf
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Oudecampsweg 35C, 2678NN De Lier, The Netherlands

○農林水産省告示第千五百七十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和八年一月三十一日に消滅したものとみなされる。

令和八年十月十五日

農林水産大臣　篠　和生

1　登録番号　第26446号
2　登録年月日　平成30年１月30日
3　農林水産植物の種類
Allium cepa L.
4　登録品種の名称　KTM9843-02-01A
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道札幌市北区北十九条西11丁目１番地８

1　登録番号　第26447号
2　登録年月日　平成30年１月30日
3　農林水産植物の種類
Allium cepa L.
4　登録品種の名称　KTM9843-02-01B
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
北海道札幌市北区北十九条西11丁目１番地８

1　登録番号　第26463号
2　登録年月日　平成30年１月30日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　DK-2
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26464号
2　登録年月日　平成30年１月30日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　DK-5
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26465号
2　登録年月日　平成30年１月30日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　DK-9
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26466号
2　登録年月日　平成30年１月30日
3　農林水産植物の種類
Dahlia Cav.
4　登録品種の名称　DK-12
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
サントリーフラワーズ株式会社
東京都港区芝４丁目17番５号

1　登録番号　第26510号
2　登録年月日　平成30年１月30日
3　農林水産植物の種類
Pisum sativum L.
4　登録品種の名称　SAKPEA001
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第29997号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　Artokimp
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

1　登録番号　第29999号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　DEKTYPHOON
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dekker Breeding B.V.
Julianaweg 6a, 1711RP Hensbroek, The Netherlands

1　登録番号　第30025号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　ヒルディアイースト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
HilverdaFlorist B.V.
Dwarsweg 15, 1424PL De Kwakel, The Netherlands

1　登録番号　第30028号
2　登録年月日　令和６年１月30日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　ミヨリモセレナバイオレット
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号

○国土交通省告示第千二百二十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年二月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0051＊01	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　XPA1G（JP）	トヨタ　GXPA16―AGFGZ、GXPA16―AGFVZ、GXPA16―AGZGZ、GXPA16―AGZVZ、GXPA16L―AGFGZW、GXPA16L―AGZGZW、GXPA16R―AGFGZW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百二十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年二月十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 127 R 03／03E＊0010＊02	R127　歩行者頭部保護及び歩行者脚部保護装置　トヨタ　S23	トヨタ　AZSH35―AEXBB、AZSH35―AEXGB、AZSH35―AEXMB、TZSH35―AETAT	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百二十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年二月十九日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0051＊02	R156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　XPA1G（JP）	トヨタ　GXPA16―AGFGZ、GXPA16―AGFVZ、GXPA16―AGZGZ、GXPA16―AGZVZ、GXPA16L―AGFGZW、GXPA16L―AGZGZW、GXPA16R―AGFGZW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百二十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年二月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0012＊03	R156　ソフトウェアアップデート　レクサスAH4（L）	レクサス　AAWH10R―LFXVBW、AAWH15L―LFXVBW、AAWH15L―LNXXBW、AAWH15R―LFXVBW、AAWH15R―LNXXBW、AAWH15W―LFXVB、TAWH15W―LNTXT、TAWH15W―LPTVT	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百二十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年二月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0013＊02	R155　サイバーセキュリティー　レクサス　AH4（L）	レクサス　AAWH10R―LFXVBW、AAWH15L―LFXVBW、AAWH15L―LNXXBW、AAWH15R―LFXVBW、AAWH15R―LNXXBW、AAWH15W―LFXVB、TAWH15W―LNTXT、TAWH15W―LPTVT	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百二十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年二月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊58R03／03＊0393＊01	R58　突入防止装置　平成自動車　83―ＳＥ１	車両総重量11000kg以下	有限会社　平成自動車　大阪府大阪市此花区北港２丁目４番80号

○国土交通省告示第千二百三十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊13HR01／05＊0043＊06	R13H　乗用車及び車両総重量3.5ｔ以下の貨物車の制動装置　ﾄﾖﾀ　R９（ＥＲ，Ｄｉ）	トヨタ／スズキ　ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	ﾄﾖﾀ自動車株式会社　愛知県豊田市ﾄﾖﾀ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊13HR01／05＊0044＊05	R13H　乗用車及び車両総重量3.5ｔ以下の貨物車の制動装置　ﾄﾖﾀ　R９（Ｖ，Ｄｉ）	トヨタ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ	ﾄﾖﾀ自動車株式会社　愛知県豊田市ﾄﾖﾀ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊14R09／04＊0017＊04	R14　座席ベルト取付装置　ﾄﾖﾀ　R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	ﾄﾖﾀ自動車株式会社　愛知県豊田市ﾄﾖﾀ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊16R08／05＊0017＊06	R16　座席ベルト　ﾄﾖﾀ　R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴ	ﾄﾖﾀ自動車株式会社　愛知県豊田市ﾄﾖﾀ町１番地

H、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ

○国土交通省告示第千二百三十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊17Ｒ10／00＊0016＊03	Ｒ17　座席及び頭部後傾抑止装置　ﾄﾖﾀ　Ｒ９	ﾄﾖﾀ／ｽｽﾞｷ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	ﾄﾖﾀ自動車株式会社　愛知県豊田市ﾄﾖﾀ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊28Ｒ00／06＊0070＊02	Ｒ28　警音器　ﾄﾖﾀ　Ｒ９	ﾄﾖﾀ／ｽｽﾞｷ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	ﾄﾖﾀ自動車株式会社　愛知県豊田市ﾄﾖﾀ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊39R01／02＊0091＊04	R39　速度計　トヨタ R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊43R01／12＊0014＊02	R43　窓ガラス　トヨタ R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊46R05／01＊0011＊04	R46　後写鏡等及び後写鏡等取付装置　トヨタ R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊79R03／13＊0014＊04	R79　かじ取装置　トヨタ　R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊94R03／02＊0018＊03	R94　オフセット前面衝突時の乗員保護装置　トヨタ　R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 145 R 00／03＊0008＊04	R145　年少者用補助乗車装置取付具　トヨタ　R９	トヨタ／スズキ　ＭＺＲＡ90Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ92Ｗ－ＡＲＸＴＨ、ＭＺＲＡ95Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＭＺＲＡ97Ｗ－ＡＰＸＴＨ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｃ－ＳＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｒ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＡＲＸＴＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ90Ｗ－ＢＲＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＡＰ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

		ＸＴＢ、ＺＷＲ92Ｗ－ＢＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｃ－ＳＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＳＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＡＰＸＴＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＲＢ、ＺＷＲ95Ｗ－ＢＰＸＳＢ	

○国土交通省告示第千二百四十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0089＊02	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＡＮ２Ｐ（ＪＰ，ｔｈ）	トヨタ　ＧＵＮ226－ＤＴＴＨＸ、ＧＵＮ227Ｌ－ＤＴＴＨＲＷ、ＧＵＮ227Ｌ－ＤＴＴＬＲＷ、ＧＵＮ227Ｌ－ＤＴＴＭＲＷ、ＧＵＮ227Ｌ－ＤＴＴＰＲＷ、ＸＰＮ225Ｌ－ＤＴＤＨＳＷ、ＸＰＮ225Ｌ－ＤＴＤＬＳＷ、ＸＰＮ225Ｒ－ＤＴＤＨＳＷ、ＸＰＮ225Ｒ－ＤＴＤＬＳＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊155Ｒ00／03＊0100＊01	Ｒ155　サイバーセキュリティー　レクサス　ＸＺ２Ｌ	レクサス　ＡＸＺＨ21－ＡＥＸＧＢ、ＡＸＺＨ21Ｌ－ＡＥＸＧＢＷ、ＡＸＺＨ21Ｒ－ＡＥＸＧＢＷ、ＡＸＺＨ26－ＡＥＸＧＢ、ＡＸＺＨ26Ｌ－ＡＥＸＧＢＷ、ＡＸＺＨ26Ｒ－ＡＥＸＧＢＷ、ＸＸＺＭ21－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ21Ｌ－ＡＥＤＧＬＷ、ＸＸＺＭ21Ｒ－ＡＥＤＧＬＷ、ＸＸＺＭ26－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ26Ｌ－ＡＥＤＧＮＷ、ＸＸＺＭ26Ｒ－ＡＥＤＧＮＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ－3159	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＢＤＤＲ06ＡＥ２	スズキ　５ＢＤ－ＤＡ17Ｖ、マツダ　５ＢＤ－ＤＧ17Ｖ、ニッサン　５ＢＤ－ＤＲ17Ｖ、三菱　５ＢＤ－ＤＳ17Ｖ、スズキ　５ＢＤ－ＤＡ18Ｖ、マツダ　５ＢＤ－ＤＧ18Ｖ、ニッサン　５ＢＤ－ＤＲ18Ｖ、三菱　５ＢＤ－ＤＳ18Ｖ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地
㊀Ｇ－3160	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　３ＢＤＤＲ06ＡＥ４	スズキ　３ＢＤ－ＤＡ17Ｖ、マツダ　３ＢＤ－ＤＧ17Ｖ、ニッサン　３ＢＤ－ＤＲ17Ｖ、三菱　３ＢＤ－ＤＳ17Ｖ、スズキ　３ＢＤ－ＤＡ18Ｖ、マツダ　３ＢＤ－ＤＧ18Ｖ、ニッサン　３ＢＤ－ＤＲ18Ｖ、三菱　３ＢＤ－ＤＳ18Ｖ	〃
㊀Ｇ－3288	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　３ＢＤＤＲ06ＡＴ２	〃	〃
㊀Ｇ－3289	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　３ＢＡＤＲ06ＡＴ２	スズキ　３ＢＡ－ＤＡ17Ｗ、マツダ　３ＢＡ－ＤＧ17Ｗ、ニッサン　３ＢＡ－ＤＲ17Ｗ、三菱　３ＢＡ－ＤＳ17Ｗ、スズキ　３ＢＡ－ＤＡ18Ｗ、マツダ　３ＢＡ－ＤＧ18Ｗ、ニッサン　３ＢＡ－ＤＲ18Ｗ、三菱　３ＢＡ－ＤＳ18Ｗ	〃

○国土交通省告示第千二百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ－3264	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　５ＡＡＭＲ06ＤＥ２	スズキ　５ＡＡ－ＭＫ94Ｓ、マツダ　５ＡＡ－ＭＭ94Ｓ、スズキ　５ＡＡ－ＭＸ91Ｓ、スズキ　５ＡＡ－ＨＡ97Ｓ、マツダ　５ＡＡ－ＨＢ97Ｓ、スズキ　５ＡＡ－ＨＥ93Ｓ、スズキ　５ＡＡ－ＭＨ95Ｓ、マツダ　５ＡＡ－ＭＪ95Ｓ、スズキ　５ＡＡ－ＭＲ92Ｓ、マツダ　５ＡＡ－ＭＳ92Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第千二百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年三月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43＊43Ｒ01／12＊0005＊02	Ｒ43　窓ガラス　トヨタ　ＴＰ１（ＪＰ）	トヨタ　ＮＴＰ10－ＡＨＸＤＮ、ＮＴＰ10－ＡＨＸＧＮ、ＮＴＰ10Ｒ－ＡＨＸＤＮ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百四十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0102＊01	Ｒ156　ソフトウェア　アップデート　レクサス　ＸＺ２Ｌ	ＡＸＺＨ21－ＡＥＸＧＢ、ＡＸＺＨ21Ｌ－ＡＥＸＧＢＷ、ＡＸＺＨ21Ｒ－ＡＥＸＧＢＷ、ＡＸＺＨ26－ＡＥＸＧＢ、ＡＸＺＨ26Ｌ－ＡＥＸＧＢＷ、ＡＸＺＨ26Ｒ－ＡＥＸＧＢＷ、ＸＸＺＭ21－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ21Ｌ－ＡＥＤＧＬＷ、ＸＸＺＭ21Ｒ－ＡＥＤＧＬＷ、ＸＸＺＭ26－ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ26Ｌ－ＡＥＤＧＮＷ、ＸＸＺＭ26Ｒ－ＡＥＤＧＮＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百四十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0091＊02	Ｒ156　ソフトウェア　アップデート　トヨタ　ＡＮ２Ｐ（ＪＰ，ｔｈ）	ＧＵＮ226－ＤＴＴＨＸ、ＧＵＮ227Ｌ－ＤＴＴＨＲＷ、ＧＵＮ227Ｌ－ＤＴＴＬＲＷ、ＧＵＮ227Ｌ－ＤＴＴＭＲＷ、ＧＵＮ227Ｌ－ＤＴＴＰＲＷ、ＸＰＮ225Ｌ－ＤＴＤＨＳＷ、ＸＰＮ225Ｌ－ＤＴＤＬＳＷ、ＸＰＮ225Ｒ－ＤＴＤＨＳＷ、ＸＰＮ225Ｒ－ＤＴＤＬＳＷ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百四十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0006＊03	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＺＥ１Ｊ（ＪＰ）	ＭＺＥＡ17－ＢＥＦＮＢ、ＺＷＥ215－ＡＥＸＥＢ、ＺＷＥ215－ＡＥＸＧＢ、ＺＷＥ215－ＡＥＸＮＢ、ＺＷＥ215－ＡＥＸＳＢ、ＺＷＥ215Ｗ－ＡＷＸＥＢ、ＺＷＥ215Ｗ－ＡＷＸＧＢ、ＺＷＥ215Ｗ－ＡＷＸＮＢ、ＺＷＥ215Ｗ－ＡＷＸＳＢ、ＺＷＥ219－ＡＥＸＥＢ、ＺＷＥ219－ＡＥＸＧＢ、ＺＷＥ219－ＡＥＸＮＢ、ＺＷＥ219－ＡＥＸＳＢ、ＺＷＥ219－ＢＥＸＮＢ、ＺＷＥ219Ｗ－ＡＷＸＥＢ、ＺＷＥ219Ｗ－ＡＷＸＧＢ、ＺＷＥ219Ｗ－ＡＷＸＮＢ、ＺＷＥ219Ｗ－ＡＷＸＳＢ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0005＊03	R 156　ソフトウェアアップデータ　トヨタ ZE1J（JP）	MZEA17－BEFNB、ZWE215－AEXEB、ZWE215－AEXGB、ZWE215－AEXNB、ZWE215－AEXSB、ZWE215W－AWXEB、ZWE215W－AWXGB、ZWE215W－AWXNB、ZWE215W－AWXSB、ZWE219－AEXEB、ZWE219－AEXGB、ZWE219－AEXNB、ZWE219－AEXSB、ZWE219－BEXNB、ZWE219W－AWXEB、ZWE219W－AWXGB、ZWE219W－AWXNB、ZWE219W－AWXSB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊21R01／05＊0021＊01	R21　内装　トヨタ　J24	TRJ240L－GGTHK、TRJ240L－GGTPK、TRJ240R－GGTHKN、TRJ240R－GGTPKE、TRJ240R－GGTPKN、TRJ240W－GGTHK、TRJ240W－GGTPK	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 129 R 03／10＊0003＊04	R129　年少者用補助乗車装置　Joyson Safety Systems Japan TK04—046	TOYOTA　MXWH60、JPD20、UWG60、KSP210、MXPB10、MXPK11、MXPC10G、NTP10、MZEA17、MZEA17W、ZRE219H、ZVG11、MZRA90W、AGH40W、FJA300W、GDH303W、MXAA54、MXUA85、AZSH30、XEAM10、GRG75、AZSH36W、GDJ250W、GUN125、AZSH38W、AZSH32、LA350A、M900A、A201A　LEXUS　VJA310W、XEBM15、VXFA50、AXZH11、MZAH11、TALA10、AAZA20、VJA252W、MAYH10、TAWH15W　SUZUKI　HA37S、HA97S、DA17W、DA18W、DA17V　JOINのみ、DA18V　JOINのみ、JB64W、MK53S、MK94S、MK54S、MR52S、MR92S、HE33S、HE93S、MH35S、MH55S、MH85S、MH95S、MX81S、MX91S、FF21S、YD21S、YE21S、YEA1S、YEH1S、MN71S、MND1S、JB74W、ZC13S、ZC53S、ZD53S、ZC83S、ZD83S、ZC43S、ZC33S、ZCDDS、ZDDDS、ZCEDS、ZDEDS、MA27S、MA37S、MAD7S、MA47S、ZWR90C、ZWR95C、MZRA90C、MZRA95C、WDB3S、WEB3S、JC74W、PA2AS、PB3AS　NISSAN　E13、P15、E52、M20、T33、FE0、V37、Z	Joyson Safety Systems Japan合同会社　滋賀県愛知郡愛荘町愛知川658

		Ａ１、ＶＹ12、ＫＥ０、ＡＡ１、ＢＡ１、ＢＡ２、Ｃ28、ＲＺ34、ＺＥ２、Ｅ26　ＭＩＴＳＵＢＩＳＨＩ　Ｂ34Ｗ、Ｂ35Ｗ、Ｂ37Ｗ、Ｂ38Ｗ、Ｂ33Ｗ、Ｂ36Ｗ、ＢＡ１Ａ、ＢＡ２Ａ、ＢＡ５Ａ、ＢＡ６Ａ

○国土交通省告示第千二百五十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―2925	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ―６Ｍ60Ｔ6280	三菱　２ＫＧ―Ｆ＊＊＊＊＊＊、三菱　２ＤＧ―Ｆ＊＊＊＊＊＊＊、三菱　２ＰＧ―ＭＰ＊＊＊＊＊、三菱　２ＫＧ―ＭＰ＊＊＊＊＊＊、三菱　２ＷＧ―ＭＰ＊＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三崎市中原区大倉町10番地

○国土交通省告示第千二百五十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月二十三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 166 Ｒ 01／00＊0003＊01	Ｒ166　直前直左右確認装置　レクサス　ＸＺ２Ｌ	ＡＸＺＨ21―ＡＥＸＧＢ、ＡＸＺＨ26―ＡＥＸＧＢ、ＸＸＺＭ21―ＡＥＤＧＮ、ＸＸＺＭ26―ＡＥＤＧＮ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊀Ｇ―3356	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　６ＡＡ―Ａ25Ａ―ＦＸＳ３	レクサス　６ＡＡ―ＡＡＷＨ15Ｗ、トヨタ　６ＡＡ―ＡＡＨＨ45Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年四月二十八日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0012＊02	Ｒ155　サイバーセキュリティー　トヨタ　ＡＨ４	ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＬＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＱＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＲＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＴＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＶＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＦＸＺＢ、ＡＡＨＨ40Ｗ―ＰＲＸＱＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＬＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＱＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＲＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＴＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＶＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＦＸＺＢ、ＡＡＨＨ45Ｗ―ＰＲＸＱＢ、ＡＡＨＰ45Ｗ―ＰＰＸＬＢ、ＡＡＨＰ45Ｗ―ＰＰＸＴＢ、ＡＡＨＰ45Ｗ―ＰＰＸＶＢ、ＡＡＨＰ45Ｗ―ＰＰＸＺＢ、ＡＧＨ40Ｗ―ＰＦＸＬＫ、ＡＧＨ40Ｗ―ＰＦＸＱＫ、ＡＧＨ40Ｗ―ＰＦＸＲＫ、ＡＧＨ40Ｗ―ＰＦＸＴＫ、ＡＧＨ45Ｗ―ＰＦＸＬＫ、ＡＧＨ45Ｗ―ＰＦＸＱＫ、ＡＧＨ45Ｗ―ＰＦＸＲＫ、ＡＧＨ45Ｗ―ＰＦＸＴＫ、ＴＡＨＡ40Ｗ―ＰＦＺＴＴ、ＴＡＨＡ45Ｗ―ＰＦＺＴＴ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年六月三日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日　　国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0025＊02	R 156　ソフトウェアアップデーア　トヨタ XG1TJ（JP，a）	MXGH15－RHXR B、ZVG13－RHXE B、ZVG13－RHXN B、ZVG16－RHXE B、ZVG16－RHXN B	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年六月五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43＊43R01／12＊0016＊01	R43　窓ガラス　トヨタ XPC1	MXPC10G－MNXN B、MXPC10G－MN XQB、MXPC10G－MNXUB、MXPC10G－MWXNB、MXPC10G－MWXQB、MXPC10G－MWXUB、MXPC12G－MNXNB、MXPC12G－MNXQB、MXPC12G－MNXUB、MXPL10G－MNXNB、MXPL10G－MNXQB、MXPL10G－MNXUB、MXPL10G－MWXNB、MXPL10G－MWXQB、MXPL10G－MWXUB、MXPL10R－MWXNB、MXPL10R－MWXUB、MXPL12G－MNXNB、MXPL12G－MNXQB、MXPL12G－MNXUB、MXPL15G－MNXNB、MXPL15G－MNXQB、MXPL15G－MNXUB、MXPL15G－MWXNB、MXPL15G－MWXQB、MXPL15G－MWXUB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年六月十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 161 R 00／05＊0002＊01	R161　四輪自動車等の施錠装置　トヨタ　S2301	AZSH34R－AEXMB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年六月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0085＊01	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　XA6	AXAL62L－ANXGBW、AXAL62L－ANXMBW、AXAL62L－ANXPBW、AXAL62L－ENXGBW、AXAL62L－ENXMBW、AXAL62L－ENXPBW、AXAL62R－ANXGBW、AXAL62R－ANXMBW、AXAL62R－ANXPBW、AXAL62R－ENXGBW、AXAL62R－ENXMBW、AXAL62R－ENXPBW、AXAL64L－ANXGBW、AXAL64L－ANXMBW、AXAL64L－ANXPBW、AXAL64L－ANXZBW、AXAL64L－ENXGBW、AXAL64L－ENXMBW、AXAL64L－ENXPBW、AXAL64L－ENXZBW、AXAL64R－ANXGBW、AXAL64R－ANXMBW、AXAL64R－ANXPBW、AXAL64R－ANXZBW、AXAL64R－ENXGBW、AXAL64R－ENXMBW、AXAL64R－ENXPBW、AXAL64R－ENXZBW、AXAN62－ANX	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0086＊01	R155　サイバーセキュリティー　スズキ　XA6（S）	AXAP64L－YNXPBW、AXAP64L－ZNXPBW	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第千二百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 155 R 00／03＊0073＊01	R155　サイバーセキュリティー　トヨタ　XU8（JP）	AXUH80－ANXGB、AXUH80－ANXSB、AXUH85－ANXGB、AXUH85－ANXSB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0074＊01	R156　ソフトウェアアップデート　トヨタ　XU8（JP）	AXUH80－ANXGB、AXUH80－ANXSB、AXUH85－ANXGB、AXUH85－ANXSB	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百六十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 141 R 01／02＊0004＊01	R141　タイヤ空気圧監視装置　トヨタ　S23	AZSH33L－AEXBB、TZSH35L－AETAT	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

MB、AXAN64－ANXGB、AXAN64－ANXMB、AXAN64－ANXVB、AXAN64－ANXZB、AXAP62－ANXSB、AXAP62L－ANXGBW、AXAP62L－ANXMBW、AXAP62L－ANXPBW、AXAP62L－ENXGBW、AXAP62L－ENXMBW、AXAP62L－ENXPBW、AXAP62R－ANXGBW、AXAP62R－ANXMBW、AXAP62R－ANXPBW、AXAP62R－ENXGBW、AXAP62R－ENXMBW、AXAP62R－ENXPBW、AXAP64－ANXPB、AXAP64－ANXSB、AXAP64－ANXZB、AXAP64L－ANXGBW、AXAP64L－ANXMBW、AXAP64L－ANXPBW、AXAP64L－ANXZBW、AXAP64L－ENXGBW、AXAP64L－ENXMBW、AXAP64L－ENXPBW、AXAP64L－ENXZBW、AXAP64R－ANXGBW、AXAP64R－ANXMBW、AXAP64R－ANXPBW、AXAP64R－ANXZBW、AXAP64R－ENXGBW、AXAP64R－ENXMBW、AXAP64R－ENXPBW、AXAP64R－ENXZBW

○国土交通省告示第千二百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年六月二十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

○国土交通省告示第千二百六十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0087＊ 01	R 156　ソフトウェアアップデート　トヨタ XA6	AXAL62L－ANXGBW、AXAL62L－ANXMBW、AXAL62L－ANXPBW、AXAL62L－ENXGBW、AXAL62L－ENXMBW、AXAL62L－ENXPBW、AXAL62R－ANXGBW、AXAL62R－ANXMBW、AXAL62R－ANXPBW、AXAL62R－ENXGBW、AXAL62R－ENXMBW、AXAL62R－ENXPBW、AXAL64L－ANXGBW、AXAL64L－ANXMBW、AXAL64L－ANXPBW、AXAL64L－ANXZBW、AXAL64L－ENXGBW、AXAL64L－ENXMBW、AXAL64L－ENXPBW、AXAL64L－ENXZBW、AXAL64R－ANXGBW、AXAL64R－ANXMBW、AXAL64R－ANXPBW、AXAL64R－ANXZBW、AXAL64R－ENXGBW、AXAL64R－ENXMBW、AXAL64R－ENXPBW、AXAL64R－ENXZBW、AXAN62－ANXMB、AXAN64－ANXGB、AXAN64－ANXMB、AXAN64－ANXVB、AXAN64－ANXZB、AXAP62－ANXSB、AXAP62L－ANXGBW、AXAP62L－ANXMBW、AXAP62L－ANXPBW、AXAP62L－ENXGBW、AXAP62L－ENXMBW、AXAP62L－ENXPBW、AXAP62R－ANXGBW、AXAP62R－ANXMBW、AXAP62R－ANXPBW、AXAP62R－ENXGBW、AXAP62R－ENXMBW、AXAP62R－ENXPBW、AXAP64－ANXPB、AXAP64－ANXSB、AXAP64－ANXZB、AXAP64L－ANXGBW、AXAP64L－ANXMBW、AXAP64L－ANXPBW、AXAP64L－ANXZBW、AXAP64L－ENXGBW、AXAP64L－ENXMBW、AXAP64L－ENXPBW、AXAP64L－ENXZBW、AXAP64R－ANXGBW、AXAP64R－ANXMBW、AXAP64R－ANXPBW、AXAP64R－ANXZBW、AXAP64R－ENXGBW、AXAP64R－ENXMBW、AXAP64R－ENXPBW、AXAP64R－ENXZBW	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
E 43 ＊ 156 R 00／00＊0088＊ 01	R 156　ソフトウェアアップデート　スズキ XA6（S）	AXAP64L－YNXPBW、AXAP64L－ZNXPBW	スズキ株式会社　静岡県浜松市中央区高塚町300番地

○国土交通省告示第千二百六十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 155 Ｒ 00／03＊0105＊ 01	Ｒ155　サイバーセキュリティー　サイバーセキュリティシステム　ＳＢＲ－ＰＦ１	Ｂ７、Ｇ６、Ｓ６、Ｖ２、Ｚ２、Ｔ２	株式会社ＳＵＢＡＲＵ　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号

○国土交通省告示第千二百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 156 Ｒ 00／00＊0106＊ 01	Ｒ156　ソフトウェアアップデート　プログラム等改変システム　ＳＢＲ－ＰＦ１	Ｂ７、Ｇ６、Ｓ６、Ｖ２、Ｚ２、Ｔ２	株式会社ＳＵＢＡＲＵ　東京都渋谷区恵比寿一丁目20番８号

○国土交通省告示第千二百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月十五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2885	一酸化炭素等発散防止装置　ＵＤトラックス　ＧＨ８Ｆ－２ＰＣ	ＵＤトラックス　２ＷＧ－ＧＫ４＊＊＊、こすゞ　２ＷＧ－ＥＫ４＊＊＊	ＵＤトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地

○国土交通省告示第千二百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年七月二十二日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒Ｇ―2907	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ａ05Ｃ－ＴＣＢ	日野　２＊Ｇ－Ｆ＊２ＡＢ＊、日野　２＊Ｇ－Ｆ＊２ＡＣ＊、日野　２＊Ｇ－Ｇ＊２ＡＢ＊、三菱　２＊Ｇ－Ｙ＊２ＡＢ＊、三菱　２＊Ｇ－Ｙ＊２ＡＣ＊、三菱　２＊Ｇ－Ｖ＊２ＡＢ＊、日野　２＊Ｇ－Ｒ＊２Ａ＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第千二百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年八月六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 139 Ｒ 00／02＊0016＊ 01	Ｒ139　ブレーキアシストシステム　トヨタ　Ｊ24	ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＴ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＴ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千二百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、令和八年八月六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第十二条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年十月十五日

国土交通大臣　井林　辰憲

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ 43 ＊ 140 Ｒ 00／06＊0016＊ 01	Ｒ140　横滑り防止装置　トヨタ　Ｊ24	ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＨＫＦ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫ、ＴＲＪ240Ｌ－ＧＧＴＰＫＦ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＨＫＴ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＥ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＮ、ＴＲＪ240Ｒ－ＧＧＴＰＫＴ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＨＫ、ＴＲＪ240Ｗ－ＧＧＴＰＫ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第６７８７号
東京都江戸川区東瑞江２丁目10―21―205
債務者　井坂　隆裕
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保井裕子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８０２号
東京都墨田区向島５丁目12―18―101
債務者　石田　雄紀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　智貴
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８２１号
東京都足立区神明１丁目１―13―301
債務者　細川　周平
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　琢磨
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５８号
東京都足立区六木３丁目39―６―504
債務者　島田　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　武士
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５９号
東京都足立区六木３丁目39―６―504
債務者　島田　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　武士
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８６５号
東京都新宿区愛住町６―１―601
債務者　石井　雄介
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬川　千鶴
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８６号
東京都豊島区長崎１丁目25―13―301
債務者　海東　浩次
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土井　　將
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８９４号
東京都葛飾区水元４―７―６、住民票上の住所東京都葛飾区西水元６丁目15―６
債務者　飯田　宏之
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　　翔
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９０２号
東京都世田谷区南烏山３丁目23―１―6002
債務者　大磯　　秀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣石　和也
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９０８号
東京都北区滝野川６丁目16―１―201
債務者　大場　　芳
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　真央
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９２９号
東京都大田区池上３丁目34―10　サザンコート　ウエスト101
債務者　三浦　智彰
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西垣　奏子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３２号
東京都江東区大島４丁目１―７―511
債務者　高橋　康夫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大棒　洋佑
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３５号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目５―５―505
債務者　前田　章三
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　岳
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３７号
東京都練馬区上石神井１丁目３―１　ラフィネ上石神井Ａ　103
債務者　松本　悠聖
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　俊明
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９４９号
東京都世田谷区給田３丁目26―10―302
債務者　倉井　一郎
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　拓海
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９６６号
東京都中央区日本橋本町１丁目６－３－603
債務者　田中　優地
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　拓哉
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０２３号
東京都北区神谷３丁目10―19―1305　東京都交通局北寮
債務者　灘岡　勇気
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　優仁
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月26日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７８８号
東京都大田区大森東５丁目22－４
債務者　武井　竜
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長野　海宏
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８１３号
東京都中野区野方４丁目41―12―205
債務者　山崎　和壮
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和田　準
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８１６号
東京都大田区西六郷２丁目17―６　第10ハイツ春野101
債務者　進藤　薫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　亮
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８４８号
東京都世田谷区深沢５丁目18―４
債務者　永山　正汰
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鎌田　悠希
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８４９号
東京都大田区東六郷３丁目16―11
債務者　齊藤由希子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　博規
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５１号
東京都町田市山崎町2130　山崎団地６－１－304
債務者　新井　愛（旧姓福田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小堀　昂亮
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５５号
東京都荒川区西尾久４丁目25―10―402
債務者　千葉　晃洋
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劉　奔
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８２号
東京都練馬区南大泉４丁目32―51　グリーンタウン５　103
債務者　梶井　勝子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　章浩
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８３号
東京都足立区青井４丁目22―13―201
債務者　渡部　将
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　昌之
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８７号
東京都あきる野市小川東１丁目７―15
債務者　小池　達也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小正　寛隆
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８８号
東京都町田市相原町2357―１　カーサ吉野Ⅱ　103
債務者　伊勢川真司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　数井　英一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８９０号
東京都江戸川区南葛西３丁目２－３－101
債務者　片桐　忠夫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　智之
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８９５号
東京都江戸川区西葛西６丁目23―21―302
債務者　瀧澤　和之
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉成　学道
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９００号
東京都千代田区九段南２丁目５－９－106
債務者　新藤　良太
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　圭
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９０４号
東京都世田谷区上馬５丁目35―19―504
債務者　平生　琴音
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野竹　夏江
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９０７号
東京都江戸川区東葛西４丁目55―５―202
債務者　今野　　充
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野ゆかり
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９１２号
東京都江東区北砂３丁目32―14　多つみ荘202
債務者　熊谷　　強
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸靖一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９１３号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目７－１－203
債務者　珍田　明裕
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　　真吾
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９１９号
東京都新宿区西落合３丁目20―８―101
債務者　飯塚　俊彦
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大槻　澄人
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９２６号
東京都墨田区八広５丁目11―13
債務者　大竹　拓海
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　沙樹
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９４０号
東京都豊島区南池袋４丁目10―４―705
債務者　浦田　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　雅臣
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９４２号
東京都板橋区赤塚７丁目25―９―105
債務者　廣江　洋一
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　洋行
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９４３号
埼玉県川口市朝日２丁目６―12―402
債務者　中坪　遥南
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　卓也
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９６１号
東京都板橋区小茂根４丁目21―15―111
債務者　多田　裕輔
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雄貴
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９６２号
東京都江戸川区中葛西４丁目15―８―303　第２コーポマキ
債務者　漆原　孝樹
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　未紗
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９６４号
東京都世田谷区喜多見８丁目15―26―204
債務者　名嘉　竹美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻田　俊幸
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年11月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２００号
秋田市下浜羽川字下山48番地23
債務者　佐々木　亜美（旧姓大垣）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　隆弘
4　破産債権の届出期間　令和８年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６９９号
川崎市高津区二子３丁目33番９号　山徳ビル302
債務者　松山昌美こと　金　　昌美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　篤志
4　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月２日午前10時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６８１９号
東京都大田区西馬込１丁目18―１―219
債務者　江守　優果
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉健太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５４号
東京都江東区東砂４丁目20―11
債務者　谷原　　学
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　優
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５６号
東京都豊島区上池袋１丁目25―２　コスモス26上池袋702号
債務者　真田　和秀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹川麻利恵
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８５号
東京都北区堀船３丁目30―６　ケアハウス堀船
債務者　溝江　常代
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田伏いづみ
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８９号
東京都新宿区大久保１丁目１―18―102
債務者　前川　　補
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺枝　謙太
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９０５号
東京都品川区上大崎３丁目３―９―908
債務者　冨永　和博
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加治　梓子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９１０号
東京都中野区大和町２丁目49―11―103
債務者　中村　竜胆
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　翔吾
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９１１号
神奈川県鎌倉市台1981―１　Ｂ
債務者　紅林龍太郎
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　達也
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３４号
東京都足立区神明１丁目11―３―202
債務者　池田　浩巳
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　　愛
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３６号
東京都新宿区若宮町29―403
債務者　佐々木亜紀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小関　雄也
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９６３号
東京都墨田区菊川２丁目10―11―503　ドエル壱番館
債務者　磯貝　有紀（旧姓大豆生田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西ヶ谷尚人
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９７３号
東京都江東区森下１丁目11－３　ＫＭ1113　202
債務者　織田　純代
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原建太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月３日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７９８号
東京都練馬区北町１丁目44―13―203、住民票上の住所東京都練馬区北町３丁目15―６
債務者　藤林　　香
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根本　智人
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８４７号
東京都世田谷区玉川台１丁目10―16　グランデュオ用賀４　402
債務者　村山　弘晃
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神林　　均
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８４号
東京都台東区清川２丁目37－１　ニューホテル第二
債務者　波多野龍矢朗
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　瑞穂
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３３号
東京都練馬区北町２丁目17―18―203
債務者　菊地　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　啓太
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９８４号
神奈川県秦野市南が丘３丁目４－１　８－102
債務者　見﨑　萌子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　陽平
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９５号
東京都江戸川区東葛西２丁目26―６―202
債務者　岡本　慎也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海野　卓也
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０１２号
東京都大田区南蒲田２丁目20―22―201
債務者　平　　朝路
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紙子　陽子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月４日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７６０号
東京都三鷹市大沢４丁目５番９号
債務者　前田　　隆
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蒲原　　司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月９日午前10時15分
6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６００号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林604番地４、前住所埼玉県川越市中原町２丁目11番地17（川越市駅前ビル204号室）
債務者　島野　郁人
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　邦栄
4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９０９号
東京都足立区西綾瀬４丁目１－６　ＰＭＡ綾瀬壱番館301
債務者　増尾　　浩
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福盛　章子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９６５号
東京都荒川区町屋８丁目17－２－101
債務者　反町ふさ子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　正剛
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９９６号
東京都練馬区石神井台７丁目７―11―301
債務者　岡崎　崇太
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　淑子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５６号
千葉県野田市岩名２丁目40番地の５　パークサイドアイリットＣ棟205
債務者　鈴木　　見
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今野　　遼
4　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午後１時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２７号
千葉県柏市高田1079番地１　オーベル柏314号
債務者　難波　愛子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　義和
4　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午後１時50分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３１号
千葉県流山市南流山５丁目５番地の２　ＭＣＭ南流山204
債務者　鶴川乃友希
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小玉　大介
4　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３２号
千葉県流山市松ケ丘５丁目732番地の１　ソラスト流山
債務者　原田三智雄
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　眞一
4　破産債権の届出期間　令和８年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午前10時20分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８３４号
千葉県柏市酒井根４丁目５番９号　ジュネスパピヨン107号
債務者　神村　俊弥
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　竜亮
4　破産債権の届出期間　令和８年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午前10時40分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４４号
千葉県松戸市新松戸７丁目223番地　新松戸西パークハウスＦ―1005
債務者　小板橋勝豊
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉利　浩美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６８２３号
東京都墨田区本所４丁目４―11―303
債務者　坐間　　遼
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板垣　義一
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２号
川崎市川崎区本町２丁目５番地２　本町住宅306
債務者　水野　清美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植原　健一
4　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午前11時10分
6　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６９３９号
東京都世田谷区代田５丁目17―21
債務者　神保　晴彦
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　耕平
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８０４号
千葉県松戸市河原塚281番地の５　プラージュ矢野203号
債務者　岡野　一樹
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦部勇一郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月21日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６８２２号
東京都足立区花畑４丁目６―11
債務者　山本　　悟
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉　直樹
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４１号
東京都足立区舎人５丁目―９―19―103
債務者　吉澤　雄二
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　敬光
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７７２号
東京都大田区東嶺町36―12―101
債務者　佐藤　清一
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　和子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８６１号
東京都渋谷区神宮前５丁目21―６―202
債務者　阿知波健太
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾田　大吾
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８９３号
東京都港区六本木４丁目２―20―219
債務者　勝田　　基
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　賢治
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９１６号
東京都中野区松が丘１丁目16―11―203
債務者　新谷　隆太
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　千春
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９４６号
神奈川県鎌倉市浄明寺５丁目７―14
債務者　秋元　良平
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　眞記
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９５２号
東京都三鷹市下連雀５丁目１―１―605
債務者　山本　祐也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野嶋　真世
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９７０号
東京都渋谷区笹塚３丁目41―６―101
債務者　大串奈緒史
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　翔
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９７９号
東京都足立区六木４丁目６―10
債務者　茂木　允
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　勇
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０８７号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1921
債務者　箭内　三郎
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　仁史
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０９０号
神奈川県川崎市宮前区小台１丁目３―４　リトルヒルズ88　302
債務者　須藤　義一
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴原　多
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月24日午後２時
6　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８２５号
千葉県柏市西原６丁目１―55―104
債務者　小倉　辰男
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　貴朗
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９７２号
東京都世田谷区下馬１丁目28―５―602
債務者　伊藤　勝
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡　歩
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９７６号
東京都杉並区和田２丁目29―14―102
債務者　市川　航司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　貴之
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前10時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９８１号
東京都北区田端１―12―25―102、住民票上の住所東京都杉並区方南２丁目28―39
債務者　伴　佳高
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　卓
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月25日午前11時
6　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９号
千葉県成田市名古屋702番地70、前住所千葉県富里市七栄897番地９（シャイネスストーリアⅠ　102）
債務者　阿部　俊太
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　聡子
4　破産債権の届出期間　令和８年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月12日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第８０９号
千葉県柏市南逆井４丁目７番80―12号
債務者　小林　唯（旧姓岩井）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　英司
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６３８９号
東京都中央区勝どき１丁目４―２―1107
債務者　古谷　久子（旧姓高見）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　創
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８１８号
東京都板橋区氷川町１―13―501
債務者　大由里美咲
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　英之
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５２号
東京都足立区足立４丁目32―２―203
債務者　宮田　彩奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　英典
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５３号
東京都台東区上野桜木２丁目19―８
債務者　相原　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　将人
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９１４号
東京都板橋区大山東町43―２
債務者　水津　裕美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田祐太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９３８号
東京都文京区水道１丁目５―16―901
債務者　小野寺健太郎
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　哲雄
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９４１号
東京都練馬区貫井３丁目47―３―202
債務者　武本　直樹
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　知念よしの
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５０号
東京都中央区新川２丁目５―１―205
債務者　レガーラ　ヘスス　ブランカフロル
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横溝　秀明
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８５７号
東京都足立区谷在家３丁目９―12―205
債務者　豊田　　碧
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川井　一将
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月15日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２００号
東京都中央区晴海５丁目５番７―4207号
債務者　田村　武義
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　隼哉
4　破産債権の届出期間　令和８年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２０３１号
横浜市戸塚区汲沢町1380番地６
債務者　伊丹　義弘
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　真美
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２７号
栃木県佐野市朝日町715番地８　ハイデックパーク301、前住所栃木県栃木市境町25番10―１号
債務者　君田　祥一
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　拓矢
4　破産債権の届出期間　令和８年11月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６９９４号
東京都大田区大森中２丁目２―１―701
債務者　金子　寿子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多湖　　章
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７１４６号
東京都板橋区赤塚７丁目18―22　第三戸井田荘１Ｆ
債務者　佐藤　唯志
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　博将
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６８６号
東京都町田市根岸町1006番地11
債務者　上床　涼一
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤森　一樹
4　破産債権の届出期間　令和８年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６９６８号
東京都練馬区土支田２丁目22―９―201
債務者　阿部　隼人
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝妻　　健
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　令和９年１月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６９０３号
東京都世田谷区深沢２丁目６―15―605
債務者　川端　惠子（旧姓本島）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増子　　仁
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７０８１号
東京都江東区福住１丁目14―４―201
債務者　古橋　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　　樹
4　破産債権の届出期間　令和８年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月18日午前11時
6　免責意見申述期間　令和９年２月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１６４号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5158番地１
債務者　武井　茂
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１６５号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5158番地１
債務者　武井　輝行
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第３８７号
北海道茅部郡森町字砂原西４丁目188番地
債務者　大江　正剛
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横川　裕宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１６２号
群馬県館林市上早川田町357番地
債務者　植原　克之
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　祥充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第９４号
新潟県新発田市舟入町３丁目５番３号　アクシス７　108、前住所新潟市秋葉区古津1142番地２
債務者　帆苅　　昇
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若槻　直大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１１０号
長崎県諫早市天満町53番19号
債務者　迎　めぐみ
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　雅大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第１９３号
石川県白山市三浦町284番地３
債務者　南　　正良
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井村　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５４号
石川県白山市相木町824番地１　カロスⅡ103号室、従前の住所兵庫県尼崎市西川１丁目６番５―414号
債務者　江原　啓之
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５７１号
静岡県焼津市大覚寺１丁目23番地の３
債務者　石田　行夫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８２１号
宮城県多賀城市大代５丁目10番44―２号、従前の住所宮城県富谷市成田５丁目12番地７
債務者　百々　里織
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田美佐都
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９３４号
仙台市青葉区上杉５丁目８番85号　フラッツ上杉103
債務者　佐々木　康
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小園　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９７１号
仙台市太白区向山４丁目30番15―331号
債務者　石崎　　裕
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田野崎太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０５９号
仙台市宮城野区大梶12番23―407号、従前の住所仙台市宮城野区二の森１番50―407号
債務者　早川　誠幸
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有村　章宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２０４号
秋田市土崎港南一丁目３番45号
債務者　木村　愛弓
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４９号
茨城県土浦市東崎町10番10号
債務者　中泉　広幸
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５７号
茨城県古河市東山田1582番地104
債務者　緒方　　啓
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平久　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第５８号
茨城県古河市東山田1582番地104
債務者　緒方美智子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平久　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第５３号
三重県伊賀市平野西町28番地　ヴィラはっとり202号室
債務者　松田幌・内張工業所こと　松田　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第６８号
三重県名張市蔵持町芝出627　ユニゾン101号室、住民票上の住所三重県名張市つつじが丘南７番町９番地
債務者　山崎　将宏
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井関　敏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月28日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第４３６３号
大阪市都島区都島本通３丁目26番30―703号
債務者　北原　亨弥
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　倫史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６３号
広島市安佐南区高取北１丁目８番31―304号
債務者　是光内装こと石井　是光
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３３号
広島県山県郡安芸太田町大字加計204番地
債務者　金子　浩太
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井陽太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７５号
広島市中区西白島町16番15―902号
債務者　高橋　　清
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安西　紀皓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１号
愛媛県新居浜市篠場町２番８号　ネオタウンＢ101号
債務者　園部　友水
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第６０号
福岡県柳川市本城町48番地９
債務者　原田陽一郎
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第２８号
大分県佐伯市野岡町２丁目６番32号
債務者　宮脇　　誠
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第３２号
大分県佐伯市女島３丁目10379番地　ベル・フルールＢ201号
債務者　三浦　　仁
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第３５号
大分県佐伯市大字池田559番地５、前住所大分県佐伯市野岡町２丁目６番32号
債務者　宮脇麻里奈
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月10日午後２時15分
5　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
宮城県栗原市築館字成田二丁目２番地２
債務者　髙橋　妙子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第３３３号
埼玉県大里郡寄居町大字末野1812番地９　ロイヤルメゾンＤ―202
債務者　齊藤　秀次
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第９５号
愛媛県四国中央市妻鳥町2047番地１　サンハイツ201号、前住所愛媛県四国中央市豊岡町大町字2540番地41
債務者　石川　公彦
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑野　雅紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４７号
愛媛県今治市郷桜井３丁目５番30号、前住所千葉県四街道市美しが丘１丁目22番４号　ツインパレスＢ201号
債務者　井原　大輝
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　真之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第３５３号
鹿児島県いちき串木野市御倉町50番地
債務者　田渕　富弘
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山内友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３５４号
鹿児島県いちき串木野市御倉町50番地
債務者　田渕　亜弥
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山内友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３６４号
鹿児島市東坂元１丁目３番７号、前住所鹿児島市牟礼岡一丁目23番16号
債務者　宮里　　翔
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井竜一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第８３３号
神戸市北区鈴蘭台北町９丁目８番５号
債務者　林　　吉洋
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　泰三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９号
神戸市西区玉津町高津橋275番地　Ｅ－406号
債務者　松崎久美子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上原　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２４０号
徳島県徳島市中島田町３丁目32番地　ニューハイツ稲原　205
債務者　勝浦　衞治
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川城　政人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４４号
徳島県徳島市末広四丁目10番14―104号
債務者　森　　眞治
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５５号
徳島県徳島市富田橋５丁目30番地の１　富田中央ビル303号室、住民票上の住所徳島県徳島市富田橋５丁目30番地の１　富田中央ビル101号室
債務者　田尾　知也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住吉　惠介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月14日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
沖縄県宜野湾市我如古２丁目５番２―202号　志真志団地
債務者　大城　夏希（旧姓宮川）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山加奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６７２号
札幌市白石区本通16丁目南３番12号　ヴィブール白石
債務者　上甲　邦彦
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２１６７号
名古屋市瑞穂区津賀田町２丁目23番地
債務者　牧野　宏三
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇佐美芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６６８６号
大阪市此花区西九条４丁目８番５号　401
債務者　蓑田　将輝
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森﨑　勇季
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５８８号
大阪市浪速区桜川２丁目３番30―609号
債務者　西嶋　航佑
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戀田　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６７号
大阪市東淀川区下新庄２丁目11番５号　メゾンドピアレ　203号
債務者　ＡＮＤ＊ＢＥＮＥ21こと　安藤　吉一
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田　映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月17日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５６９号
千葉市美浜区打瀬３丁目13番地５　ザ幕張ベイフロント1906号
債務者　吉田江梨子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川さやか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月14日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第６７１２号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―704号
債務者　山本　　賢
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早見　太輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６７１３号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―704号
債務者　山本　　茜
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早見　太輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０９号
大阪府東大阪市荒川１丁目６番16号　コンフォートハイツ岩崎　305号
債務者　玉岡　義宏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６５号
兵庫県尼崎市昭和南通５丁目90番地の１　203号
債務者　早川　嘉哉
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡来　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１７３８号
札幌市南区石山１条６丁目１番41号
債務者　坂口　広樹
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午後３時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１３号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷367番地３　中島アパート102号室
債務者　山下　信也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡上　博宣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１４８７号
千葉県市川市北方町４丁目1872番地１
債務者　笈川　陽一
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　康孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２３８７号
名古屋市瑞穂区桃園町２番２―705号　堀田団地
債務者　伊藤　皇司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　将樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４７２号
札幌市西区平和３条６丁目11番８号
債務者　山下　義備
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯田　健人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７号
秋田県能代市清助町７番23号
債務者　菊地　桂子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第１３３７号
埼玉県蕨市中央３丁目21番17号　若葉コーポ203号
債務者　荻原　幸代
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　恒平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５８１号
さいたま市北区櫛引町２丁目63番地５
債務者　坂本　　華
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　結子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４４７号
千葉県船橋市三山５丁目25番16号　クレストール近藤101号
債務者　嵩原　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第２０５１号
愛知県清須市新清洲５丁目８番地７　マ・メゾン101、受任通知書上の住所名古屋市西区中小田井４丁目361番地
債務者　木村　　孝
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金剌　廣長
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２０５号
名古屋市緑区梅里１丁目80番地の１、従前の住所東京都品川区東大井５丁目４番16号　フレンド　ヒル　品川　606
債務者　斉藤　聡汰
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下智香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０３１号
京都市右京区龍安寺住吉町22―25、住民票上の住所滋賀県大津市坂本七丁目30番36号　山本様方
債務者　木村　銀河
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　理子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月23日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７７号
長崎県長崎市岩川町14番５―601号
債務者　横川亜紀子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８３号
長崎県諫早市栄田町31番22号　キャスティール栄田202号
債務者　前田　康晶
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月16日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和８年（フ）第１９７号
青森市大字羽白字沢田548番地７
債務者　矢田部朱美
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３９号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野35番地593
債務者　下舘　典子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　秀明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第２１２１号
名古屋市東区筒井１丁目14―14　モンテハイツ202号、住民票上の住所千葉県習志野市大久保１丁目25番15―408号
債務者　藤原　鉄也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　泰子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月24日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４１０号
千葉県市川市柏井町２丁目1298番地１　（サニーファースト202号）
債務者　齊藤　文雄
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　浩介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４２号
鳥取県米子市新開７丁目９番２号
債務者　井上真利奈
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川中　力
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１５７号
鳥取県米子市新開７丁目１番23号　102号
債務者　和田　克俊
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　アザレア法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月21日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１５６号
島根県松江市美保関町諸喰590番地
債務者　近藤　美鈴
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７９号
佐賀県唐津市肥前町田野乙1484番地１
債務者　寺田一太郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永江竜之介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第６４６号
埼玉県所沢市大字荒幡321番地の１　コトー・イソダＢ―101
債務者　津田　隆行
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重成　大毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９９号
埼玉県所沢市小手指町２丁目11番地の６　パーク・ノヴァ小手指202
債務者　佐々木和歌子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒見　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第４２１号
愛知県西尾市中畑町大山16番地４
債務者　恋するレイラこと　吉川　英子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中根　雄志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時25分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４６６号
愛知県豊田市小川町１丁目31番地５　スパークルムライ202号
債務者　河合　計洋
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪上　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１８号
茨城県水戸市石川２丁目4046番地の６　リーブルファイン石川103号、前住所群馬県高崎市矢中町967番地２　グレイス矢中Ａ
債務者　松本　勝紀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　哲哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４３１号
愛知県豊田市井上町３丁目100番地67
債務者　松屋　徹
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加計　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後２時５分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第５３０号
愛知県豊田市平和町２丁目40番地２
債務者　北川眞由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　広有
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第６６号
茨城県神栖市下幡木960番地１　サンビトレスⅠ　203
債務者　中根裕次郎
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　　碧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第５８２号
埼玉県川越市大字上戸267番地９　（パークウェイＢ201）
債務者　宮原　龍夫
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　聡治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１０１０号
京都市伏見区竹田浄菩提院町79番地　メゾン・ド・イッセイ竹田　401号室
債務者　長　　大地
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒栁　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和９年１月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６４４号
新潟県佐渡市竹田678―１、住民票上の住所
埼玉県川口市大字芝3930番地の５
債務者　中川　峰人
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　拓馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０号
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2443番地１
債務者　獅峯喜代美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月８日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１６１２号
千葉市緑区誉田町２丁目21番地461
債務者　椎名　康之
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　泰斗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３１３号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄373番地、前住所岐阜県羽島市正木町須賀赤松158番地１
債務者　増田　雄哉
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷山　珠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１０９号
岐阜県大垣市平町699番地９　コンフォート・カワイ　202、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字下磯88番地１
債務者　飯田　隆史
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１２号
岐阜県海津市平田町今尾3115番地４、前住所岐阜県海津市平田町高田888番地２　ビレッジハウス上流２号棟308号室
債務者　大脇　真吾
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　直実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後４時15分
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
岐阜県瑞穂市稲里807番地２、前住所岐阜県大垣市浅草３丁目112番地２
債務者　山口　道男
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　直美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午後４時
5　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第６８４号
愛知県小牧市掛割町73番地　レジデンス長谷川103号
債務者　後藤　博二
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口　航平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８４号
名古屋市守山区茶臼前17番13号　サクラハイツ303号、前住所三重県志摩市阿児町国府3693番地16
債務者　池田哲太郎
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　美淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第６４０号
栃木県矢板市越畑229番地14、住民票上の住所栃木県塩谷郡塩谷町大字熊ノ木1290番地２
債務者　日原　英樹
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　一星
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２２号
茨城県稲敷市柴崎6772番地、住民票上の住所茨城県稲敷郡河内町十里463番地
債務者　石川　友之
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１１号
北海道檜山郡江差町字柳崎町302番地６
債務者　小間　朋美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
函館地方裁判所江差支部

令和８年（フ）第３８号
岩手県下閉伊郡山田町船越第６地割159番地78
債務者　鈴木　愛子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第３６８号
静岡県浜松市中央区住吉三丁目16番９号　フォーレスト21　205、前住所長野県岡谷市銀座１丁目３番13号　クレイノサンドリームⅡ石経　208号室
債務者　高橋　美帆
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３８２号
静岡県袋井市彦島16番地の５
債務者　山田　優佳
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１８１８号
名古屋市西区枇杷島２丁目４番43号　東海荘11号
債務者　原田　耕司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６３号
名古屋市中区千代田３丁目32番８号　アーバンラフレ鶴舞公園２棟206号
債務者　清水　弥生
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０３号
名古屋市緑区浦里４丁目65番地　県営鳴海住宅Ｇ棟408号、従前の住所名古屋市天白区荒池２丁目1602番地　リブアライケ201号
債務者　高橋　千波
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９１６号
愛知県豊明市三崎町ゆたか台１番地　ゆたか台住宅５棟305号
債務者　近藤　真弓
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５４号
名古屋市守山区小幡南３丁目９番14号
債務者　長谷川扶美子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９７７号
愛知県日進市浅田町森下11番地１　浅井マンション102
債務者　杉元　博子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０３１号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　６号棟105号室
債務者　吉田　晶雄
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７３号
名古屋市中川区前田西町２丁目115番地　リバーサイド前田403号
債務者　加藤たけみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０７５号
名古屋市西区八筋町418番地の１　第２シャトープレドパーク301号
債務者　片岡　由布
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０９０号
名古屋市昭和区小坂町１丁目10番地の１　クレール小坂101号
債務者　成瀬　颯
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１０９号
名古屋市北区川中町２番５号　ファミール富士402号
債務者　荒井　進
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１３３号
名古屋市港区野跡４丁目３番４－1206号　みなと荘
債務者　岡元　恵美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１４２号
名古屋市守山区小六町４番８号
債務者　中村　繁雄
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６２号
名古屋市千種区上野２丁目３番５号　シュトラウスＵＥＮＯ203号
債務者　橋本　郁弥
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３０４号
名古屋市中区新栄２丁目39番23号　ドリーム新栄302号
債務者　宇田　勝昭
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３４５号
名古屋市東区泉２丁目６番６号ー１　エスリード泉　外堀通1301号
債務者　髙木　美空
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３５０号
名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅２号棟９ー10号、従前の住所愛知県春日井市藤山台３丁目１番地３　325号棟212号室
債務者　山内由己子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９７号
三重県志摩市阿児町鵜方2824番地248
債務者　谷川原三佐子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第１００号
三重県伊勢市御薗町上條1196番地８
債務者　池田　珠理
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第６４号
北海道北見市とん田東町579番地１　イーストプラザ305号
債務者　阿部　美優（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第２１６号
群馬県高崎市新町1990番地１
債務者　萩原　　愛
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１４０６号
さいたま市見沼区大字南中野1073番地８
債務者　青木　佳代
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４２１号
埼玉県新座市栗原二丁目４番15ー403号
債務者　野寺みゆき
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５９８号
埼玉県上尾市大字平塚938番地２　クレールコート101
債務者　横山　　澪（旧姓江口）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８３号
埼玉県川口市南前川２丁目23番７号　国際川口ビル202号
債務者　太田有紀子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６９２号
埼玉県飯能市大字双柳1495番地６　コンフォート飯能Ｂ一201
債務者　深浦　大和
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９３号
埼玉県狭山市狭山16番38号　コーポすみれ203
債務者　菅原　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９７号
埼玉県所沢市大字下富651番地の15
債務者　五十嵐風斗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９８号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地６　（川越いせはら団地３号棟903号室）
債務者　氏家　謙司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４０号
埼玉県行田市棚田町１丁目４番地11　カトレアコーポラス101
債務者　加藤麻由美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１５６号
岡山県倉敷市亀山780番地２　特別養護老人ホームくらしき
債務者　吉家　　昭
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３２２号
岡山県倉敷市水江1051番地１　ピッツィカートⅠ　105号
債務者　髙原実千代
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４０８号
札幌市白石区本通17丁目北13番30号　栄真ハイツ２号
債務者　北沢　美也（旧姓西岡）
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７７号
札幌市豊平区平岸３条９丁目１番25号　ＨＳ平岸391―201号
債務者　遠藤　由紀
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６９８号
札幌市西区八軒５条西10丁目４番７号
債務者　目黒　輝美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８０５号
北海道石狩市花川南２条６丁目55番地
債務者　石田　　卓
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１０号
札幌市東区北21条東３丁目１番22号　パークリラ202号
債務者　千葉　　喬
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６１号
札幌市白石区南郷通20丁目南１番１号　サンピア20丁目館303号
債務者　吉田　太素
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１７号
札幌市東区北20条東16丁目４番９号　サンライン元町106号
債務者　神成　良平
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３４号
札幌市南区澄川３条２丁目２番８―302号
債務者　小林　　瞳
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４１号
北海道北広島市共栄町３丁目13番地５　ＴＷＩＮＢＥＲＲＹ　ＫＩＴＡＨＩＲＯＳＨＩＭＡ202号
債務者　斉藤　太郎
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０９号
釧路市鳥取北７丁目３番８号、前住所釧路市鳥取南８丁目８番７号　ハイツガレリア２12号室
債務者　工藤　彩華
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３６号
岩手県八幡平市大更第23地割101番地１
債務者　水原　清子こと　朴　　清子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３４３号
盛岡市月が丘三丁目21番６号
債務者　内藤　　誠
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３０９号
群馬県前橋市樋越町386番地９
債務者　清水　千華
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１０号
群馬県佐波郡玉村町大字下新田155番地７　ウィンディアＴ102
債務者　植木想一郎
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２１９号
茨城県水戸市石川２丁目4046番地の６　リーブルファイン石川103号、前住所群馬県高崎市矢中町967番地２　グレイス矢中Ａ
債務者　松本喜代子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２２２号
群馬県高崎市北原町89番地１　グループホームイノベル高崎205号
債務者　南雲　湧成
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２２３号
群馬県高崎市中泉町623番地４　パルフェ103号
債務者　櫻井　　章
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第８３号
岐阜県土岐市泉町大富218番地の13　ハイツ栄Ａ－205号
債務者　堀木　正子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第１６９号
愛知県安城市住吉町荒曽根38番地４
債務者　神谷　清子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４６９号
愛知県豊田市京町３丁目101番地24　エメラルドレジデンス201号
債務者　鈴木　大河
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１７号
京都府舞鶴市八反田北町88番地１－２号
債務者　高山　一利
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第６６号
兵庫県加東市喜田２丁目13番地６　世奈弐番館202号
債務者　藤原　貴宏
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第１１５号
高知県香南市野市町西野1644番地　島内ハイツ103号
債務者　西川　茅加
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１６３号
高知県香美市土佐山田町曽我部川960番地
債務者　新谷　秀人
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５６号
高知市桟橋通１丁目３番７号　クラシエ11－202
債務者　生田　武志
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２５８号
高知市十津３丁目10番13号
債務者　北添　智博
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６３号
高知市一宮中町１丁目３番43号
債務者　池内　陵治
１　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５８号
福岡県大牟田市大字田隈399番地３　ＨＳハイツ天神木　201号
債務者　山口　祐子
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第２９３号
静岡県田方郡函南町仁田690番地の１
債務者　山田　一之
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３２２号
静岡県駿東郡小山町須走317番地の23
債務者　片山　行生
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３２８号
静岡県熱海市下多賀172番地の２　めぐみマンション　302号室、前住所静岡県熱海市中央町８番５号　栗原諸星ビル４Ｂ
債務者　加藤　せき
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１４号
和歌山県御坊市藤田町藤井2053番地
債務者　木多　慧介
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

令和８年（フ）第２４１号
香川県高松市香川町川東下641番地７
債務者　藤井　　武
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２６５号
香川県高松市中間町568番地５　讃岐鉄筋社宅102号
債務者　植田　泰人
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６０２号
栃木県下都賀郡壬生町元町５番17号　Ｃｏｍｏｒｅｂｉ　Ａ202、前住所栃木県宇都宮市中戸祭町612番地16　エテルノ・Ｙ202
債務者　上野恵理子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３５８号
千葉県浦安市富士見１丁目７番５－101号　スターリースカイ
債務者　村山　理香
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２１号
千葉市若葉区小倉台２丁目14番１号　クィーンプラザ小倉台101号
債務者　岩居ラファエル
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４号
長崎県西海市西海町黒口郷1818番地１
債務者　太田　昭浩
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１４９号
長崎県佐世保市鹿町町土肥ノ浦166番地２　山手浦第２住宅Ａ－105
債務者　佐藤　隆之
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１５８号
長崎県佐世保市若葉町18番16号　リゾートイン若葉205号、前住所長崎県佐世保市白岳町730番地１
債務者　武田　友宏
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第３４５号
沖縄県中頭郡西原町上原２丁目23番地の９（エトワール崎原Ｂ－３）
債務者　遠藤　菜緒
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第９３７号
仙台市太白区四郎丸字大宮26番地の１　四郎丸市営住宅７棟205
債務者　大内　由紀
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第９７７号
仙台市若林区新寺１丁目１番50－1307号、従前の住所東京都中野区本町５丁目27番４号　セレスティア本町302
債務者　佐藤　慶亮
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１００３号
仙台市若林区若林６丁目10番51号　レトア202
債務者　鎌田　大志
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１００８号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目28番15号　ＮＮコーポ101、従前の住所宮城県柴田郡村田町大字小泉字鼓崎127番地25
債務者　高橋まなみ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０３２号
宮城県岩沼市桜３丁目１番31－105号、従前の住所宮城県岩沼市たけくま２丁目22番12号
債務者　志賀　信代（旧姓飯田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０４８号
仙台市宮城野区田子３丁目10番19号
債務者　阿部　勇多
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０６４号
仙台市若林区荒井東１丁目３番地の１　イーストフォート802
債務者　千葉　真也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０９６号
仙台市太白区長町南４丁目７番23号　１ＴＯコーポ103
債務者　中川　祐治
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１４７号
秋田市新屋比内町21番10号　フェアステージノアＣ105、旧住所秋田市外旭川字梶ノ目437番地５
債務者　八重樫　英紀
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３８号
福島県白河市東前町１番地87、前住所福島県西白河郡西郷村大字真船字長者窪11番地
債務者　梨本のぶえ
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２５７号
茨城県つくば市吾妻３丁目17番地８　若葉ハイツ202号
債務者　岩崎　弥優
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２６１号
茨城県土浦市桜ケ丘町17番４号
債務者　小松﨑暁子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２６３号
茨城県稲敷郡阿見町中央二丁目12番３号　レイクハイツ105
債務者　近藤　隆明
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１３２号
茨城県稲敷市信太古渡66番地２
債務者　大日向　勉
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７４号
茨城県神栖市波崎9534番地１
債務者　細野　元樹
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第８１号
茨城県鹿嶋市大字平井1228番地155
債務者　菅谷嘉奈子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第６５号
茨城県古河市小堤1920番地25
債務者　田中　雄也
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第９１号
茨城県坂東市弓田2409番地
債務者　飯嶋小百合（旧姓染谷）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第９４号
茨城県坂東市逆井4117番地12
債務者　腰塚　正治（旧姓武田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１０６号
茨城県常総市水海道淵頭町2966番地１　北島アパート５
債務者　榎本　　久
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第５２７号
栃木県下野市文教三丁目２番地14　倉井マンション１－Ｃ
債務者　海老原博美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２８号
栃木県下野市文教三丁目２番地14　倉井マンション１－Ｃ
債務者　海老原広子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５２号
栃木県宇都宮市今泉町3020番地25
債務者　平野　政嘉
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５７５号
栃木県小山市城東７丁目17番10号　ハイグレードⅡ302号室
債務者　渡辺　貴史
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６１６号
栃木県佐野市田沼町1102番地３　ボンヌール101、前住所栃木県佐野市山形町875番地
債務者　屋敷　里菜
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２７１号
千葉県佐倉市稲荷台３丁目７番地７　さくらハイツＢ棟202号
債務者　林　　海斗
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２７７号
千葉県印西市原四丁目４番地６棟405号
債務者　宮田　裕史
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２８８号
千葉県富里市七栄885番地28　ロフトハイツ103号室、住民票上の住所千葉県富里市十倉288番地37
債務者　菊池　明乃
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第８４号
千葉県茂原市小林3709番地６　ヨシワラハイツＡ－２号室
債務者　楠　ゆかり
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和８年（フ）第６８３号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地　１－928
債務者　小野寺友実
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７１号
川崎市川崎区池上町10番７号　万福荘　102
債務者　本梅　浩治
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７７５号
川崎市幸区南加瀬４丁目20番40―202号　サニーコーポ
債務者　熊谷　久子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３６１号
新潟市中央区女池２丁目３番21号　コンフォート・パルフェ502
債務者　池田　秀昭
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８２号
新潟市江南区天野３丁目15番15号３
債務者　椛澤　栄作
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
富山県射水市東明七軒５番地３　パインウッド・ワン102
債務者　北村　絵麻
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

令和８年（フ）第４４号
長野県飯田市北方399番地10
債務者　牛山　庸子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
長野地方裁判所飯田支部

令和８年（フ）第３００号
岐阜市則武中２丁目15番16―402号（ＴＨＥＴＯＭ）
債務者　田中　雄史
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４１４号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北３丁目193番地（ドミール大塚　106号室）
債務者　平山由香里
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第７３号
三重県名張市鴻之台１番町115番地　ヴィレッジ・バンガードＡ201号
債務者　木下映梨子（旧姓山本・竹島）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第７４号
三重県伊賀市平野西町28番地　ヴィラはっとり202号室
債務者　松田　彬子（旧姓樋口）
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第７５号
三重県伊賀市予野9672番地　201号室
債務者　西森さやか
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第８０号
滋賀県近江八幡市浅小井町199番地、事業所の所在地滋賀県守山市播磨田町1261―２
債務者　フレンチビストロＳｔｕｄｉｏ　Ｖｏｉｃｅこと　岡田　治樹
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１３９号
滋賀県東近江市市子殿町739番地１　エクセルⅢ　203号室
債務者　徳谷　知穂
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１６５号
滋賀県彦根市長曽根南町442番地（201号）、前住所滋賀県近江八幡市長福寺町48番地（405号）
債務者　朝飛　孝裕
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第５５号
滋賀県長浜市千草町160番地
債務者　西沢　茂美
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第１０号
鳥取県八頭郡八頭町船岡280番地４
債務者　坂口　桃菜
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９７号
鳥取県鳥取市河原町長瀬34番地１　西田マンション301号
債務者　田村　　舞
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５４６号
岡山県備前市伊部1837―１　フローレンスⅣ203、住民票上の住所香川県丸亀市富士見町二丁目１番７―１号
債務者　小見山　智（旧姓福本）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７９号
岡山市中区藤崎527番地１　ゼンティール藤崎Ⅱ―102
債務者　足達　幸代
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８号
福岡県柳川市古賀53番地４
債務者　古賀　和清
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５０４号
大分市西大道２丁目１番７―603号　パームインマンション
債務者　河野　勝也
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１９号
大分県竹田市大字福原156番地
債務者　小代　理沙
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第３８０号
宮崎市大字本郷北方4137番地１　フォレスト本郷203号
債務者　岩﨑　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５９号
鹿児島市宇宿５丁目19番16号
債務者　田畑　政治
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３７６号
鹿児島市東谷山３丁目33番24号　ハイツタウニィ202号
債務者　有嶋　浩明
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３９２号
鹿児島市武岡３丁目27番地11
債務者　内野　珠恵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４０２号
鹿児島市錦江台１丁目44番18―23号、前住所鹿児島市坂之上７丁目44番29号　サンハイツありむら２号棟205号
債務者　鎌田　理恵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１５号
鹿児島県西之表市西之表9722番地
債務者　前田美穂子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４１７号
鹿児島市向陽２丁目12番25号　クレストール久保202号
債務者　福山洸太郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４２１号
鹿児島市荒田２丁目22番10号　山内ビル403号
債務者　日髙　敏英
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１８１号
沖縄県浦添市港川２丁目22番５―902号　ユアサハイム浦添Ａ、住民票上の前住所沖縄県浦添市港川２丁目29番２―301号　ビューハイツ仲西
債務者　樋口　良樹
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１８２号
沖縄県浦添市港川２丁目22番５―902号　ユアサハイム浦添Ａ、住民票上の前住所沖縄県浦添市港川２丁目29番２―301号　ビューハイツ仲西
債務者　樋口　夏美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３６４号
沖縄県那覇市三原１丁目10番25号
債務者　新田　　悟
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３７４号
沖縄県豊見城市字長堂180番地２　グランデＫ　203号室
債務者　宮里　錬武
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３９８号
沖縄県南城市佐敷字兼久11番地２　ワンピース１　102号室
債務者　高里健次郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第５４２号
神奈川県茅ヶ崎市幸町６番13―206号　ダイアパレス茅ヶ崎
債務者　加藤佑一朗
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２９号
横浜市栄区飯島町1530番地　オオタハイツ202
債務者　大田　　舞（旧姓村田）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９５号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番５―211号
債務者　松野　　修
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９７０号
横浜市金沢区富岡西３丁目12番１号　エミーナチェリーＢ02
債務者　高井あつき
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１７０号
横浜市港北区菊名２丁目26番19号　こうぶ苑201
債務者　齋藤　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２９７号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘２丁目32番５号　メゾン桜ケ丘202号
債務者　枝川　香織
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３０５号
横浜市青葉区美しが丘４丁目54番地１　第一飯島荘202
債務者　阿左見史子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３３３号
横浜市南区白妙町５丁目65番地１　パレ・ドール伊勢佐木町南404号
債務者　荻原　美久
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４１号
神奈川県藤沢市弥勒寺４丁目８番８号　ウェルビィ６番館204
債務者　柏倉真理子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３８７号
横浜市中区鷺山53番地　シルバーエンジェル２－Ｄ号室
債務者　菊地恵利奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５２号
兵庫県西宮市神明町８番２―702号
債務者　辰巳　義仁
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７８号
兵庫県西宮市山口町上山口765番地　サンスコーレ壱番館102号
債務者　松山　　明
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４７９号
兵庫県西宮市山口町上山口765番地　サンスコーレ壱番館102号
債務者　松山真由美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４８０号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目１番10―203号
債務者　四元　和浩
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５７８号
兵庫県西宮市上大市２丁目12番16号　ハミング甲東園101号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目30番35号
債務者　田中　慶司
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第９４８号
広島市南区出汐２丁目２番17―303号
債務者　河野　　勇
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９５号
広島市安佐南区祇園６丁目18番５―309号
債務者　越智　義文
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８０号
熊本県玉名市松木17番地３　コーポ塚本101号、前住所熊本県玉名市中1526番地５　メルベイユ203号
債務者　橋元　直輝
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第２６６号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目５番43―607号
債務者　宇良　　静（旧姓當眞）
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３３６号
沖縄県浦添市伊祖２丁目17番１号　ＭＫＫビル202号
債務者　阿波根直人
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第３６２号
沖縄県那覇市字小禄1466番地　泉原ハイツＢ―105
債務者　武富美代子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１３４３号
東京都昭島市玉川町４丁目３番12号耕和マンション202号
債務者　山崎　兼弘
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３７６号
東京都小平市仲町96番地の４クレイン・ナカマチ208号
債務者　鈴木　　恵
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１４７２号
東京都八王子市片倉町1581番地７
債務者　浅井　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２８１号
金沢市保古１丁目32番地　本陣ロイヤル保古202号
債務者　坂本　佳江
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９３号
金沢市新保本２丁目402番地１　モンドール203号、従前の住所金沢市中村町５番37号アイランドハイツ中村Ａ12号
債務者　北河　麻加
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５０５号
大阪市北区天神橋７丁目10番12号　ハイツ淀302号室、前住所大阪市北区国分寺２丁目３番43号　ホワイトハウス３番館　305号室
債務者　指宿　一仁
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７１１号
大阪市東淀川区小松５丁目６番１―502号
債務者　吉田　　守
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７６３号
大阪市西区立売堀６丁目８番30―803号、前住所大阪市西区立売堀６丁目７番43―1109号
債務者　中前　　茜（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９３５号
大阪市西淀川区御幣島６丁目６番14号
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５３号
大阪府茨木市玉水町２番８―201号、前住所大阪府茨木市橋の内２丁目３番３号の５　メゾン丸美　201号
債務者　西島　由夏
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５４号
大阪府守口市佐太中町４丁目３番４―102号
債務者　北村　秀隆
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８４号
大阪市大正区小林西２丁目11番21号　丸誠重工業（株）社宅
債務者　秋元　順一
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１４号
大阪市生野区新今里３丁目19番８―411号
債務者　西川　洋平
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２８号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目24番18号　第二山栄ハイツ　101号
債務者　大谷不士夫
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１５０号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目12番29―108号
債務者　木下　怜奈
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５００号
兵庫県西宮市今津真砂町１番12―307号
債務者　辻田　　大
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５５５号
兵庫県尼崎市西本町８丁目345番地　ケイクリスタルⅡ　201号
債務者　脇丸　幸司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８０号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目１番１―105号
債務者　井本　有那（旧姓川上）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５９２号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目６番10号　ファミール武庫Ｃ棟　202号
債務者　細井戸和伯
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５９３号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目６番10号　ファミール武庫Ｃ棟　202号
債務者　細井戸美沙
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６２号
兵庫県豊岡市山王町２番36号　松本アパート一号
債務者　後藤　鈴乃
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第２８０号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組50番地
債務者　山佐木ゆかり
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２４号
千葉県成田市三里塚212番地１　三里塚212貸家Ｂ
債務者　定野　千夏
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２２６号
千葉県八街市八街ほ177番地62　富山荘12号
債務者　宿谷　俊之
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２５１号
千葉県白井市冨士112番地の６
債務者　三浦　伸平
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第７４３号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷３丁目11番11号　Ｆｌｏｒ　ｄｅ　Ｐｅｒｅ202
債務者　鈴木　千華（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７８３号
千葉県柏市豊住４丁目４番56号　グリーンピア２―201号
債務者　田中　理佳
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９８号
千葉県我孫子市寿２丁目20番６号（201号）セピアコートⅡ
債務者　川畑　まい
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８１７号
千葉県野田市山崎1201番地の１　メゾンルミエール205
債務者　松本千惠子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２５号
千葉県松戸市小金原１丁目11番地の１　ドルチェ小金原106号
債務者　鵜飼　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１５２５号
東京都八王子市東中野81番地メゾン東中野102号
債務者　新井　　隆
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９６６号
千葉市稲毛区長沼町109番地５　サンクレスト102号
債務者　福本　典祐
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４５８号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目９番10号　グレースコーポキシゲ１　202号
債務者　花川佐知子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５０６号
千葉県市川市南行徳３丁目３番18号202室（ラマホームズ）
債務者　日高　克博
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５１４号
千葉市中央区神明町211番地５　ツインコートタムラ202号
債務者　椎名　敏幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５２０号
千葉市緑区鎌取町112番地23　鎌取団地２棟815号
債務者　小野　信男
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７６９号
神戸市兵庫区会下山町２丁目10番21号
債務者　堀川八重子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８４４号
神戸市北区鈴蘭台西町１丁目21番２―501号、従前の住所兵庫県加古川市野口町北野1150番地の１　サンパレス北野201号
債務者　森　恵依斗
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０６号
神戸市中央区小野柄通２丁目１番５―710号
債務者　清水良子こと　金　ヨシ子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９号
青森県五所川原市大字漆川字袖掛60番地１　グランドコーポ旭８号
債務者　大坂　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８１号
青森県五所川原市字柳町14番地１　柳町壱番館202号
債務者　長尾　浩彰
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第２７２号
千葉県八街市東吉田581番地８
債務者　沼田　萌衣
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第３３号
山形県最上郡鮭川村大字京塚767番地１
債務者　高橋友紀子
1　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第３１０号
京都府向日市寺戸町殿長13番地の１　サニーライフ東向日　108号
債務者　重田恭仁子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７７４号
京都市左京区岩倉花園町407番地　ハイツすずらん201号室
債務者　たこ将軍こと　中村　康子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９５１号
京都市中京区西ノ京大炊御門町６番地14　ハイムマエダ　101
債務者　松原　和希
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１６７号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－２棟201号
債務者　洲見　　治
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２号
山口県山陽小野田市大字高畑203番地１、前住所山口県山陽小野田市掃山２丁目４番10号虹ヶ丘ハイツ101号
債務者　横山　晴希
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１３０号
山口県山陽小野田市大字厚狭1093番地５
債務者　里村　展子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第５号
島根県隠岐郡隠岐の島町下西730番地４　町営宮ノ前団地２号棟
債務者　齋藤ももこ
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
松江地方裁判所西郷支部破産係

令和８年（フ）第６５５号
千葉県我孫子市つくし野３丁目２番703号
債務者　福澤　大樹
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６９０号
千葉県松戸市常盤平２丁目24番地の１　常盤平公団住宅１街区46棟107号
債務者　坂本講次郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７７５号
千葉県松戸市小金きよしケ丘３丁目７番地の12　グリーンコーポＪ号
債務者　小松喜代志
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７７６号
千葉県柏市布施813番地40　二幸荘102号
債務者　髙橋よし子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７７８号
千葉県松戸市秋山261番地の35
債務者　平川　慎悟
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９５号
千葉県柏市東上町１番21－５－302号、前住所千葉県我孫子市台田１丁目１番45－1416号　ザ・フォレシス
債務者　田島　　明
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９７号
千葉県柏市十余二254番地222　北山ハイツ301号
債務者　遠藤　広幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８０２号
千葉県柏市高田1258番地１　ハイツ上野台子203号
債務者　鶴本　香織
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８０５号
千葉県流山市美原１丁目1223番地の２　レオパレス　ハイツ流山111
債務者　田中　海帆
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８０６号
千葉県我孫子市本町２丁目７番17－705号　カメリア７ビル
債務者　下村　忠央
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８１３号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区29棟101号
債務者　須藤　光喜
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２３号
千葉県我孫子市緑２丁目５番30－202号　手賀沼コーポ
債務者　鹿毛　勇希
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２９号
千葉県柏市逆井４丁目19番32号
債務者　相原　悠希
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第９９３号
広島市南区大須賀町17番５－1501号
債務者　神八　紀子
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止

令和７年（フ）第１７２８号
東京都千代田区岩本町３丁目４番11号
破産者　株式会社カレイドスコープ
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６２５号
千葉県市川市妙典６丁目５番８－203号　（エルマーナ）
破産者　神田　朋子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９１４号
千葉市若葉区みつわ台５丁目28番７号
破産者　土井　ゆめ
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９７７号
千葉県船橋市習志野台５－７－12－２
破産者　株式会社ｔｏｍｏｒｒｏｗ
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９７８号
千葉県船橋市習志野台５丁目７番12－２号
破産者　明日千夜子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８８号
千葉県四街道市鹿放ケ丘123番地19
破産者　ＺＵＢＡＩＲ　ＭＯＨＡＭＭＡＤ（ゾバール　モハマド）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１８６号
千葉県柏市新柏３丁目17番地７　アビタシオン新柏202号、開始決定時の住所千葉県柏市亀甲台町２丁目７番９号
破産者　齋藤　悦子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０４号
千葉県松戸市南花島３丁目43番８号パークハイツ花伊Ｂ101
破産者　株式会社ファイン物販
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３０５号
千葉県松戸市中和倉109番地の25　Ｏｎｅ’ｓ　Ｓｗｅｅｔ　Ｈｏｍｅ101号
破産者　伊藤由佳梨
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３１０号
千葉県野田市岩名１－27－17間中ビル302号
破産者　有限会社拓昇
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３１２号
千葉県野田市蕃昌346－７、住民票上の住所千葉県野田市七光台344番地の１　ファミール野田414号室
破産者　新明　拓也
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３５８号
仙台市青葉区上愛子字下沢口３番地１
破産者　株式会社ステイク
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３５９号
千葉県鎌ケ谷市初富802番地93　ホワイトパレスＢ棟101
破産者　乾　　晃
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８２号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷１丁目１番１－401号
破産者　渡辺　　恵
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５００号
千葉県松戸市根本464松戸京葉ハイツ６階
破産者　まるくま商事株式会社
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０７号
千葉県我孫子市岡発戸757番地
破産者　佐藤　嘉美（旧姓糸久）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４４号
千葉県松戸市新松戸１丁目434番地　ソミール新松戸Ⅱ205号
破産者　鳥谷部勇貴
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４５号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目362番地　ブレーン１ヒルズ上本郷202号
破産者　登坂　加世（旧姓木村）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６０号
千葉県流山市前平井32番地（運Ｂ144街区２）101
破産者　笹川　正仁
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６３号
千葉県松戸市北松戸３丁目４番地の10　Ｓｉｎｃｅｒｅ　Ｈｉｌｌｓ　Ｉ　202号
破産者　黒川　繕早
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９１号
千葉県野田市尾崎902－30、住民票上の住所千葉県野田市尾崎1203番地の１
破産者　山尾　　拓
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１８０号
盛岡市永井24地割46番地１
破産者　有限会社高櫓ビル
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第４１号
茨城県筑西市布川846番地の49
破産者　株式会社キクチ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第１１７６号
千葉市中央区末広３丁目16番５号
破産者　有限会社サン・ボデー
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３号
千葉市中央区仁戸名町418番地６
破産者　窪田　秀幸
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４７９号
千葉県市川市中山４丁目21番17号
破産者　安達　正博
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５９２号
千葉県船橋市金杉８丁目12番30―421号
破産者　吉崎　友滋
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６６９号
千葉市中央区東本町１番11―２号　Ｌｕｓｓｏ東本町103号
破産者　稲葉　康将
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７２６号
千葉県流山市野々下６丁目538番地の13アパートメントダイナ101
破産者　合同会社なるはや
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７２７号
千葉県市原市椎津1595番地
破産者　松本　清隆
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７６３号
千葉県浦安市北栄１丁目３番28―213号　ペンテプラノ
破産者　坪井　新拓
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９１３号
千葉県船橋市上山町１丁目88番地１　ルーラルタウン壱番館Ｂ棟201号
破産者　荘司　卓哉
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第８３９７号
東京都港区南青山３丁目１番36号青山丸竹ビル６Ｆ
破産者　Ｈａｂｉｔａｔ株式会社
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７８０号
埼玉県川口市戸塚一丁目９番35号グランディール103号
破産者　株式会社未来ネット
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９１号
埼玉県川越市砂新田六丁目17番16号
破産者　建エンタープライズ合同会社
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９３号
埼玉県坂戸市大字片柳399番地４
破産者　株式会社たにふじ
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３３５号
埼玉県入間郡毛呂山町大字市場１番地３
破産者　オーエルピー株式会社
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３７２号
埼玉県狭山市新狭山一丁目16番地の１
破産者　マイテツク株式会社
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３８２号
埼玉県川越市砂新田６丁目16番地22
破産者　亡三浦将満相続財産
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（フ）第１５２０号
千葉県市原市郡本２丁目126番地
破産者　大関　　功
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１５５５号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目６番44号　ハイツエメラルド102号、開始決定時の住所千葉市花見川区犢橋町2193番地20
破産者　保土田真澄
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９１号
千葉市中央区椿森１丁目23番11号
破産者　パーソナルホーム株式会社
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２号
千葉市若葉区加曽利町1063番地13
破産者　黒川　　仁
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８２３号
千葉県船橋市夏見３丁目９番９号
破産者　川村　　勇
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第５２９号
千葉県柏市中十余二208番地12
破産者　株式会社Ｏｒｇａｎｉｃ　Ｃｒｅｗ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第５１２号
川崎市川崎区砂子２丁目８番地１シャンボール互恵ビル814号室
破産者　フローレス化粧品株式会社
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８４号
神奈川県厚木市寿町３丁目14番２号
破産者　一般社団法人ＣＩＤ－ＵＮＥＳＣＯ－ＴＯＫＹＯユネスコ国際ダンスカウンシル東京
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６８号
岐阜市加納菱野町25番地ディプライ丸杉ビル１階
破産者　株式会社アンフィネ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

令和７年（フ）第４１６号
静岡県焼津市中里502番地の３
破産者　株式会社ヤマキ総建
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８２号
名古屋市中区栄５丁目26番39号
破産者　株式会社Ｆｉｌｍ　Ｗｏｒｋｓ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０号
大阪市北区天神西町７－14
破産者　産機貿易株式会社
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８１号
神戸市中央区花隈町９番21号ヒースコート山手２階
破産者　有限会社サーカス・サーカス
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２８８号
広島県福山市能島二丁目18番11号
破産者　株式会社勇輝
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５８号
香川県高松市郷東町792番地52
破産者　有限会社福家マシン販売
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和７年（フ）第６８号
鹿児島市武岡五丁目35番３号
破産者　有限会社安泰商事
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第２８５号
鹿児島市平之町５番１サーパス平田公園401号
破産者　ユニオンコーポレーション株式会社
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第５７８号
鹿児島市東千石町10番２号
破産者　株式会社ＮＩＤ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第１０６号
北海道小樽市住ノ江１丁目７番28号
破産者　株式会社オタル解体工業
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和７年（フ）第２７号
山形県新庄市金沢1125番地
破産者　ＹＫさいほく株式会社
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第２０号
山形県新庄市沖の町４番40号
破産者　合同会社明日は晴れ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１１２１号
東京都立川市錦町１丁目11番７号メゾンドノアロゼ錦町512号
破産者　庭野　　亮
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９１号
静岡県磐田市下万能160番地８
破産者　株式会社Ｔ・Ｉ・Ｓ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１１９１号
京都府長岡京市長法寺清水ヶ瀬５－61
破産者　株式会社ユビックス
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２７３号
大阪府寝屋川市打上高塚町１番３号ふぁみーゆ寝屋川セントラルパークＣ棟1138号室
破産者　株式会社ＣＯＬＰＩＴＯ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和７年（フ）第４１３号
盛岡市南青山町２番１―101号　県営南青山アパート２号棟
破産者　小國　広孝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１７７号
盛岡市南仙北一丁目２番60号　吉田アパートＤ２号
破産者　佐藤美由記
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第７５号
秋田市土崎港北五丁目３番33号　イーストハウスⅠ号
破産者　今田　重孝
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３号
秋田県由利本荘市薬師堂字二本木126番地６
破産者　嶽石　陽介
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和７年（フ）第１８０号
茨城県下妻市小島708番地１　サンライズハイツ101号室、開始決定時の住所茨城県下妻市砂沼新田18番地２　シェルガーデンＢ201
破産者　関　　直樹
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第１９８号
茨城県結城市結城大字結城11152番地２
破産者　菊池　　努
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第４８号
群馬県太田市西矢島町370番地91
破産者　村岡　和紀
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第５９号
群馬県邑楽郡明和町田島71番地２
破産者　高橋しのぶ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和７年（フ）第３７号
大分県竹田市大字入田560番地１　大津英治様方
破産者　大津　咲子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部破産再生係

令和８年（フ）第９５９号
札幌市手稲区曙３条３丁目９番７号　札幌ハイツＤ号
破産者　赤澤　信彦
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６０号
札幌市豊平区月寒東１条６丁目５番14号　キャッスルヴィレッジ101号
破産者　玉田　剛志
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６１号
札幌市豊平区月寒東１条６丁目５番14号　キャッスルヴィレッジ101号
破産者　玉田いくみ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６９号
代替住所Ａ（旧住所　札幌市厚別区厚別中央５条６丁目２番20―205号）
破産者　小林　和惠（旧姓　伊藤）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３８４号
北海道旭川市豊岡４条１丁目２番４号　永大グリーンハイツ豊岡４・１　103号室
破産者　阿久津俊博
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０号
北海道留萌市東雲町２丁目９番地の７
破産者　松元　敬一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８３号
仙台市泉区八乙女中央３丁目９番19号　医心館仙台八乙女318、開始決定時の住所宮城県岩沼市土ケ崎４丁目12番25―Ⅲ103号
破産者　谷岡　憲三
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５０号
宮城県角田市角田字中島下462番地１　２号室
破産者　澤村由香里
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第３１号
茨城県神栖市息栖3040番地110　ヒルズ息栖アネックス105
破産者　蓑輪　幸雄
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第３６号
茨城県神栖市知手中央三丁目10番44号　谷川荘Ｂ－３
破産者　藤城　浩一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第３８６号
埼玉県加須市麦倉191　介護老人保健施設北埼玉ヘルスケアビレッジ、住民票上の住所埼玉県加須市伊賀袋63番地３
破産者　金子　博子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７８１号
埼玉県川口市戸塚１丁目９番35号　グランディール103号
破産者　渡邉　太一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第７９４号
埼玉県加須市花崎１丁目36番地６
破産者　新井　款也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９６０号
埼玉県戸田市大字新曽1392番地の３　メゾンピース202号室
破産者　小山　裕樹
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１９０号
埼玉県所沢市若松町2010番地の４　ヴェルデ３－201
破産者　岩本　常司
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２９４号
埼玉県坂戸市大字片柳399番地４
破産者　酒肴串たにふじこと　谷藤　隼斗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３１１号
埼玉県川越市砂新田１丁目６番地３　（メゾン・サンサン101号室）
破産者　岩田　　覚
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３３４号
埼玉県ふじみ野市滝二丁目２番地８　シュート・ドー101号室
破産者　中島　伸晴
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３３６号
埼玉県川越市川鶴２丁目３番地９　（ＲａｄｉａｎｔＢ棟202号室）
破産者　筋野　　明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３４４号
埼玉県川越市石原町２丁目21番地１　（クロノスＡ－101号室）
破産者　古舘　大斗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３７３号
埼玉県入間市小谷田１丁目16番６号
破産者　渡部　真識
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３７７号
埼玉県坂戸市花影町25番地29　ポエラバドゥ202号室
破産者　峯岸　　大
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第３８１号
埼玉県飯能市大字中山382番地１　（Ａ－302）
破産者　榎林　優華
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１２２４号
横浜市港南区笹下７丁目25番15号　ペルテ高田103
破産者　小林　美香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６３号
横浜市戸塚区汲沢２丁目21番３号
破産者　杉山　宗徳
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０８号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地80―103
破産者　盛山　隆夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２９０号
川崎市川崎区藤崎４丁目24番７号
破産者　飯塚　千尋
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３０７号
川崎市川崎区台町３番17号　ハルナパレス306
破産者　佐藤　龍弥
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３１３号
川崎市麻生区百合丘１丁目７番地19　ガーデンヒルズ百合ヶ丘　107
破産者　中島　静香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３５８号
三重県多気郡多気町朝柄2707番地、開始決定時の住所川崎市多摩区南生田２丁目19番４号プラッシュガーデンＧロッソ　Ｅ号棟
破産者　丸山　俊夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３９５号
川崎市多摩区登戸2935番地15　手塚コーポＩ101
破産者　小笠原由美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第４１１号
川崎市川崎区南町７番地８　グランイル川崎405
破産者　藤浦　幸子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第５号
神奈川県平塚市虹ケ浜11番25号　シャルマンフジ湘南壱番館201
破産者　平島　智恵
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８５号
神奈川県厚木市栄町１丁目14番16―202号
破産者　瀬河地惠子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４５号
新潟県新発田市中曽根町３丁目12番14号　エトワール中曽根　Ｃ棟　１－３
破産者　園部　流維
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和７年（フ）第２０８６号
愛知県日進市栄４丁目1202番地　ライフウエルズ日進Ｉ－４
破産者　杉原　久至
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２８６１号
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田117番地の３　アンプルールリーブルＳｅｎⅡ103号、従前の住所愛知県小牧市常普請３丁目143番地１　リーブル若宮Ｉ103号
破産者　増田　匡彦
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２９１号
愛知県津島市白浜町字宮組96番地１
破産者　福島小百合
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３２号
愛知県愛西市西條町伊重77番地３
破産者　吉田　久望
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１４号
愛知県小牧市大字野口2226番地１
破産者　今井　慎也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１５号
愛知県小牧市大字野口2226番地１
破産者　今井　陽子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８３号
名古屋市瑞穂区田辺通４丁目28番地の10　市営田辺荘606号
破産者　小原　聖恵
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７８４号
名古屋市瑞穂区田辺通４丁目28番地の10　市営田辺荘606号
破産者　小原　慎吾
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０８４号
名古屋市南区白水町39番地の６、従前の住所名古屋市南区松下町４丁目９番地の５　ジーメゾン名古屋松下イエシア301号
破産者　髙橋　侑也（旧姓　矢口）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２３０号
名古屋市中区千代田４丁目１番20号　ラフィシア上前津218号、受任通知書上の旧住所名古屋市中区富士見町17―５　エスリード上前津ＬＩＶＩＡ702
破産者　向山　佳明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２９３号
愛知県知多郡武豊町字山ノ神103番地３　グランハイムＡ棟102号、従前の住所愛知県知多郡武豊町字楠１丁目108番地８
破産者　蜂須賀海秀
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３１４号
名古屋市中村区畑江通７丁目４番地の１　グリーンハイツ畑江401号
破産者　鶏酒房彦やこと　岡　　孝彦
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５６８号
名古屋市緑区黒沢台２丁目2526番地、従前の住所名古屋市天白区高島２丁目1801番地　ライオンズマンション島田高島公園303号
破産者　木下真菜美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６０１７号
大阪府吹田市天道町15番５―101号
破産者　下釜　良一
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１１５号
埼玉県鴻巣市郷地592番地23、開始決定時の住所神戸市中央区二宮町４丁目２―３　サンヴィラ三宮606（開始決定時の住民票上の住所）東京都八王子市寺田町432番地　グリーンヒル寺田　７―２
破産者　伊藤　和明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６３号
神戸市須磨区神の谷６丁目３番110―501号
破産者　今井　英一郎
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３９号
神戸市長田区萩乃町３丁目１番10号　102号、申立時の住所神戸市北区中里町１丁目８番地の75
破産者　大鳥居元和
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５９号
神戸市中央区東川崎町５丁目１番１―308号、従前の住所神戸市東灘区岡本１丁目２番27―204号
破産者　中西　円香
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３８２号
神戸市垂水区西舞子９丁目９番37号、従前の住所神戸市中央区花隈町８番19号　ケンコーハイツ603
破産者　真鍋　重幸
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７２３号
岡山市北区田中102番地103　407号、旧住所岡山市東区瀬戸町万富425番地２、岡山市北区津島笹が瀬３―28リベール津島プレミアム201号、岡山市中区雄町553
破産者　山﨑　賢二
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９８６号
広島市南区段原２丁目14番22―402号、開始決定時の住所広島市中区袋町６番42号　深井ビル５Ｆ
破産者　井澤　顕彦
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２号
広島県福山市能島二丁目18番11号
破産者　藤本　拓人
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１０５号
広島県福山市松永町六丁目16番28―103号
破産者　酒場Ｔａｋこと　宮本　達也
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１１１号
広島県福山市引野町四丁目16番９―305号、旧住所広島県福山市日吉台二丁目32番１―604号　エバーグリーン日吉台
破産者　増井　理伸
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１号
山口県熊毛郡平生町大字曽根239番地
破産者　竹田　健次
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

令和８年（フ）第５９号
香川県高松市木太町2078番地１　ラルジュ玉藻706号室
破産者　福家　稔和
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１５７号
香川県高松市成合町1433番地１
破産者　松下　理賀
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１０号
長崎県南島原市加津佐町己2934番地２、前住所長崎県雲仙市小浜町富津987番地
破産者　田中　斗登
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和７年（フ）第５７９号
鹿児島県霧島市隼人町姫城2717番地７
破産者　井手　康治
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１９５号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原3871番地１、前住所鹿児島市武岡４丁目27番10号　ユニキューブ武岡１－Ａ号
破産者　田中　　賢
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３４号
北海道小樽市奥沢３丁目５番２号
破産者　田中　寿人
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第５３号
北海道紋別郡遠軽町向遠軽272番地１　自衛隊
破産者　佐藤　大作
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和８年（フ）第７号
宮城県遠田郡美里町平針字江合30番地１
破産者　大石　和子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第４９号
宮城県石巻市鹿又字山下東57番地１　有料老人ホームアットホームふれあいの家、前住所宮城県石巻市貞山２丁目１番15号
破産者　及川　茂男
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第１９号
秋田県由利本荘市岩城福俣字蔵下54番地２
破産者　高橋　重雄
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

令和８年（フ）第２３号
山形県新庄市下金沢町15番11号、居所神奈川県厚木市森の里３－12－３　森の里ベルブリーズ106号室
破産者　福原　和輝
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第２４号
福島県福島市堀河町１番65号　チェリーハウスＡ－２号、旧住所山形県新庄市沖の町４番40号
破産者　柿崎　佑太
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第１５６号
茨城県つくばみらい市陽光台３丁目９番地３　アプローズスクエアＡ－201
破産者　獅々戸稲穂（旧姓西田）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１６９号
茨城県石岡市北府中三丁目４番15号
破産者　山﨑　友美（旧姓小山）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第３４３５号
横浜市神奈川区大口通135番地９　塚平ビル404
破産者　成瀬　裕次
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９２２号
横浜市青葉区藤が丘１丁目１番地２　パストラル藤が丘第２　306号
破産者　近藤　俊一
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４４８号
群馬県太田市新井町523番地５、開始決定時の住所横浜市神奈川区三枚町241番地３　三枚ハウスⅡ　102号
破産者　城代　直美（開始決定時の氏名　田島直美）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４１号
新潟県長岡市鉢伏町1831番地、開始決定時の住所新潟県見附市熱田町544番地１
破産者　星　　隆之
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第７８号
新潟県長岡市中沢２丁目1919番地４　ｋａｎｏｎ202号室
破産者　五十嵐勇太
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第９２号
静岡県浜松市中央区笠井上町357番地の５
破産者　辻角　　仁
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第９４号
京都市下京区梅小路東中町10番地
破産者　前川　明久
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３１１号
京都市右京区太秦松本町５番地の111
破産者　西倉　一博
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第５３１号
京都市下京区観喜寺町10番地18　オルテンシア　602
破産者　三上　和枝
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２７４号
兵庫県西宮市上之町32番10号、前住所大阪府交野市星田５丁目３番１―402号
破産者　木原　浩二
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２８５号
兵庫県尼崎市西難波町６丁目２番５号　202、前住所兵庫県尼崎市南七松町２丁目４―３―１
破産者　串崎　麻衣
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―654号
破産者　篠原　直己
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３４８号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目２番11―204号
破産者　玉野　　実
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４９号
高知市土居町４番12号　キャットパラダイス201号
破産者　吉村　真理
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７１号
高知県土佐市高岡町甲385番地６
破産者　津野　竜一
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産手続終結

令和６年（フ）第２６号
福島県相馬市中村字泉町１番地の５
破産者　株式会社タダノ
１　決定年月日　令和８年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所相馬支部

令和７年（フ）第１９８１号
千葉市緑区おゆみ野３丁目20番地１　オーシャンビュー参番館206号
破産者　居下　泰之
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第５０７号
千葉県習志野市秋津５丁目２番13―１号
破産者　株式会社Ｈａｐｐｙ　Ｓｍｉｌｅｓ
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第１００４号
千葉県柏市今谷上町20番地132　メゾンアサノ104号
破産者　東中川　真
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和７年（フ）第１１１号
茨城県筑西市関本上1455番地の２
破産者　株式会社野沢電機
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

令和７年（フ）第２０５号
千葉県八街市八街ろ145番地105
破産者　株式会社五木田商事
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和７年（フ）第６８号
新潟県新発田市御幸町二丁目７番７号
破産者　太田建材株式会社
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１５３号
静岡県焼津市北新田280番地の３
破産者　有限会社エム・シーフーズ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和４年（フ）第６３７５号
東京都町田市三輪町532―４
破産者　関　　恕夫
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０９号
静岡県浜松市中央区四本松町26番地
破産者　株式会社高橋鉄工所
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和６年（フ）第６０５号
京都市右京区京北塔町宮ノ前52番地の２
破産者　株式会社フジノ工務店
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第９３号
京都市下京区朱雀分木町市有地
破産者　株式会社ふな一
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３０４号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅東二丁目６番２号　リリアムエレガンスＢ203
破産者　宮原　勇人
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第４２１号
奈良市鳥見町四丁目３番地の１　富雄団地51―302号
破産者　三和プロジェクトこと　田渕三千雄
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１８７号
奈良県橿原市小綱町13番７号、前住所奈良県五條市居傳町231番地
破産者　上田　　妙（旧姓才田）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和６年（フ）第６１号
佐賀市南佐賀二丁目５番20号、住民票上の住所佐賀市川副町大字犬井道214番地
破産者　内田富士子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１９７０号
札幌市豊平区西岡３条３丁目２番２号、開始決定時の住所北海道千歳市幸福３丁目９番６号
破産者　佐々木泰之
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９号
埼玉県熊谷市西城713番地１
破産者　大澤　聡太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第８６号
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島第21号56番地６
破産者　西野　純平
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１７２６号
愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷77番地１　ハイムフロイデⅡ301号
破産者　扇谷　　博
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２２２５号
愛知県尾張旭市大塚町２丁目１番地１　グレイスビル507号、開始決定時の住所愛知県瀬戸市窯町423番地の９
破産者　中曽根るり子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２０８号
名古屋市守山区小幡南１丁目９番68号　パークシティ・エムズガーデンＢ棟604号、従前の住所千葉県浦安市猫実２丁目20番27―206号Ｂｏｎｃｌａｉｒ
破産者　山田　佳和
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３１６号
名古屋市熱田区中出町２丁目22番地　日比野団地１棟1208号、開始決定時の住所愛知県大府市北山町１丁目45番地　シャンピア306号
破産者　小崎　一美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第４３０号
愛知県西尾市江原町宮前８番地
破産者　ピザデパスタ西尾店こと　宮口　　豪
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第７６号
愛知県岡崎市大和町字荒田57番地10
破産者　長谷部久幸
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第７６７号
神戸市垂水区小束山本町４丁目４番１―712号
破産者　山下　雄士
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１１９号
神戸市東灘区本山北町５丁目５番11号　アンマリエ岡本　203号、従前の住所兵庫県西宮市田代町19番24―401号
破産者　増田　　茂
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和６年（フ）第４０５号
和歌山県岩出市中島593―１　アンジェリーク中島107、住民票上の住所和歌山県岩出市相谷288番地
破産者　グリーンショップエルマナこと　隅田　智子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第６３４号
岡山市北区学南町二丁目３番36号
破産者　谷田　重利
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第６６３号
岡山市北区学南町三丁目13番18号　Ｂ201
破産者　大石　和行
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１４７号
宮城県石巻市東中里１丁目10番11号　コーポ東中里Ｂ棟101号、前住所宮城県石巻市東中里１丁目11番12―２号
破産者　伊藤　洋子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和７年（フ）第１２１号
栃木県栃木市都賀町平川421番地３
破産者　影山　　猛
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第９９号
群馬県伊勢崎市境三ツ木226番地11　アンベリールＡ101（旧住所　群馬県伊勢崎市境287番地）
破産者　川越　弘敬
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和７年（フ）第２０７４号
千葉県いすみ市岬町長者76番地６、開始決定時の住所横浜市港北区新吉田東１丁目32番23号
破産者　石野　知二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４７号
横浜市緑区三保町1377番地１　グリーンヒルズ103
破産者　半澤　英俊
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４８６号
静岡県湖西市南台二丁目15番４号　秀和マンション210号
破産者　磯部　智子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第１２４８号
京都府宇治市宇治若森36番地の２
破産者　岡本　昌也こと　ＫＩＭ　ＣＨＡＮＧ　ＹＡ　金　　昌也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第７４号
広島県東広島市高屋町白市487番地９、開始決定時の住所広島県東広島市高屋町白市721番地14
破産者　尼子　昌幸
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第３１７号
長崎県長崎市川平町383番地５　川平ファミリーコーポＡ棟402号
破産者　宮田　哲也
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１９８０号
札幌市手稲区富丘３条２丁目10番８号　レジオンドヌール２Ｄ号
破産者　ＣＬＡＹＴＯＮ　ＲＵＢＥＮ　ＥＤＷＡＲＤ
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１２９３号
さいたま市大宮区高鼻町２丁目150番地１Ｌｕｍｉｎｏｕｓ　ｃｏａｔ103、開始決定時の住所さいたま市大宮区宮町３丁目41番地４
破産者　鈴木　義明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２０６３号
埼玉県川口市並木２丁目24番18－301号　オーベル川口並木
破産者　温　　泉
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８８号
川崎市高津区千年698番地　グランフォートⅡ　202
破産者　田村　孝明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２５５号
川崎市川崎区昭和１丁目１番６号　グリーンパースアオヤマ　201
破産者　勇　　良太
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２５７号
川崎市川崎区元木２丁目６番６号　アビタシオンⅢ　101
破産者　梅津佳帆里
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第１２０号
新潟県新発田市西宮内114番地
破産者　田中　俊一
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第７号
新潟県新発田市御幸町２丁目７番７号
破産者　太田　民穂
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第８２号
静岡県島田市本通７丁目6915番地の４、開始決定時の住所静岡県島田市横井３丁目20番22号
破産者　櫻井　徹也
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０５１号
愛知県小牧市藤島町居屋敷193番地　サープラスⅡフィフティ201号
破産者　米津　寿浩
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２２９号
名古屋市中川区愛知町30番５号
破産者　柳瀬　敬太
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０７１号
広島市東区戸坂山崎町５番20－101号、開始決定時の住所広島市安佐南区上安５丁目４番19号
破産者　浜田塗装店こと浜田　克美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第５０号
福岡県遠賀郡岡垣町野間２丁目14番17号　アルカンシエルⅠ　203、開始決定時の住所福岡県直方市大字赤地374番地４
破産者　藤井　隆弘
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第２２４号
鹿児島県出水市武本3152番地21、前住所鹿児島県日置市吹上町湯之浦1462番地７
破産者　浦本　　忍
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３２８号
茨城県土浦市荒川沖東三丁目22番13号　カルダノⅡ202
破産者　福島　史菜
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和７年（フ）第２９６号
静岡県駿東郡清水町徳倉2680番地の６
破産者　梅原　一幸
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第９６号
静岡県沼津市大塚926番地の５
破産者　佐藤　信二
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和５年（フ）第２８０号
静岡県浜松市中央区舞阪町弁天島3173番地の12
破産者　商業建築プランニングこと東野　誠治
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第６７１号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目10番１号スリール杭瀬103、前住所兵庫県尼崎市長洲東通３丁目３番30―804号
破産者　クボカワエキスプレスこと　久保川宏司
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

免責許可決定

令和８年（フ）第４１７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2812番地28、前住所栃木県宇都宮市御幸町297番地１　スプランディードミユキ202
破産者　内田　遼太
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４４４号
栃木県宇都宮市簗瀬町2536番地２　ブライト・コートＡ201号室、前住所栃木県宇都宮市西川田３丁目15番７号　ヴィラ・コウヨウＡ306号室
破産者　渡邉　香織
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５５号
栃木県那須塩原市西新町117番地984　サンベルテＢ―203号
破産者　藤田　薫
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第１７２９号
千葉県香取郡神崎町四季の丘11番地12
破産者　野村　正一
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８７９号
千葉市緑区おゆみ野１丁目25番地２　県営住宅Ｃ―３棟325号
破産者　平山　明美
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２９号
千葉県船橋市夏見１丁目18番８号
破産者　河内　裕哉
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９３５号
千葉県船橋市薬円台２丁目14番１―208号
破産者　齋藤　宏明
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９７１号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番24棟401号
破産者　徳元　誠
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９８５号
千葉県市川市福栄４丁目25番10号
破産者　小柴　一樹
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１６号
千葉県市川市宮久保４丁目12番17号　（レオパレスグランシャリオ201号）
破産者　松澤　孝枝
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５５号
千葉県市川市大和田３丁目１番９号　（グリーンコーポＫ203号）
破産者　清水　道夫
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５７号
千葉市若葉区桜木６丁目23番27号　ＴＯＰ桜木408号
破産者　藤丸　進
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０６７号
埼玉県草加市青柳６丁目20番10号、開始決定時の住所千葉県浦安市海楽１丁目４番17号第１板倉ハイツ（201）
破産者　加藤　法子（旧姓岡元・丸橋・菊地）
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０７７号
千葉県八千代市勝田台１丁目28番地１　樫山ビル401号
破産者　近藤　伸之
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１７号
千葉市若葉区加曽利町987番地33　加曽利弐番館203号
破産者　佐々木順一
１　決定年月日　令和８年９月25日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３９８号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁274番地５ゆめイロ１階、前住所栃木県下野市石橋174番地18
破産者　青柳　俊
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３９９号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁274番地５ゆめイロ１階、前住所栃木県下野市石橋174番地18
破産者　青柳　翼
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３７０号
千葉県習志野市鷺沼台３丁目７番４号　プラウド壱番館202号
破産者　岩下　泰真
１　決定年月日　令和８年９月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７１４号
千葉市若葉区貝塚２丁目４番10号　グランドテラス千脇202号
破産者　水口　磨音
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９１４号
千葉市若葉区みつわ台５丁目28番７号
破産者　土井　ゆめ
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９３３号
千葉市若葉区千城台西１丁目51番３号
破産者　西阪　朋子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９７８号
千葉県船橋市習志野台５丁目７番12―２号
破産者　明日千夜子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０２１号
千葉県船橋市松が丘４丁目５番12号　パークハイツ201号
破産者　岩田　　光
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０２８号
千葉県浦安市堀江５丁目10番11号　リバーサイドピース（204）
破産者　成田あゆみ
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０３７号
千葉県船橋市三山９丁目42番７号　ルミエール三山101号
破産者　油本菜穂子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５９号
千葉市若葉区都賀３―17―３　Ａｒｃ都賀101、住民票上の住所千葉市緑区あすみが丘７丁目10番地14
破産者　吉川　　諒
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０７１号
千葉市花見川区長作町1103番地28
破産者　堀合　小春
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０８０号
千葉県市川市中国分４丁目18番９号
破産者　飛岡ひろ子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９７号
千葉市若葉区原町275番地１　アヴァンセ原町202号
破産者　石黒　翔大（旧姓白崎）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６号
千葉県八街市八街い101番地18
破産者　真木　優樹
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和６年（フ）第１００４号
千葉県柏市今谷上町20番地132　メゾンアサノ104号
破産者　東中川　真
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１８６号
千葉県柏市新柏３丁目17番地７　アビタシオン新柏202号、開始決定時の住所千葉県柏市亀甲台町２丁目７番９号
破産者　齋藤　悦子
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３０５号
千葉県松戸市中和倉109番地の25　Ｏｎｅ’ｓ　Ｓｗｅｅｔ　Ｈｏｍｅ101号
破産者　伊藤由佳梨
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３１２号
千葉県野田市蕃昌346―７、住民票上の住所千葉県野田市七光台344番地の１　ファミール野田414号室
破産者　新明　拓也
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第３５９号
千葉県鎌ケ谷市初富802番地93　ホワイトパレスＢ棟101
破産者　乾　　晃
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４８２号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷１丁目１番１―401号
破産者　渡辺　　恵
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０７号
千葉県我孫子市岡発戸757番地
破産者　佐藤　嘉美（旧姓糸久）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４４号
千葉県松戸市新松戸１丁目434番地　ソミール新松戸Ⅱ205号
破産者　鳥谷部勇貴
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４５号
千葉県松戸市緑ケ丘２丁目362番地　ブレーン１ヒルズ上本郷202号
破産者　登坂　加世（旧姓木村）
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６０号
千葉県流山市前平井32番地（運Ｂ144街区２）101
破産者　笹川　正仁
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６３号
千葉県松戸市北松戸３丁目４番地の10　Ｓｉｎｃｅｒｅ　Ｈｉｌｌｓ　Ｉ　202号
破産者　黒川　繕早
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５９１号
千葉県野田市尾崎902―30、住民票上の住所千葉県野田市尾崎1203番地の１
破産者　山尾　　拓
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２３９号
沖縄県那覇市繁多川４丁目12番47号
破産者　又吉　里乃
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８１号
沖縄県豊見城市字真玉橋317番地　グリーンハウス102号
破産者　浜比嘉利加こと　濱比嘉利加
1　決定年月日　令和８年９月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第２５３号
茨城県古河市長谷町48番36号
破産者　小村智恵子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第４２８号
栃木県宇都宮市細谷１－６－６　エトワール１－102、住民票上の住所栃木県矢板市乙畑1475番地６
破産者　児玉　隆仁
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４５８号
栃木県鹿沼市府所町145番地４
破産者　宮下　秋義
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４７３号
栃木県宇都宮市平松本町338番地１　メゾンドベル１　102、前住所栃木県宇都宮市平松本町1109番地15　レーベンＩ　102
破産者　大類　　翼
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４７５号
栃木県芳賀郡益子町大字大沢2538番地３
破産者　塚原　嘉人
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第４８４号
栃木県真岡市下高間木一丁目33番地22
破産者　古谷野　恭
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第３０１号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏4757番地８
破産者　長谷川拓斗
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２００号
埼玉県深谷市上柴町西６丁目１番地４　エトワール101―305号
破産者　木立　雅博
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２４５号
埼玉県本庄市見福２－８－５見福ニューハイツ306、住民票上の住所埼玉県本庄市朝日町１丁目10番21号　美晴マンションＣ棟202号
破産者　新井　祥吾
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５３号
埼玉県行田市大字下忍140番地５　守貸家２号棟
破産者　永澤　健太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５４号
埼玉県本庄市日の出３丁目８番17号
破産者　深堀　恵理華こと　ロンキリーヨ　エリカ（ＲＯＮＱＵＩＬＬＯ　ＥＬＩＣＫＡ）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２５６号
埼玉県本庄市児玉町入浅見721番地４　コーポ泉６号
破産者　鈴木　和彦
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２６２号
埼玉県深谷市小前田672番地４　エストーラＢ101号
破産者　小林　大輔
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第１７３号
千葉市中央区仁戸名町418番地６
破産者　窪田　秀幸
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第４７９号
千葉県市川市中山４丁目21番17号
破産者　安達　正博
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第６６９号
千葉市中央区東本町１番11―２号　Ｌｕｓｓｏ東本町103号
破産者　稲葉　康将
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７２７号
千葉県市原市椎津1595番地
破産者　松本　清隆
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７８６号
千葉県市原市青葉台６丁目25番地の12
破産者　小野　和彦
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８３８号
千葉県市原市西五所34番地30　フォーブル細谷地101
破産者　佐藤　直美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８５３号
千葉市中央区登戸１－６－６―905、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字深谷493番地の１
破産者　遠藤　裕汰
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８８５号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　アイチ７112号
破産者　窪田　頼貞
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８８６号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　アイチ７112号
破産者　窪田　愛美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９０９号
千葉市稲毛区あやめ台２番24棟202号
破産者　市村　嘉伸
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９１３号
千葉県船橋市上山町１丁目88番地１　ルーラルタウン壱番館Ｂ棟201号
破産者　荘司　卓哉
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２８号
千葉県船橋市行田１丁目７番２号　サンライズ篠原201号
破産者　安齋　好美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９３７号
千葉県船橋市夏見２丁目23番12―205号
破産者　新村　八郎
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９３８号
千葉県船橋市夏見２丁目23番12―205号
破産者　新村多美子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４１号
千葉県市川市北国分２丁目９番６号　（サンモール202号）
破産者　福士　和哉
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９４２号
千葉県市川市新田４丁目１番９号
破産者　工藤　正名
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９７４号
千葉県船橋市藤原７丁目41番10棟303号
破産者　藤原　　修
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９９１号
千葉県市川市東大和田１丁目２番14―101号（ヤマコーアイランド）
破産者　山崎　克己
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９９３号
千葉市中央区新宿２丁目１番16号　深山ビル401号
破産者　高橋　秀明
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９９９号
千葉県市川市下貝塚１丁目３番４号
破産者　林　　宏香
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０１５号
千葉県浦安市富士見４丁目11番32―402号　パークテラス富士見
破産者　高橋　良典
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０２３号
千葉県市原市惣社３丁目９番地10　マルダイマンション202号
破産者　柴崎亜理沙
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０２６号
千葉市中央区都町６丁目９番18号　都町ＢＯＸ102号
破産者　片山　京香
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０３８号
千葉市中央区中央２丁目７番10―301号
破産者　萩尾田　恵
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５２号
千葉県浦安市北栄２丁目17番30―408号　パルメゾンソーマ
破産者　狩俣　杏奈（旧姓西平）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０５６号
千葉県市原市八幡1468番地８
破産者　福田　宗朗（旧姓堀越）
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０６０号
千葉県八千代市八千代台北４丁目１番地６ＧＲＡＮＤＥＵＲⅣ103号室
破産者　宇田めぐみ
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０７０号
千葉県市原市大厩1360番地１　アーバンハイツＤ202
破産者　宇佐美理恵
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０８１号
千葉県船橋市小室町3084番地　コットンハウス111号
破産者　松野　重人
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０８２号
千葉市花見川区幕張町６丁目317番地８
破産者　林　　慎也
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０８８号
千葉県市川市北国分３丁目18番２―102号（メゾン・プログレＢ棟）
破産者　西　　亜美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９３号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目20番４号　市原ハイデンス201号
破産者　佐藤　仁哉
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９４号
千葉県市原市辰巳台東２丁目９番地　県営住宅５棟202号
破産者　森　　好恵
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０９８号
千葉県船橋市三山２丁目28番３号　内外学生宿泊文化会館22号
破産者　岩崎　若菜
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１００号
千葉市稲毛区園生町177番地　ガーデンヒルズ稲毛園生Ａ202号
破産者　前田亜里沙
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１０６号
千葉県市原市五井中央西１丁目18番地15　ダイヤパレス102
破産者　末崎　鐵雄
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１９８号
千葉県四街道市鹿渡933番地82　ピアメゾン四街道207
破産者　森　　和男
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第４７５号
千葉県野田市みずき４丁目18番地の１　ＤＵＰＬＥＸ　106
破産者　川田　雅美
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４７８号
千葉県松戸市根本122番地の２　朝日松戸プラザ505号、前住所千葉県市川市真間４丁目３番５号
破産者　石井彩也香
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４９５号
千葉県柏市新逆井２丁目９番11号　アゼリア・ツインズ103号
破産者　黒崎　雄一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０２号
千葉県野田市山崎2635番地の７　ＨＭレジデンスＡ110
破産者　桐越　　淳
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５０３号
千葉県松戸市高塚新田518番地の８　梨香台団地４棟107号室、前住所千葉県松戸市高塚新田512番地の８　梨香台団地３棟1107号室
破産者　佐藤　吉光
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５１４号
千葉県野田市なみき４丁目14番地２
破産者　平原　未希
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５２２号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間２丁目19番37号　わおんＹＭＡ
破産者　橋本　孝子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５２７号
千葉県松戸市馬橋2841番地　サンヒルズ103号
破産者　大里　知子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３０号
千葉県松戸市千駄堀1440番地の13
破産者　大辻　薫子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３１号
千葉県柏市布施新町４丁目15番７号
破産者　吉川　愛絵（旧姓杉本）
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３３号
千葉県鎌ケ谷市東初富２丁目５番10号
破産者　原　　吉之
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３５号
千葉県柏市東３丁目１番22号　中野荘203号
破産者　加賀屋　豊
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５３８号
千葉県松戸市二十世紀が丘中松町72番地　サングリーン高橋203号
破産者　早坂　勝徳
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４１号
千葉県松戸市新松戸南１丁目323番地　ル・メール新松戸303号
破産者　岡部　　恵
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４６号
千葉県流山市大字東深井1109番地の137　サニーメゾンⅠ－101
破産者　腰崎　祥平
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５４７号
千葉県柏市高南台１丁目13番地１　グリーンパーク高南台Ｃ－202号
破産者　林　　義友
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５０号
千葉県我孫子市新木野１丁目17番20号
破産者　豊島　朝三
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５１号
千葉県我孫子市新木野１丁目17番20号
破産者　豊島　由子
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５３号
千葉県市川市柏井町１丁目2203番地　（市川柏井第２県営住宅１棟305号）
破産者　田村まゆみ
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５４号
千葉県松戸市上本郷900番地の２　中央第10北松戸ビル811号
破産者　太田　蒼麻
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５７号
千葉県松戸市大金平５丁目385番地の１　ディセット大金平102号
破産者　海藤　辰騎
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５８号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺３丁目６番２号　レオパレス　ヴィラポワール209
破産者　平野　利幸
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５５９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目７番２号　第２石井シティハイツ104、前住所千葉県船橋市藤原６丁目11番８号
破産者　榊原　春一
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６６号
千葉県松戸市秋山３丁目３番地の６　クレストウッド204号
破産者　遠藤さくら
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５６９号
千葉県流山市南流山６丁目６番地の９　ファミール赤堀302
破産者　淺見　望恵
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５７０号
千葉県松戸市平賀224番地の８　プランドールＵＮ101号
破産者　高橋　　巧
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５７４号
千葉県松戸市高塚新田136番地の１　リエス松戸高塚202号
破産者　武蔵　愛実
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５７６号
千葉県野田市山崎2247番地の11　フラワーハイツなかむら102、前住所千葉県野田市みずき１丁目14番地の158
破産者　矢口真由美
１　決定年月日　令和８年９月29日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８８号
千葉県野田市尾崎830番地の８　（三松コーポ103）
破産者　荒井くに子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第５８９号
千葉県松戸市和名ケ谷985番地の４　ウィズ松戸陽だまりの丘219号
破産者　結城　眞紀
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６０８号
千葉県松戸市緑ケ丘１丁目13番地　ジュネパレス松戸第16―201号
破産者　佐藤　昌樹
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６２２号
千葉県鎌ケ谷市西佐津間１丁目10番16―６号　アミューズＡ103
破産者　保坂　　緑
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第４５号
福岡県筑後市大字長浜15番地アベニール21Ｃ棟207号
破産者　山本　剛弘
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市江上町3063番地１
破産者　神崎　　努
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第２０７号
鹿児島市吉野町5956番地58　ディアスハイツ小林202号、前住所鹿児島市西陵１丁目46番１号　ウインズマンション405号
破産者　天草　優太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２９１号
鹿児島県西之表市安城2620番地５
破産者　青山　沙香
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２９４号
鹿児島市郡元２丁目19番８号　ビューハイツ郡元102号、前住所鹿児島市西陵４丁目52番３号　エバーウェル西陵101号
破産者　山下　健太
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３０２号
鹿児島市真砂町11番１号サンパテーク鴨池橋203、住民票上の住所鹿児島市下伊敷１丁目15番11―15号
破産者　小島　由佳
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３０８号
鹿児島県熊毛郡中種子町牧川1704番地１
破産者　中村　昌弘
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１２号
鹿児島市中央町36番地13　郡山マンション303号
破産者　川田　絹子
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１３号
鹿児島県出水市上知識町989番地レーベンハイツＡ棟102号
破産者　富田　麗華
1　決定年月日　令和８年９月29日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第６１５号
札幌市西区発寒８条10丁目４番20―302号
破産者　原田　一心
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１６号
札幌市西区発寒８条10丁目４番20―302号
破産者　原田　千晶
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７４６号
札幌市南区南35条西10丁目４番５号
破産者　磯部　和明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０１７号
札幌市手稲区新発寒３条２丁目８番19号　ソレイユ新発寒１―Ｃ号
破産者　日向　香織
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１１４号
札幌市中央区南７条西11丁目２番19号　センターハイツｍｏｒｉ503号
破産者　川崎　太暉
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２７７号
札幌市白石区北郷５条９丁目４番６号
破産者　梶谷万里華（旧姓中村）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１２９９号
札幌市東区北41条東７丁目１番８号　リバティー417―201号
破産者　上村　悠登
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１０号
札幌市東区北36条東２丁目１番８号　ロイヤルハイツ杉田302号
破産者　及川　則子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１５号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番４―505号
破産者　西村　龍児
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３１６号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番４―505号
破産者　西村　二美（旧姓永原）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３３３号
北海道江別市上江別南町30番地の４
破産者　大江　盛夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３４６号
札幌市北区屯田３条１丁目２番37号　ノースリバーＶ101号
破産者　稲見　奉之
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６４号
札幌市北区北20条西７丁目１番６―209号
破産者　中井優美子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４２６号
札幌市白石区東札幌５条２丁目６番７号　アネックスＥＳ102号
破産者　加瀬　幸子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４４９号
札幌市中央区北２条西21丁目１番17―305号
破産者　能登　英治
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４８８号
札幌市西区琴似４条４丁目２番８―101号
破産者　鈴木さくら
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５号
北海道旭川市神楽岡６条７丁目１番８号　ブルーロピア　201号室
破産者　中山　康平
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０６号
北海道旭川市神楽岡６条７丁目１番８号　ブルーロピア　201号室
破産者　中山　恵里（旧姓山本）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１０号
北海道旭川市東光13条２丁目１番20号　フローレンス132　102号室
破産者　鎌倉未可子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１４号
北海道旭川市永山４条４丁目１番９号　ミユキマンション２ＦＢ
破産者　晴桧　勝彦
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７０号
盛岡市上田堤一丁目26番10号　セレノＩ103号
破産者　八重樫秀哉
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第７９４号
仙台市若林区沖野６丁目６番５―406号
破産者　富澤真奈美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８１２号
仙台市若林区大和町５丁目17番７―203号、従前の住所仙台市若林区若林５丁目10番11号南小泉ハイム203Ａ
破産者　永野　正和
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１９３号
茨城県行方市小幡521番地４、開始決定時の住所茨城県石岡市旭台二丁目９番20号　シャルマンドミールＢ103
破産者　プライムメンテナンスこと郡司　充
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第２０５号
茨城県つくば市天久保１丁目７番地６　パティオＡＭＡＫＵＢＯ　Ａ棟202号
破産者　中城　麗奈
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第５６号
茨城県鹿嶋市大字和1765番地５
破産者　中野恵美子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第５７号
茨城県鹿嶋市大字荒野1550番地64
破産者　小野田恵津子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

令和８年（フ）第２２号
茨城県筑西市横塚253番地　レオパレスプロウグレス104
破産者　宇田川元治
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第４８２号
栃木県那須塩原市塩原621番地２　根本アパート201号
破産者　湯田　愛一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１４１号
群馬県館林市美園町21番55号　美園ハイツＢ―202、前住所群馬県館林市美園町22番34号
破産者　島田　　優太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１６４号
群馬県高崎市金古町2031番地５
破産者　上野　晴生
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１０２８号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番27―206号
破産者　菅野こずえ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０６８号
さいたま市見沼区大字小深作562番地１312、旧住所さいたま市南区白幡１丁目２番13―305号
破産者　小林由希子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１０２号
埼玉県川口市大字芝3796番地の２　ハーモニアス川口芝102号
破産者　齋藤　真代
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１１４号
埼玉県加須市水深1785番地12
破産者　関口　彩乃
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１３２号
埼玉県上尾市五番町10番地６　５ＴＨタウン205
破産者　仙洞田義文
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第１５２０号
千葉県市原市郡本２丁目126番地
破産者　大関　　功
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和７年（フ）第１５５５号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目６番44号　ハイツエメラルド102号、開始決定時の住所千葉市花見川区犢橋町2193番地20
破産者　保土田真澄
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２号
千葉市若葉区加曽利町1063番地13
破産者　黒川　　仁
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８２３号
千葉県船橋市夏見３丁目９番９号
破産者　川村　　勇
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８５９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山303番地３、前住所千葉市花見川区内山町177番地１伸登営業所内
破産者　高須　信往
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８６８号
千葉市中央区白旗３丁目21番26号　パナタウン白旗Ⅱ　102号
破産者　鈴木　喜明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３６号
千葉県船橋市高根台１丁目１番９棟403号
破産者　新國　雄司
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第５９４５号
東京都杉並区浜田山３丁目13―３―201
破産者　林　　泰弘
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第７５０４号
東京都練馬区豊玉上２丁目３―17―206
破産者　富永　静香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（フ）第８４０２号
神奈川県平塚市田村２丁目10―４―452、開始決定時の住所千葉県船橋市海神１丁目22―22―101
破産者　望月　　武
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４２１号
東京都足立区西新井３丁目12―11
破産者　新井　絵美（旧姓矢島）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第１９４６号
東京都練馬区東大泉５―32―13―102、住民票上の住所東京都練馬区東大泉４丁目６―８―202
破産者　後藤彩世子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２０４４号
東京都江東区東砂８丁目12―３―401
破産者　渋谷　富子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第４９２４号
東京都練馬区向山４丁目６―７―103
破産者　高田　裕明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第５６８４号
東京都世田谷区玉川２丁目５―５　テラス二子玉川５Ａ
破産者　三輪　芳久
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第６７４７号
東京都あきる野市引田430―５
破産者　林　　幸雄
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８１２５号
東京都杉並区桃井２丁目17―11　不二交通株式会社
破産者　高田　龍司
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８７４８号
東京都八王子市上柚木２丁目63―５―802
破産者　金子　良介
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第８９５１号
東京都三鷹市中原４丁目28―２
破産者　福島　大樹
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９３０４号
東京都豊島区千早２丁目37―３―302
破産者　手塚　隆一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第９４９５号
東京都葛飾区東水元４丁目８―19　カームシバタＡ
破産者　大門　　勝
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８４号
東京都品川区大井１丁目31―１―1114
破産者　鈴木　達也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８４号
東京都荒川区東尾久１丁目19―１　２Ｆ
破産者　磯辺　菜々夏
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４号
東京都足立区西新井６丁目７―４―701
破産者　諸岡　昭弘
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５７２号
東京都足立区花畑８丁目４―６―303
破産者　高井　敏成
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１０７６号
東京都葛飾区水元５丁目11―３
破産者　下司　　奏
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１１０５号
東京都目黒区原町１丁目９―１―303
破産者　桑原　弘之
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３３１号
東京都世田谷区東玉川１丁目35―19
破産者　野中　良晃
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１７３１号
東京都文京区千石４―７―８―302、住民票上の住所東京都文京区千石４丁目33―11
破産者　鈴木　光夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１８６１号
東京都練馬区春日町３丁目４－５　コーポプロティアＢ－101
破産者　大野　美穂
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２２２２号
東京都府中市矢崎町１丁目10－７－103
破産者　濱田　滉太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３１０号
神奈川県川崎市幸区小向西町４丁目128―202
破産者　佐々木沙織（開始決定時の姓木村）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３２９号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目10―７―607、開始決定時の住所東京都中野区本町１丁目５－５－1309
破産者　加藤　秀雄
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５２５号
東京都練馬区光が丘２丁目10－４－307
破産者　中川　　耀
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５３９号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘１丁目１－77―407
破産者　鳥越　博之
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５４１号
東京都墨田区京島１丁目17－４－201号
破産者　枝　　浩太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５４２号
東京都墨田区京島１丁目17－４－201
破産者　枝　　浩代
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２５７４号
東京都新宿区新宿７丁目27―24　コンフォート東新宿1001、住民票上の住所東京都町田市相原町3181―302
破産者　鶴田　　忍
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２９５２号
東京都板橋区加賀２丁目18―15　日興タクシー寮319
破産者　高田　　透
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７３号
東京都世田谷区玉川１丁目15－３－412
破産者　郡　　友輝
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３０７５号
埼玉県所沢市美原町３丁目2971－３－103
破産者　高松　健二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３４７０号
東京都品川区旗の台２丁目２－18―801
破産者　工藤　諒祐
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５５６号
東京都足立区佐野２丁目35―14―302
破産者　塩谷　浩一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５５７号
東京都足立区佐野２丁目35―14―302
破産者　塩谷　美紀
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６８９号
東京都江戸川区東葛西８丁目12－５－401
破産者　板井奈奈香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３６９９号
東京都杉並区永福４丁目１－５－305
破産者　小熊　健之
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８２２号
東京都品川区中延４丁目14―13―205
破産者　渡邊　　梢
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３８６０号
東京都杉並区井草１丁目15―10―101
破産者　新沼　寿朗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９２５号
東京都大田区大森東１丁目36－６－1112
破産者　伏見　彰子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９７０号
神奈川県横浜市戸塚区吉田町1482－１　Ｂ1015
破産者　玉岡　若菜（旧姓大谷）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３９９４号
東京都世田谷区経堂３丁目７－13―107
破産者　諫山美佐子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４２３２号
東京都練馬区石神井町３丁目30―23―306、開始決定時の住所東京都練馬区谷原６丁目13―10―305
破産者　峯岸　俊介
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３３３号
神奈川県横浜市青葉区大場町174―448
破産者　石倉　経子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３３５号
東京都品川区中延２丁目12―13
破産者　畑井　勇二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３７１号
東京都渋谷区笹塚３丁目29－３－101
破産者　田中　次郎
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３７３号
東京都葛飾区南水元１丁目23―11　司荘１階
破産者　三上　英明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３７４号
東京都葛飾区西水元５丁目３－１－305
破産者　東山　昇市
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３７６号
東京都足立区青井５丁目18―６―604
破産者　濱津　幹宜
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３７７号
東京都足立区青井５丁目18―６―604
破産者　濱津　光子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４３８３号
東京都杉並区永福３丁目42―９―306
破産者　山本　広子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４４６８号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目10―９
破産者　須原　順子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５２０号
秋田県由利本荘市花畑町３丁目４
破産者　佐藤　昭二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５２１号
秋田県由利本荘市小人町24―８
破産者　佐藤加奈子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５９３号
東京都大田区南馬込３丁目８―28―108
破産者　中尾　元春
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５９５号
東京都世田谷区経堂２丁目９―21―203
破産者　林　美有紀
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４５９６号
東京都大田区大森東３丁目９―23　貴船荘11号
破産者　安藤　高夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６００号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目３―８　ウイング246　301
破産者　佐藤　文
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６３８号
東京都江戸川区東葛西８丁目５―５―301
破産者　高野　遥
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６６７号
東京都練馬区東大泉１丁目11―27―204
破産者　加藤さやか
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４６６８号
東京都練馬区東大泉１丁目11―27―204
破産者　加藤　一乃
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７７２号
東京都小金井市中町３丁目11―15―106
破産者　尾崎　弥恵
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７７６号
東京都杉並区梅里２丁目21―４―102、住民票上の住所東京都杉並区梅里２丁目21―４梅里ハイツ
破産者　松尾　英喜
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４７８８号
東京都杉並区桃井１丁目５―10―101
破産者　前島　浩二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８１５号
東京都練馬区中村１丁目４―４―201
破産者　小城　昭根
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８２５号
東京都板橋区前野町４丁目57―10―101
破産者　伊藤　笑美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８２６号
東京都江戸川区江戸川５丁目39―10　第２浅見ハイツ301
破産者　井水　広希
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８３１号
東京都足立区谷在家３丁目24―２―201
破産者　福田　哲也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４８８０号
東京都杉並区西荻南２丁目14―22
破産者　森　猛
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３１号
東京都大田区東矢口３丁目31―10―206
破産者　吉冨　晃平
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３２号
東京都豊島区北大塚２丁目17―12―706
破産者　蔵田　祐介
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３３号
東京都中野区松が丘１丁目11―15―104
破産者　石川　晋
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９３５号
東京都世田谷区桜上水５丁目３―１―401
破産者　吉崎　武志
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９４１号
東京都葛飾区東四つ木３丁目９―２　セレスティア東四つ木Ⅰ　302
破産者　渋谷　弘晃
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第４９４２号
東京都江東区北砂５丁目18―13―102
破産者　武次　光世
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０００号
東京都大田区田園調布本町52―15
破産者　須田　初美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５００４号
埼玉県草加市弁天２丁目１－１－203、開始決定時の住所東京都足立区西新井栄町３丁目16－18－904
破産者　岡田　優季
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０１９号
東京都新宿区榎町73－２－301
破産者　千田　知弥
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０２０号
東京都墨田区墨田２丁目34－18－202
破産者　大嶋　貴子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０２４号
神奈川県横浜市都筑区東山田３丁目23－７－204
破産者　小山　剛史
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０３９号
東京都江東区東陽３丁目18－３　ＫＩ－ＦＬＡＴ東陽町501、開始決定時の住所東京都江東区木場６丁目11－５　サニーコーポＫ202
破産者　岸本　邦子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０４１号
東京都東久留米市浅間町３丁目28－７－105
破産者　宗像　裕也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０５５号
東京都江戸川区西葛西５丁目11－８－304　レピドール福田Ⅱ
破産者　後藤　みき
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０５６号
東京都大田区池上６丁目１－１－305
破産者　松元　修児
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０６２号
東京都世田谷区岡本１丁目28－１－103
破産者　田中　勉
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０７９号
東京都板橋区常盤台１丁目１－１－705
破産者　松岡由紀子（旧姓丹）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０８２号
東京都杉並区梅里１丁目15－７－205
破産者　山田　晃大
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０８５号
東京都江東区白河３丁目１－４
破産者　千野根　榮子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５０８８号
東京都世田谷区給田２丁目20－18　ガウディⅧ110
破産者　正木　朝子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１０１号
東京都世田谷区等々力５丁目30－９－102、開始決定時の住所東京都世田谷区尾山台２丁目15－13－102
破産者　遠藤　泰彦
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１１４号
東京都葛飾区新宿２丁目19－９－102
破産者　橋本　和樹
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１１５号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目37－12－716
破産者　山本　宗宜
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１１７号
東京都杉並区高井戸西２丁目12－16－206
破産者　片岡富美子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１１８号
東京都杉並区高井戸西２丁目12－16－206
破産者　片岡美由紀
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２６号
東京都港区海岸３丁目21－９－601
破産者　篠原　雅子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１２７号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目32－７－305
破産者　本多　美有紀
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３７号
東京都杉並区西荻北３丁目４－７　クリオ西荻窪壱番館　304
破産者　高橋　直季
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３８号
東京都調布市国領町８丁目１－35　調布くすのきアパート６－510
破産者　越川　翔平
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１３９号
東京都板橋区南常盤台２丁目25－15－401
破産者　片岡　千晶
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１４３号
東京都墨田区東向島５丁目14－５－701
破産者　上村　勇貴
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１６７号
東京都江戸川区上篠崎３丁目６－11－102
破産者　板倉　太志
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１６８号
東京都豊島区巣鴨３丁目29－２－501
破産者　宇多津昭彦
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１７２号
東京都世田谷区北沢４丁目５－10
破産者　石井　丈登
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１８３号
東京都江東区扇橋２丁目３－５－501
破産者　竹添　　力
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１８８号
東京都足立区加賀２丁目２－７－505
破産者　陸川　昌則
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１９４号
神奈川県川崎市中原区西加瀬８－20－301
破産者　左右津　亮
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１９５号
千葉県浦安市富士見３丁目６－５－102
破産者　大津　理奈
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１９６号
東京都足立区千住河原町42－７－203
破産者　勝又　穂孝
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１９７号
東京都板橋区徳丸１丁目32－３－203
破産者　白井　瞭香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５１９８号
東京都台東区浅草６丁目33－２－402
破産者　冨永菜穂美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０１号
東京都新宿区中井２丁目９－４－206
破産者　唐澤　春美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２１４号
東京都江戸川区北小岩５丁目５－１
破産者　水谷　祐介
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２１５号
東京都江戸川区篠崎町７丁目29－２－301
破産者　白藤　瑞樹
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２１９号
東京都豊島区南長崎３丁目10－19－202
破産者　森　　愛純
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２２１号
東京都大田区中馬込２丁目５－12－101
破産者　大平　敏明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２３８号
東京都中野区中央４丁目21－９－404
破産者　權　　惠善
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４０号
兵庫県神戸市長田区東丸山町12－10－303、開始決定時の住所東京都葛飾区お花茶屋１丁目18－６
破産者　西野　裕美子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２４２号
東京都大田区大森北２丁目４－８－201
破産者　西本由加里
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２６９号
東京都港区芝浦４丁目13番12－1007
破産者　谷口　佳子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２７１号
東京都調布市多摩川５丁目12－３－601
破産者　辻　慎太郎
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２８３号
東京都江東区塩浜２丁目５－15　新塩崎荘
破産者　高橋　祐摩
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３００号
東京都北区上十条２丁目15－13　田中方２階
破産者　小林　恭子（旧姓田中）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３０５号
東京都中央区日本橋大伝馬町９－８－302
破産者　寺川　智之
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２０号
東京都墨田区八広６丁目13－19－201
破産者　相澤　由子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３２３号
東京都大田区西糀谷１丁目16－４－202
破産者　丹家　重夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３３２号
東京都葛飾区東水元１丁目15－11－301
破産者　浮中　　卓
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５３号
東京都品川区東大井５丁目14－７－1402
破産者　後藤　龍馬
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５３５４号
東京都大田区羽田６丁目24－15－104
破産者　加藤　和美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１３４号
長野市大字三輪1297番地６　柏コーポ203
破産者　神林はるみ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４６号
長野市大字稲葉970番地１　アートフレグランスＦ－101
破産者　山口　春香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７６号
岐阜県各務原市那加野畑町１丁目13番地（サンシャイン那加　205）、前住所岐阜県各務原市那加石山町２丁目69番地（ヴィラグレンディール　303）
破産者　舩戸　謙太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第７０１号
愛知県小牧市古雅２丁目１番地　県営古雅住宅３棟203号
破産者　阿部　麗土
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０９９号
名古屋市西区浮野町161番地の２　アートビルド平田１Ｂ号、従前の住所名古屋市千種区香流橋１丁目２番87号　エイコウビル２Ｆ北
破産者　中村　成希
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１９２号
名古屋市北区金城４丁目６番17号　コンフォール中富203号
破産者　伊藤三惠子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１２５７号
名古屋市西区又穂町２丁目１番地の５　アーバンラフレ庄内通631号
破産者　浜田真也古こと　浜田真也子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３５９号
名古屋市緑区鳴海町字京田96番地の３
破産者　伊藤　貴司
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３６５号
名古屋市熱田区千年２丁目10番10号　レオパレス千年第３　102号
破産者　吉田　勇太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３９５号
名古屋市中川区月島町３番28号　ＬｅＧｉｏｉｅささしまライブ駅３　301号
破産者　高村　健太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４０３号
愛知県春日井市大泉寺町443番地546
破産者　山口　　達
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４２５号
名古屋市港区小碓３丁目283番地　第２白樺荘Ｂ号
破産者　上釜　勇一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４３３号
愛知県長久手市原邸502番地　はいつ川本203号
破産者　鈴木唯夏子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４４４号
愛知県春日井市八田町６丁目13番地２　リードの家八田、従前の住所愛知県春日井市坂下町２丁目1179番地９
破産者　森　　綾華
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４５０号
名古屋市名東区牧の里１丁目1001番地の１
破産者　鋤柄絵里奈
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６２号
名古屋市天白区植田山２丁目101番地　名古屋市植田寮
破産者　池田　惠一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８１号
名古屋市東区黒門町36－１　ラルーチュ205、住民票上の住所愛知県西尾市緑町４丁目７番地２
破産者　鈴木　優也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４８６号
名古屋市中川区服部２丁目503番地　メゾンアイリス202号室
破産者　梅野　瑞代
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４９４号
名古屋市中村区名駅２丁目39番16号　ロイメント名駅105号
破産者　藤岡あゆみ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１３号
名古屋市南区呼続５丁目16番９号　愛北ビル301号
破産者　高橋　幸一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５１８号
名古屋市千種区今池３丁目21番１号　プレステージ千種101号
破産者　櫻井　庸雄
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５２８号
愛知県大府市江端町３丁目22番地　　ＢＭ－ＬＯＨＡＳ202号
破産者　佐藤　　勝
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３４号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟732号
破産者　鈴木ちとみ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５３６号
名古屋市中村区畑江通２丁目28番地の１　畑江ロイヤルハイツ４Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区八熊２丁目19番13号　ラ・ポート八熊苑210号
破産者　前川　賢誠
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５５３号
愛知県日進市梅森町北田面676番地１
破産者　下里　里子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７０号
名古屋市中川区松重町４番７号　岩井橋ロイヤルハイツ４Ｃ号
破産者　川﨑　翔平
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５７４号
名古屋市守山区小幡中２丁目１番３号　ジュネス守山525号
破産者　島﨑　直也
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８９号
名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３　㈱明正寮
破産者　西川　　護
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５９８号
名古屋市緑区漆山847番地、従前の住所愛知県豊明市栄町南舘３番地1114　有明荘102号
破産者　中山　裕斗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６０２号
愛知県春日井市大和通１丁目90番地　コーポサンマツオカ203号
破産者　工藤　　純
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６１４号
名古屋市中村区乾出町４丁目１番地　グリーンコーポ乾出202号
破産者　川本　　拓
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６２０号
名古屋市中川区高畑２丁目306番地　リバティ高畑Ａ102号、従前の住所岐阜県羽島市小熊町５丁目215番地１　ファミーユ堀Ｃ棟201号室
破産者　村松　　樹
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６３７号
名古屋市守山区元郷１丁目1403番地　グレイスコート元郷605号
破産者　河田　達矢
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１６８８号
名古屋市名東区牧の原３丁目903番地　ラフォーレ末広306号
破産者　樋江井哲夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７０４号
愛知県春日井市岩野町２丁目７番地３
破産者　山田真由奈
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７１１号
愛知県北名古屋市徳重広畑41番地　ＥＲＴＯＷＡ103号室
破産者　樋田　恭太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１７５８号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘２棟1001号
破産者　水野　　淳
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１３２号
神戸市灘区灘北通９丁目１番１―506号
破産者　綾目　光貴
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６２号
神戸市北区花山東町２番21―103号、従前の住所神戸市北区有馬町266番地の11　クラーヴィス有馬207号
破産者　鵜飼　秀蔵
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４３８号
神戸市兵庫区駅前通３丁目２番26―1012号、従前の住所神戸市兵庫区本町２丁目１番25号神戸タケサンハイツ201
破産者　前田　理恵
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８８号
神戸市須磨区東落合１丁目３番175―203号
破産者　高尾　徹二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９５号
神戸市北区鹿の子台南町１丁目６番９号
破産者　大江　佳未
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４９６号
神戸市長田区日吉町４丁目５番12号　グランディア新長田Ｅ号、従前の住所神戸市須磨区若木町１丁目２番19号　田中様方
破産者　ＮＡＭ　ＤＥＵＮＧＪＩＩＬ　南　登志一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５０２号
神戸市東灘区青木５丁目12番17号　ヘーベル青木106号、従前の住所神戸市東灘区魚崎西町４丁目６番20―103号
破産者　川嶋　一将
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５４９号
神戸市須磨区中落合１丁目１番401―506号
破産者　高宮　信孝
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５５２号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目１番25―402号
破産者　中川　春彦
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６３号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―632号
破産者　竹原タクシーこと　竹原　秀夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６７号
神戸市北区北五葉３丁目８番35―504号
破産者　和田　紗夢（旧名　絵里佳）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６８号
神戸市長田区苅藻通１丁目３番20号　丸人マンション402号
破産者　藤本　皆子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６９号
神戸市長田区苅藻通１丁目３番20号　丸人マンション402号
破産者　藤本　　遊
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５７０号
神戸市北区山田町下谷上字門口４番地の１フィオレ・ヴィータ神戸北
破産者　有本　浩藏
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５８４号
神戸市灘区都通５丁目４番19―103号
破産者　上山　秀美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０７号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番５―413号
破産者　石原世仁こと　康　　世仁
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０９号
兵庫県三木市末広２丁目７番29号
破産者　田中　舞由
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１０号
神戸市北区藤原台北町５丁目３番２―201号
破産者　村上枝理加
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２８号
神戸市灘区鶴甲４丁目６番22―108号
破産者　加藤久美子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３３号
神戸市灘区友田町３丁目１番８号
破産者　後川　弥生
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３５号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目14番３号　ウィステリアハウスＢ号室
破産者　片岡　幸司
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６７号
神戸市須磨区妙法寺字岡772番地の２　メゾンド須磨Ｂ202、従前の住所神戸市垂水区舞子台８丁目14番７―301号
破産者　富崎　直子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６７３号
神戸市須磨区北町１丁目３番６号　センティワン月見山202号室
破産者　田中　淳一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６７４号
神戸市須磨区北町１丁目３番６号　センティワン月見山202号室
破産者　田中まりあ
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６８８号
神戸市垂水区北舞子２丁目６番２―301号
破産者　嘉津　典子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０２号
兵庫県三田市三田町55番20―201号
破産者　太田　陽子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７０４号
神戸市兵庫区新開地６丁目１番５―1403号
破産者　福寿さおり
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１１号
神戸市北区山田町下谷上字猪ころび４番地の45　ブライアント山の街105号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台南町３丁目８番９―102号
破産者　谷口　博一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１２号
神戸市兵庫区兵庫町１丁目４番32号　ベルツリー兵庫202号、従前の住所神戸市兵庫区湊川町10丁目11番19号
破産者　堀内　秀明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２２号
神戸市東灘区本山南町７丁目４番７―408号
破産者　式見　彰夫
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２５号
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川21番地の105
破産者　外園　洋一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３４４号
兵庫県西宮市小松北町１丁目１番28号　マンションＤｏｉ101号
破産者　瀬戸　俊輔
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３５７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目25番25―303号
破産者　仲野　喬之
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３９５号
兵庫県尼崎市昭和南通５丁目92番地の５　シロハイヌ尼崎中央　801
破産者　鴨田　貴弘
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４０５号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目60番７―309号
破産者　森田　昭男
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４１８号
兵庫県西宮市今津山中町１番17―302号、前住所兵庫県西宮市上鳴尾町25番25号
破産者　谷口みちる
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４２０号
兵庫県尼崎市道意町３丁目５番地　ソレイユコート　506
破産者　前田　雄史
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４２４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―1023号
破産者　竹本　智美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目11番19号
破産者　清松　和子（旧姓藤島）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４３４号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目20番７―105号
破産者　岩崎　祐二
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４４０号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目５番１号　クオリティ甲子園口203号
破産者　望月弘子こと　ＳＨＩＮ　ＨＯＮＧＪＡ（申　弘子）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４５７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目８番19―414号
破産者　木村　淳子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４５９号
兵庫県西宮市久保町８番５号　ｋａｎｏａｈｏｍｅ、前住所兵庫県西宮市浜甲子園１丁目18番12号
破産者　佐々木颯斗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４６５号
兵庫県尼崎市西本町３丁目36番地の１　ノイヴェル西本町　102号
破産者　光田　永遠
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０３号
兵庫県明石市西明石東町13番地の７　フジハイツ102号、前住所兵庫県加古川市平岡町新在家957番地　エコハイツ東加古川203号
破産者　齋藤　香凜
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和６年（フ）第９２号
和歌山県岩出市相谷620―407、開始決定時の住所和歌山県岩出市吉田92番地の32
破産者　濵口　覚吏
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２６１号
広島県廿日市市山陽園８番11号
破産者　望月　和美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４８１号
広島市安佐南区緑井５丁目８番10号
破産者　田原　優菜
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４１号
広島市安佐北区三入１丁目23番１―502号
破産者　水木　辰雄
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９３号
広島市西区三篠町２丁目13番19号
破産者　花田　陽子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６１４号
広島市西区西観音町５番22―403号
破産者　八木　民雄
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６２９号
広島市西区大宮３丁目１番４―503号　グランツ中村
破産者　松浦　留嘉
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３２号
広島市安芸区船越６丁目20番32―２号
破産者　奥　翔平
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６３４号
広島市佐伯区新宮苑３番26―301号
破産者　新宅　蓮
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６５１号
広島市安佐南区八木９丁目10番38―301号
破産者　山本　恵子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６５３号
広島市南区東雲２丁目12番24―301号
破産者　荒木　美里
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６６７号
広島県廿日市市深江１丁目13番９号　（２）
破産者　山中　浩之
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７５号
広島市中区十日市町２丁目３番14―701号
Ｙ．Ｙ　ＢＬＤＧ十日市
破産者　東　恵
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７６号
広島市安佐南区中筋４丁目５番12―１号
破産者　河村　優希（旧姓武田）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６７８号
広島市中区江波東１丁目17番16号
破産者　上村美由紀
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８０号
広島市佐伯区五日市１丁目16番13―207号
破産者　溝田巳乃奉（旧姓梶川）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９２号
広島市西区観音新町１丁目１番３―301号
破産者　八巻　光紗
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６９５号
広島市西区草津浜町23番13―101号
破産者　江本　陽香
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７００号
広島市東区若草町４番26―1203号
破産者　谷　令子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７０４号
広島県東広島市黒瀬町菅田385番地１
破産者　前田麻矢佳（旧姓藤田）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２０号
広島県東広島市西条町御薗宇3509番地　長者マンション11　302
破産者　笹木　和美（旧姓山田）
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７２９号
広島県安芸郡海田町砂走15番９－６号
破産者　吉兼　一幸
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３５号
広島県東広島市八本松町正力77番地43
破産者　金子奈緒美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７３６号
広島県世羅郡世羅町大字伊尾1676番地２
破産者　中山　幸子
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３０５号
鹿児島市坂元町10番58号　日枝ノ杜荘102号
破産者　宮元　正美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３０６号
鹿児島市小松原２丁目37番15号　第３永仮ビル201号
破産者　浦門　智美
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２５０号
沖縄県那覇市字上間457番地１　大城マンションＡ棟311
破産者　奥濱　敏明
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２７４号
沖縄県糸満市字兼城510番地の２　アムール大川202号室
破産者　白川　俊一
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２７５号
沖縄県糸満市字兼城510番地の２　アムール大川　202号室
破産者　白川　夢花
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２７６号
沖縄県糸満市西崎町３丁目492番地　花ビル405号
破産者　稲嶺　翔太
1　決定年月日　令和８年９月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１４５号
北海道旭川市春光４条５丁目４番１号　ライフステージ春光Ａ号棟201号室
破産者　工藤　恵美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５２号
北海道旭川市東５条10丁目１番17号　エデン東５条　106号室
破産者　小西　竜也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５８号
北海道旭川市永山５条14丁目２番９号　エスペランサ205号室
破産者　萩原　　瞬
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１６５号
北海道旭川市永山５条16丁目３番３号　コーポたかはし　203号室
破産者　佐野愛美加
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８１号
北海道旭川市秋月３条２丁目１番12号　アイランドＫ103号室、開始決定時の住所北海道旭川市新富２条２丁目９番10号　ロイヤルタウンH棟103
破産者　志摩かおり（旧姓福田）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７５号
青森市大字安田字近野491番地26
破産者　櫻井　公徳
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８３号
青森市緑１丁目７番地６　フリーライドハウス201
破産者　釜蕊恵美子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８号
青森県五所川原市字幾世森112番地10
破産者　一戸　友仁
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５１号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町16番地コーポ成田103号
破産者　齋藤　広勝
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５４号
青森県つがる市柏桑野木田鶴野７－２　鶴野団地13号、旧住所青森県つがる市柏上古川房田152番地１　岩木団地16号
破産者　中野真理子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５７号
青森県つがる市柏稲盛岡本57番地２
破産者　ＲＡＰＡＲ　ＨＩＲＡＫＡＷＡ　ＯＬＨＡ　ＯＣＴＡＶＩＮ
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第５９号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊328番地５
破産者　白岩　正知
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第６０号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字小泊328番地５
破産者　白岩久美子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８０号
青森県黒石市柵ノ木一丁目５番地11
破産者　對馬　優子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第８１号
青森県黒石市柵ノ木一丁目５番地11
破産者　對馬　和真
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第５８号
宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目15番１－３号、前住所宮城県柴田郡柴田町船岡中央３丁目１番２号
破産者　渡邉　寛孝
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第６２号
宮城県柴田郡大河原町字錦町７番地11　４号棟
破産者　林　　次郎
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第９９号
宮城県遠田郡美里町駅東一丁目26番地10
破産者　髙梨　亜紀子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１０７号
宮城県大崎市古川駅南一丁目14番地　ライブリーＥ　203号
破産者　髙橋　雅見
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１１３号
宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢81番地３
破産者　高崎　一馬
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第３７号
秋田県仙北市角館町岩瀬190番地２　ラーバンハイツ　２Ｆ　11号室、旧住所秋田県仙北市田沢湖神代字生田中村141番地１
破産者　三浦　　誠
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第４５号
秋田県仙北郡美郷町六郷字大町69番の内１番地
破産者　渋谷　祐子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

令和８年（フ）第１１４号
山形県東根市神町東３丁目７番22号　デュエリング４－202
破産者　鈴木真喜子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３２号
山形県寒河江市幸田町４番地の１　してぃはうすーま・ぴあ202
破産者　渡辺　徹也
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３６号
山形県寒河江市六供町１丁目２番14号、開始決定時の住所山形県寒河江市大字高屋字西浦109番地の１
破産者　板坂　輝美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３９号
山形県東根市宮崎２丁目４番15号、前住所埼玉県蓮田市見沼町５番３号
破産者　駒沢　有香
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１号
福島県南相馬市原町区本陣前三丁目118番地の１　エバーガーデンⅡ207
破産者　後藤　真美
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第５０号
福島県郡山市堤二丁目125番地の３
破産者　佐藤　　力
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
福島県郡山市中田町下枝字六合内116番地
破産者　鈴木由美子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第８１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字高森1265番地97
破産者　三浦　卓之
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２３３号
群馬県渋川市北橘町八崎1456番地３
破産者　田中　順子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８８号
群馬県太田市岩瀬川町449番地８
破産者　小原　弘司
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１４６号
群馬県太田市古戸町1206番地１　ハイツプリムローズ105号
破産者　石塚　裕史
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第４９０号
埼玉県入間市大字新久604番地17
破産者　阿部　英夫
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５０２号
埼玉県所沢市大字山口1005番地の21
破産者　庄司　京子（旧姓沼田）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５１４号
埼玉県川越市南大塚１丁目８番地14
破産者　野崎　直道
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５２９号
埼玉県川越市大字大袋190番地11
破産者　大塚　萌加
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５３４号
埼玉県所沢市向陽町2147番地の２　グリーンアネックス103
破産者　杉浦美保子（開始決定時の姓飯野）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４１号
埼玉県日高市大字女影878番地
破産者　金子　　克
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５４２号
埼玉県所沢市大字山口1854番地の１　ヒルクレストＡ－102
破産者　藤原　敏春
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６１号
埼玉県富士見市上沢１丁目９番２－101号
破産者　髙橋依津子
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第５６７号
埼玉県所沢市緑町１丁目５番８－301号
破産者　小林　　絢（旧姓増田）
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第１５１号
千葉県富里市中沢308番地68
破産者　江原　隆世
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第１７７号
千葉県印西市内野二丁目６番地35棟303号
破産者　山嵜　　操
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第４７５号
東京都八王子市片倉町1730番地１ガーデンスクエア片倉102号
破産者　高　優梨香
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９３４号
東京都八王子市北野町517番地23ＰＲＩＭＥＣＯＵＲＴ202号
破産者　林　　亮希
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０５３号
東京都調布市富士見町１丁目20番地２フージーズＡＰＴ202
破産者　阿部紗穂里
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１２５号
東京都西東京市緑町１丁目５番２―403号
破産者　向田　彩菜
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１３４号
東京都町田市旭町１丁目14番13号
破産者　山本有多子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５０号
東京都小金井市貫井北町１丁目７番19号ハイツセントラル203
破産者　古田　総美
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１５４号
東京都東大和市中央４丁目922番地の11トップヒルズ401号
破産者　山崎　大輔
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１６４号
東京都八王子市大和田町４丁目18番11号市営住宅大和田台団地３号棟809号
破産者　池上　陽子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１１７２号
東京都八王子市緑町65番地62ヒルトップハイツ201号
破産者　小林　　恵
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９号
新潟県佐渡市高瀬591番地１
破産者　宇田美智子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所佐渡支部破産再生係

令和８年（フ）第２１１号
石川県白山市宮永町847番地１　市営相木住宅17号棟401号室
破産者　藤田　　謙
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２２号
石川県野々市市押野４丁目54番地　Ｔハイツ押野101号、従前の住所石川県野々市市菅原町23番50号　県営２―13
破産者　宮本　幸美
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６８号
岐阜県多治見市笠原町992番地の26　ビレッジハウス笠原２―202、従前の住所岐阜県多治見市坂上町５丁目10番地
破産者　水野　貴裕
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第２３３号
静岡県伊東市玖須美元和田726番地の140、前住所東京都世田谷区上野毛２丁目４番１号シティコア上野毛401
破産者　梶野　拓真
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１６９号
三重県津市高茶屋六丁目４番30号
破産者　近田　省一
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７９号
三重県鈴鹿市国府町7755番地の７　Ｂ＆Ｍ北山303
破産者　川口　和久
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１４号
滋賀県近江八幡市浄土寺町227番地、前住所東京都杉並区阿佐谷北４丁目12番11号　ＳＰハウス　101
破産者　三都主ビトル
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１５号
滋賀県蒲生郡日野町大字別所1020番地183
破産者　川原　道美
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１６号
滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑541番地１（203号）、前住所滋賀県湖南市岩根499番地131（Ｋ―305号）
破産者　濱田　俊光
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１７号
滋賀県近江八幡市多賀町382番地２
破産者　田中　征子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１１８号
滋賀県彦根市中藪町727―15　メゾン・ド・ルミエール101号室、住民票上の住所滋賀県近江八幡市末広町516番地
破産者　髙橋　浩平
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２８号
滋賀県蒲生郡日野町大字川原1065番地
破産者　宇田　昭子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１０５号
島根県松江市苧町１番地　苧町ビル201
破産者　三原　鋭二
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０８号
島根県松江市菅田町340番地１　キャッスルＫＳＩ101号室
破産者　近藤　洋司
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１０号
島根県松江市矢田町534番地４　泉の園
破産者　長畑　久志
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１１号
島根県松江市山代町567番地　市営宝谷アパート２―12
破産者　中尾　三徳
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１２号
島根県松江市八束町遅江1154番地
破産者　柳田　一夫
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１４号
島根県松江市大正町449番地６　高木アパート１Ｆ102
破産者　矢頭美智子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１７号
島根県松江市菅田町168番地35　マンション福田３号棟103号室
破産者　讃岐　隼人
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２１号
島根県松江市上乃木九丁目５番27―301号アンビジョンデュウ、住民票上の前住所島根県松江市竹矢町806番地　シャーメゾン2001―101号室
破産者　藤田マリア
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９２号
岡山県浅口郡里庄町大字浜中472番地１　レジデンス小野102
破産者　青木　純也
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２２３号
大阪府大阪市住之江区御崎８丁目７番24号レオパレスおおさか御崎Ⅱ　105号、破産手続開始決定時の住所大阪府堺市西区浜寺諏訪森町中１丁37番地11　メイコーパレス101号
破産者　吉岡　知樹
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１９９号
徳島県鳴門市大麻町桧字尾山谷６番地２　大麻団地346号
破産者　髙島　賢一
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３０号
高知市新本町２丁目12番１号　市住１号
破産者　太郎良善子
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４１号
高知市薊野南町16番16―５号　ハイツ大原202号
破産者　藤本　雅也
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７４号
高知市介良乙1000番地33　ＭＡハイツ401
破産者　川田　由実
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７７号
高知県南国市大埇甲1609番地１　グローイングⅡ　203、旧住所東京都墨田区両国１丁目８番６―1301号
破産者　小川奈津美（旧姓新島、福嶋）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９０号
高知市薊野西町３丁目２番31号　タウンハウス薊野Ⅱ301
破産者　山本　義高
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５１号
佐賀県唐津市原1340番地１　ローレル203号
破産者　岡口　隆晟
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第５７号
佐賀県唐津市二タ子１丁目７番10号　馬渡アパート202号
破産者　熊川　順一
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第３１９号
大分市横田２丁目15番15号、申立時の住所大分市横田１丁目11番２Ａ３―402号
破産者　松下　千紗（旧姓熊野、加藤、山本）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３６１号
大分市大字鶴崎257番地の１　アンバージョイ101
破産者　若林　文也
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８０号
大分市花園１丁目３番19号　レオパレス宮ノ前103
破産者　河邊　　純
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９４号
大分県別府市石垣東１丁目８番42号　ハピネス南石垣Ａ棟103号
破産者　吉田　豊二
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２２９号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目26番４―610号安慶田市営住宅
破産者　與座めぐみ（旧姓福山）
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市平良字狩俣4108番地
破産者　中出　公一郎
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第２４号
沖縄県宮古島市下地字与那覇184番地17　第２与那覇団地１棟２―Ａ
破産者　宮城　正史
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和８年（再イ）第５４号
東京都大田区新蒲田２―22―20―201
再生債務者　沼田　湧樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第４３号
東京都国立市中１丁目10番地の28マンション長沼203
再生債務者　村上芙美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１０号
群馬県富岡市富岡3039番地１
再生債務者　松本　英樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（再イ）第９８号
東京都中央区日本橋大伝馬町２―15―204
再生債務者　中原　大希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３０号
兵庫県西宮市北六甲台５丁目46番11号
再生債務者　山岡　卓二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第７７号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目１番22―305号
再生債務者　成田　敏行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第８号
福岡県宮若市鶴田1891番地60
再生債務者　能美　天太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第３８号
札幌市手稲区新発寒７条９丁目９番17号
再生債務者　岩崎　益和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１２号
茨城県土浦市中貫1465番地43
再生債務者　小林　克彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（再イ）第１４５号
東京都八王子市長沼町134―334
再生債務者　山崎　弘之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第３０号
栃木県宇都宮市西２丁目２番13号
再生債務者　酒井　智弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月28日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再イ）第１３号
千葉県印西市高花六丁目39番地１
再生債務者　田邉　秀和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月25日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第２３号
東京都豊島区池袋３―37―１
再生債務者　小林　　崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第５７号
東京都小平市御幸町131―160
再生債務者　スタニスラフスキー・イヴァン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月29日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１５０号
東京都板橋区大和町７―12―202
再生債務者　樋渡　　明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１７７号
東京都小金井市貫井南町５－３－６―42
再生債務者　佐々木邦子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２２２号
東京都板橋区大山町28―８―1110（開始決定時の住所）東京都荒川区西日暮里３―15―７―203
再生債務者　村山　　祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１０３号
名古屋市守山区吉根３丁目1012番地の２
再生債務者　丹羽　辰也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第１６号
滋賀県東近江市三津屋町29番地36
再生債務者　椙森　茂喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　大津地方裁判所彦根支部

令和８年（再イ）第１８号
滋賀県彦根市日夏町668番地３
再生債務者　羽渕　翔一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　大津地方裁判所彦根支部

令和７年（再イ）第５９６号
大阪府豊中市東豊中町６丁目９番17―203号
再生債務者　元永　崇弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（再イ）第８１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目21番１―825号
再生債務者　中村慎太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第４号
福岡県直方市新町３丁目３番67号
再生債務者　深見　和也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　福岡地方裁判所直方支部

令和８年（再イ）第４号
宮崎県延岡市沖田町2531番地105
再生債務者　貫　　光幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（再イ）第５号
宮崎県延岡市桜小路349番地49
再生債務者　吉田　雄次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（再イ）第２２７号
東京都墨田区石原３―34―２―203
再生債務者　町田　義宏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第２８３号
大阪府茨木市鮎川２丁目６番36号　アムズコート　304号
再生債務者　植田浩太朗
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第１号
長崎県島原市六ツ木町甲793番地１
再生債務者　宮崎　泰成
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
長崎地方裁判所島原支部再生係

令和８年（再イ）第１７号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1375番地１　ドリームコーポＢ棟103号室
再生債務者　新名　駿平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和８年（再イ）第９号
青森県五所川原市大字漆川字浅井５番地17
再生債務者　大坂未知人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和８年（再イ）第７号
福島県会津若松市一箕町松長五丁目７番地の８
再生債務者　根本　一希
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

令和８年（再イ）第３５号
埼玉県飯能市大字笠縫４番地16
再生債務者　石森　京子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（再イ）第１８８号
千葉県船橋市金堀町357番地44
再生債務者　秋山　信男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第２３５号
東京都大田区仲六郷４―25―５―302
再生債務者　佐々木正悟
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（再イ）第１６号
金沢市尾張町１丁目11番２号　ファミール武蔵1402号
再生債務者　深川　　裕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１９号
金沢市松島２丁目225番地　イーハトーブ星105号
再生債務者　ナカシマ内装こと　中嶋　将大
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　　金沢地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第４５号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目11番19号　ヒルズ立花Ⅱ　203号
再生債務者　山中　雅幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日　神戸地方裁判所尼崎支部

令和８年（再イ）第３１号
岡山県倉敷市北畝３丁目２番27号　ニューシティエクシードＣ101
再生債務者　名越　利明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年９月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　岡山地方裁判所倉敷支部

令和８年（再イ）第５４号
札幌市白石区南郷通８丁目北２番23―202号
再生債務者　鈴木　朋也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第２０号
秋田市土崎港東四丁目６番33号　レフィアント土崎103
再生債務者　加藤　　史（旧姓三浦）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第６号
茨城県古河市常盤町13番26号　グレーストキワ102号
再生債務者　湯本　広樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（再イ）第４５号
埼玉県所沢市大字山口17番地の１
再生債務者　岸　　祐人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（再イ）第１０７号
千葉県市原市ちはら台東１丁目23番地47
再生債務者　田中　直也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３４号
東京都羽村市双葉町二丁目21番６号
再生債務者　丹代　和幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第９号
新潟県長岡市与板町与板甲399番地
再生債務者　田中　利和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第９６号
愛知県知多市長浦１丁目216番地の３
再生債務者　永井　大資
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（再イ）第２８号
和歌山市有家258番地３
再生債務者　竹家　正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再イ）第５３号
岡山県倉敷市児島塩生1860番地１
再生債務者　石井　靖人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第６９号
岡山市北区平野123番地８（開始決定時の住所）岡山市北区北長瀬本町10番27－８号101
再生債務者　松﨑　章宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年９月30日
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（再イ）第３号
愛媛県大洲市長浜甲479番地４
再生債務者　岩城　公司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　松山地方裁判所大洲支部

令和８年（再イ）第１１号
青森県つがる市森田町森田月見野572番地月見野丘団地13号
再生債務者　一戸　琴美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和８年（再イ）第９号
千葉県八街市八街は16番地236
再生債務者　佐伯　哲也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（再イ）第１７号
三重県四日市市新正二丁目４番10号　ナビハイツ新正Ｎ―1001
再生債務者　濵砂　　勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第２３号
三重県四日市市白須賀１丁目11－６　ＶＩＧＯＲＥ　Ｓｈｉｒａｓｕｋａ102
再生債務者　神田　一輝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　津地方裁判所四日市支部

令和８年（再イ）第１２号
愛媛県上浮穴郡久万高原町入野1345番地
再生債務者　中田　鉄兵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　　松山地方裁判所民事部

令和８年（再イ）第１４号
愛媛県松山市土居町1104番地１　ヴェル・フレールＣ―101号
再生債務者　杉原　梨久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日　　松山地方裁判所民事部

令和７事業年度独立行政法人国民生活センターの財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度独立行政法人国民生活センターの財務諸表について次のとおり公告します。

なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当センターホームページ（https://www.kokusen.go.jp/）又は事務所にて閲覧ください。

令和８年10月15日

神奈川県相模原市中央区弥栄３丁目１番１号
独立行政法人国民生活センター
理事長　村井　正親

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		5,456,198,770	
売掛金		15,653,714	
棚卸資産		4,907,073	
前払費用		435,790	
未収消費税等		656,300	
その他の未収入金		281,564	
賞与引当金見返(注)		155,603,836	
流動資産合計			5,633,737,047
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	2,641,167,799		
減価償却累計額	2,033,260,468	607,907,331	
構築物	563,651,694		
減価償却累計額	552,380,671	11,271,023	
機械装置	55,908,936		
減価償却累計額	55,908,920	16	
車両運搬具	9,966,904		
減価償却累計額	9,870,992	95,912	
工具器具備品	1,158,657,276		
減価償却累計額	829,076,156	329,581,120	
リース資産（工具器具備品）	676,578,709		
減価償却累計額	602,887,318	73,691,391	
立木竹		2,126,000	
土地		6,340,000,000	
有形固定資産合計		7,364,672,793	
2　無形固定資産			
ソフトウェア		696,805,775	
無形固定資産合計		696,805,775	
3　投資その他の資産			
退職給付引当金見返(注)		1,183,613,100	
投資その他の資産合計		1,183,613,100	
固定資産合計			9,245,091,668
資産合計			14,878,828,715
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		4,672,651,084	
預り寄附金(注)		125,000	
未払金		587,173,943	
未払費用		33,055,117	
前受金		300,000	
預り金		13,467,193	
引当金			
賞与引当金	155,603,836	155,603,836	
短期リース債務		72,461,136	
その他の流動負債		906,510	
流動負債合計			5,535,743,819
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	1,114,759,129		
資産見返補助金等	33,953,125		
資産見返寄附金	7,012,279	1,155,724,533	
長期リース債務		4,105,765	
引当金			
退職給付引当金	1,183,613,100	1,183,613,100	
固定負債合計			2,343,443,398
負債合計			7,879,187,217

純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		8,901,601,997	
資本金合計			8,901,601,997
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		932,694,327	
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額（△）	△ 2,528,262,781		
減損損失相当累計額（△）	△ 1,638,000		
除売却差額相当累計額（△）	△ 469,868,948		
承継資産に係る費用相当累計額（△）	△ 37,501	△ 2,999,807,230	
資本剰余金合計			△ 2,067,112,903
Ⅲ　利益剰余金			
積立金		99,763,196	
当期未処分利益		65,389,208	
（うち当期総利益		65,389,208）	
利益剰余金合計			165,152,404
純資産合計			6,999,641,498
負債純資産合計			14,878,828,715

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

（注記）

１．その他行政コスト累計額のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額は、△2,140,599,145円であります。

２．売掛金には契約資産4,257,000円が含まれております。契約資産は、図書雑誌出版取次事業者との販売委託契約について期末日時点で履行義務を充足しているものの、未請求の対価に対する当法人の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当法人の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務経費	3,553,814,790	
一般管理費	835,935,515	
財務費用	3,529,425	
臨時損失	42,684,878	
損益計算書上の費用合計		4,435,964,608
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	81,153,473	
除売却差額相当額㈱	80,005	
その他行政コスト合計		81,233,478
Ⅲ　行政コスト		4,517,198,086

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

（注記）

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	4,517,198,086円
自己収入等	△ 143,852,303円
機会費用	163,819,532円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	4,537,165,315円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑵　国との人事交流による出向役職員から生ずる機会費用の計算方法

当該者が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、独立行政法人国民生活センター役員退職手当支給規程及び独立行政法人国民生活センター職員退職手当支給規程に基づいて計算しております。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
業務経費		
給与手当	824,865,260	
賞与引当金繰入	129,803,053	
退職給付費用	88,688,000	
法定福利費	179,843,822	
備品費	3,085,298	
雑給	397,288,459	
福利厚生費	2,947,392	
旅費	4,475,621	
会議費	139,518	
賃借料	206,012,923	
消耗品費	35,303,769	

通信運搬費	210,304,675	
印刷製本費	7,730,254	
水道光熱費	34,211,682	
交通費	1,603,484	
外部委託費	556,217,003	
販売手数料	2,111,236	
租税公課	89,100	
保守・修繕費	335,686,978	
支払手数料	559,191	
支払保険料	254,524	
支払報酬	33,772,468	
図書費	4,156,730	
その他	518,819	
減価償却費	494,145,531	3,553,814,790
一般管理費		
役員報酬	70,744,001	
給与手当	212,834,655	
賞与引当金繰入	25,800,783	
退職給付費用	26,684,900	
法定福利費	42,806,410	
備品費	808,170	
交際費	3,655	
雑給	9,080,853	
福利厚生費	2,993,523	
旅費	417,771	
地代家賃	20,016,268	
会議費	8,108	
賃借料	1,363,601	
消耗品費	2,980,299	
通信運搬費	3,327,268	
印刷製本費	344,355	
水道光熱費	26,113,512	
交通費	784,752	
外部委託費	117,641,477	
租税公課	22,326,000	
保守・修繕費	19,380,919	
支払手数料	1,260,489	
支払保険料	381,970	
支払報酬	8,457,870	
図書費	631,564	
その他	729,848	
減価償却費	218,012,494	835,935,515
財務費用		
支払利息	3,529,425	3,529,425
経常費用合計		4,393,279,730
経常収益		
運営費交付金収益㈱		3,555,168,299
業務収益		
図書雑誌出版収入	44,709,213	
研修・宿泊収入	61,808,590	106,517,803
賞与引当金見返に係る収益㈱		155,603,836
退職給付引当金見返に係る収益㈱		115,372,900
資産見返負債戻入㈱		
資産見返運営費交付金戻入	473,546,829	
資産見返補助金等戻入	11,641,071	
資産見返寄附金戻入	2,781,827	487,969,727
財務収益		
受取利息	20,166,859	20,166,859
雑益		14,385,814
経常収益合計		4,455,185,238
経常利益		61,905,508
臨時損失		
固定資産除却損		2,489,552
固定資産売却損		40,195,326
臨時損失合計		42,684,878
臨時利益		
資産見返運営費交付金戻入㈱		46,168,578
臨時利益合計		46,168,578
当期純利益		65,389,208
当期総利益		65,389,208

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

（注記）

1．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、6,526,453円であり、当該影響額を除いた当期総利益は58,862,755円であります。

純資産変動計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金						Ⅲ　利益剰余金				純資産合計
				その他行政コスト累計額									
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	承継資産に係る費用相当累計額（△）	資本剰余金合計	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
当期首残高	8,901,601,997	8,901,601,997	932,694,327	△2,454,578,477	△1,638,000	△462,319,774	△37,501	△1,985,879,425	86,617,332	13,145,864	—	99,763,196	7,015,485,768
当期変動額													
Ⅰ　資本金の当期変動額													
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額													
固定資産の除売却				7,469,169		△7,549,174		△80,005					△80,005
減価償却				△81,153,473				△81,153,473					△81,153,473
固定資産の減損													
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額													
⑴　利益の処分													
利益処分による積立									13,145,864	△13,145,864			0
⑵　その他													
当期純利益										65,389,208	65,389,208	65,389,208	65,389,208
当期変動額合計	0	0	0	△73,684,304	0	△7,549,174	0	△81,233,478	13,145,864	52,243,344	65,389,208	65,389,208	△15,844,270
当期末残高	8,901,601,997	8,901,601,997	932,694,327	△2,528,262,781	△1,638,000	△469,868,948	△37,501	△2,067,112,903	99,763,196	65,389,208	65,389,208	165,152,404	6,999,641,498

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 2,062,370,184
人件費支出	△ 1,481,273,961
その他の業務支出	△ 3,077,119
運営費交付金収入	3,567,652,000
図書雑誌出版収入	43,819,191
研修・宿泊収入	59,845,010
寄附金収入	252,000
その他の収入	18,408,934
小計	143,255,871
利息の受取額	20,166,859
利息の支払額	△ 3,881,476
業務活動によるキャッシュ・フロー	159,541,254

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入		7,100,000,000
定期預金の預入による支出	△	7,100,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△	841,155,898
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	841,155,898
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△	230,663,264
財務活動によるキャッシュ・フロー	△	230,663,264
Ⅳ　資金減少額	△	912,277,908
Ⅴ　資金期首残高		6,368,476,678
Ⅵ　資金期末残高		5,456,198,770
（注記）		
1　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳		
現金及び預金勘定		5,456,198,770
資金期末残高		5,456,198,770

利益の処分に関する書類

（令和８年９月１日）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		65,389,208
当期総利益	65,389,208	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	65,389,208	65,389,208

独立行政法人国立青少年教育振興機構令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和７事業年度独立行政法人国立青少年教育振興機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年10月15日

東京都渋谷区代々木神園町３番１号
独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長　青木康太朗

貸　借　対　照　表

令和８年３月31日現在

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
（資産の部）		円	（負債の部）	円
流動資産		5,614,963,241	流動負債	5,177,053,915
現金及び預金		5,170,239,263	基金運用利益金負債（注１）	10,321,596
現金		4,685,427	預り寄附金（注１）	1,624,554,964
預金		5,165,553,836	預り施設費（注１）	159,840,250
業務未収金			未払金	2,834,708,484
業務未収金	50,904,916		リース債務	133,989,966
貸倒引当金	△3,450,993	47,453,923	未払消費税等	47,766,100
			前受金	55,489,358
棚卸資産		1,429,142	預り金	21,605,336
未収収益		22,200,367	預り源泉所得税	2,083,761
賞与引当金見返（注１）		288,777,861	預り住民税	11,881,500
その他流動資産		84,862,685	その他預り金	7,640,075
未収金	113,578,079		引当金	288,777,861
貸倒引当金	△29,340,186	84,237,893	賞与引当金	288,777,861
立替金		624,792	固定負債	3,069,257,582
固定資産		83,425,369,778	資産見返負債（注１）	2,080,351,447
有形固定資産		74,054,799,845	資産見返運営費交付金	1,549,556,715
建物	79,689,714,408		資産見返物品受贈額	26,421,560
減価償却累計額	△46,780,958,321		資産見返寄附金	446,661,878
減損損失累計額	△164,104,577	32,744,651,510	建設仮勘定見返運営費交付金等	57,711,294
構築物	19,555,753,584		長期リース債務	172,840,112
減価償却累計額	△16,391,689,983		引当金	816,066,023
減損損失累計額	△1,331,095	3,162,732,506	退職給付引当金	816,066,023
機械及び装置	920,410,226		（負　債　合　計）	8,246,311,497
減価償却累計額	△660,695,366	259,714,860	（純資産の部）	
船舶	132,471,138		資本金	
減価償却累計額	△117,393,080	15,078,058	政府出資金	113,514,962,061
車両運搬具	305,873,057		資本剰余金	△32,791,849,647
減価償却累計額	△264,644,787	41,228,270	資本剰余金	21,886,423,727
工具器具備品	2,361,970,091		その他行政コスト累計額（注２）	△63,663,738,915
減価償却累計額	△1,502,486,744	859,483,347	減価償却相当累計額	△62,750,556,276
土地		36,914,200,000	減損損失相当累計額	△169,496,512
建設仮勘定		57,711,294	除売却差額相当累計額	△743,686,127
無形固定資産		57,525,919	民間出えん金（注１）	8,985,465,541
ソフトウェア		55,399,575	利益剰余金	70,909,108
電話加入権		1,105,744	前中期目標期間繰越積立金（注１）	271,932
その他無形固定資産		1,020,600	繰越欠損金	△1,218,664,030
			当期未処分利益	1,289,301,206
			（うち、当期総利益 1,289,301,206円）	
			（純　資　産　合　計）	80,794,021,522

投資その他の資産	9,313,044,014		
投資有価証券	6,033,357,376		
長期性預金	2,462,149,292		
預託金	1,471,323		
退職給付引当金見返（注１）	816,066,023		
資　産　合　計	89,040,333,019	負債・純資産合計	89,040,333,019

注記

１．これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

２．出資を財源に取得した資産に係る、その他行政コスト累計額　△53,976,117,117円

行政コスト計算書

（自令和７年４月１日　至令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	7,088,992,383	
一般管理費	3,265,329,850	
財務費用	6,245,639	
損益計算書上の費用合計		10,360,567,872
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額（注３）	2,080,746,345	
減損損失相当額（注３）	18,404,614	
除売却差額相当額（注３）	2,167,050	
その他行政コスト合計		2,101,318,009
Ⅲ　行政コスト		12,461,885,881

注記

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	12,461,885,881
自己収入等	△2,838,506,469
機会費用	1,832,299,734
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	11,455,679,146

２．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損　益　計　算　書

自　令和７年４月１日

至　令和８年３月31日

費用の部 科目	金額	収益の部 科目	金額
	円		円
経常費用		経常収益	
業務費	7,088,992,383	運営費交付金収益（注２）	6,944,667,214
給与、賞与及び諸手当	1,417,271,974	事業収益	2,356,244,932
法定福利費・福利厚生費	270,210,178	事業収入	2,356,244,932
退職給付費用	39,143,766	基金運用益	64,388,175
その他人件費	218,489,215	受託収入	47,300,290
賞与引当金繰入	151,749,647	政府受託収入	45,970,385
外部委託費	1,349,306,434	その他受託収入	1,329,905
賃借料	178,454,513	補助金等収益（注２）	100,000
減価償却費	135,657,445	施設費収益（注２）	46,136,111
保守・修繕費	824,834,333	寄附金収益（注２）	231,629,892
水道光熱費	744,302,512	賞与引当金見返に係る収益（注２）	288,777,861
旅費交通費	124,516,305	退職給付引当金見返に係る収益（注２）	158,077,291
消耗品費	229,807,750	資産見返負債戻入（注２）	186,616,859
備品費	44,675,008	資産見返運営費交付金戻入	132,950,919
諸謝金	33,445,966	資産見返寄附金戻入	53,665,940
印刷費	29,120,657	財務収益	
通信費	36,767,549	受取利息	17,390
貸倒引当金繰入	301,016	雑益	85,259,850
子どもゆめ基金助成費	1,166,461,241	（経常収益合計）	10,409,215,865
その他業務経費	94,476,874	臨時利益	1,240,590,278
一般管理費	3,265,329,850	運営費交付金精算収益化額（注２）	1,240,590,278
役員報酬	47,497,137		
給与、賞与及び諸手当	1,300,744,106		
法定福利費・福利厚生費	259,044,944		
退職給付費用	118,933,525		
その他人件費	141,985,601		
賞与引当金繰入	137,028,214		
外部委託費	261,417,871		
賃借料	187,531,703		
減価償却費	197,875,918		
保守・修繕費	190,941,427		
水道光熱費	71,992,086		
旅費交通費	20,914,431		
消耗品費	55,344,215		

備品費	17,873,169
諸謝金	2,314,000
印刷費	972,058
通信費	45,256,429
その他管理経費	207,663,016
財務費用	
支払利息	6,245,639
（経常費用合計）	10,360,567,872

経常利益	48,647,993		
当期純利益	1,289,238,271		
前中期目標期間繰越積立金取崩額（注２）	62,935		
当期総利益（注１）	1,289,301,206		
合　　計	10,409,215,865	合　　計	10,409,215,865

注記

１．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△486,925円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、1,289,788,131円であります。

２．これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金					
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額			民間出えん金	資本剰余金合計
			減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）		
当期首残高	113,514,962,061	20,825,674,808	△ 60,688,656,051	△ 151,091,898	△ 722,731,607	8,574,977,591	△ 32,161,827,157
当期変動額							
Ⅰ　資本剰余金の当期変動額							
固定資産の取得		1,060,807,569					1,060,807,569
固定資産の除売却		△ 58,650	18,846,120		△ 20,954,520		△ 2,167,050
減価償却			△ 2,080,746,345				△ 2,080,746,345
固定資産の減損				△ 18,404,614			△ 18,404,614
出えん金の受入						410,487,950	410,487,950
Ⅱ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額							
⑴　利益の処分又は損失の処理							
前中期目標期間からの繰越し							
利益処分による積立							
利益処分（又は損失処理）による取り崩し							
⑵　その他							
当期純利益（又は当期純損失）							
前中期目標期間繰越積立金取崩額							
当期変動額合計	—	1,060,748,919	△ 2,061,900,225	△ 18,404,614	△ 20,954,520	410,487,950	△ 630,022,490
当期末残高	113,514,962,061	21,886,423,727	△ 62,750,556,276	△ 169,496,512	△ 743,686,127	8,985,465,541	△ 32,791,849,647

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）					純資産合計
前中期目標期間繰越積立金	積立金（繰越欠損金）	当期未処分利益（又は当期未処理損失）		利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	
			うち当期総利益（又は当期総損失）		
334,867	△ 1,295,479,021	76,814,991	76,814,991	△ 1,218,329,163	80,134,805,741
					1,060,807,569
					△ 2,167,050
					△ 2,080,746,345
					△ 18,404,614
					410,487,950
				—	—
	76,814,991	△ 76,814,991	△ 76,814,991	—	—
		1,289,238,271	1,289,238,271	1,289,238,271	1,289,238,271
△ 62,935		62,935	62,935	—	—
△ 62,935	76,814,991	1,212,486,215	1,212,486,215	1,289,238,271	659,215,781
271,932	△ 1,218,664,030	1,289,301,206	1,289,301,206	70,909,108	80,794,021,522

キャッシュ・フロー計算書

（自令和７年４月１日　至令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 4,816,660,515
人件費支出	△ 4,139,631,175
運営費交付金収入	7,702,864,000
事業収入	2,343,377,032
受託収入	48,937,567
補助金等収入	350,000
寄附金収入	619,022,344
消費税等の支払額	△ 142,663,000
その他の収入	82,732,571
小計	1,698,328,824
利息の受取額	62,176,748
利息の支払額	△ 5,986,249
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,754,519,323

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△　394,276,000
有形固定資産・無形固定資産の取得による支出	△　1,081,666,760
施設費による収入	1,266,761,000
施設費の精算による返還金の支出	△　24,855,322
投資活動によるキャッシュ・フロー	△　234,037,082
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
民間出えん金の受入による収入	410,487,950
リース債務の返済による支出	△　148,178,927
財務活動によるキャッシュ・フロー	262,309,023
Ⅳ　資金増加額（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）	1,782,791,264
Ⅴ　資金期首残高	3,376,031,399
Ⅵ　資金期末残高（Ⅳ＋Ⅴ）	5,158,822,663

注記

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	5,170,239,263
定期預金（預入期間が３か月を超えるもの）	△11,416,600
資金期末残高	5,158,822,663

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		70,637,176
当期総利益	1,289,301,206	
前期繰越欠損金	△　1,218,664,030	
Ⅱ　利益処分額		70,637,176
積立金	70,637,176	

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、同法第38条第４項の規定により、附属明細書その他主務省令で定める書類は、当法人のホームページ（https://www.nozomi.go.jp）で公告しております。

令和８年10月15日

群馬県高崎市寺尾町2120番地２
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
理事長　田中　正博

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）　（単位：円）

科目	金額		
資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		268,234,218	
棚卸資産		5,449,353	
未収入金		338,726,466	
賞与引当金見返㈱		102,995,819	
その他流動資産		192,560	
流動資産合計			715,598,416
Ⅱ　固定資産			
１　有形固定資産			
建物	8,549,451,842		
減価償却累計額	△　5,294,010,107		
減損損失累計額	△　339,080	3,255,102,655	
構築物	1,313,613,872		
減価償却累計額	△　1,076,054,738	237,559,134	
車両運搬具	98,287,205		
減価償却累計額	△　95,388,110	2,899,095	
工具器具備品	369,990,246		
減価償却累計額	△　302,822,910	67,167,336	
立木竹		201,347,737	
土地		8,903,318,500	
有形固定資産合計		12,667,394,457	
２　無形固定資産			
ソフトウエア		7,781,262	
電話加入権		169,000	
無形固定資産合計		7,950,262	
３　投資その他の資産			
長期前払費用		321,932	
退職給付引当金見返㈱		1,089,379,500	
投資その他の資産合計		1,089,701,432	
固定資産合計			13,765,046,151
資産合計			14,480,644,567
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務㈱		6,000,000	
預り補助金等㈱		8,561,000	
預り寄附金㈱		600,000	
未払金		69,170,858	
未払費用		141,204,755	
未払消費税等		355,100	

預り金		16,719,569	
引当金			
賞与引当金		114,649,933	
短期リース債務		20,406,782	
流動負債合計			377,667,997
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	976,108,036		
資産見返補助金等	35,450,866		
資産見返寄附金	4,160,015	1,015,718,917	
長期リース債務		35,462,801	
引当金			
退職給付引当金		1,089,379,500	
固定負債合計			2,140,561,218
負債合計			2,518,229,215
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		15,189,098,667	
資本金合計			15,189,098,667
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		2,638,571,134	
その他行政コスト累計額(注)			
減価償却相当累計額	△ 5,315,900,644		
減損損失相当累計額	△ 339,080		
除売却差額相当累計額	△ 904,258,076	△ 6,220,497,800	
資本剰余金合計			△ 3,581,926,666
Ⅲ　利益剰余金			
積立金		269,359,037	
当期未処分利益		85,884,314	
（うち当期総利益）		(85,884,314)	
利益剰余金合計			355,243,351
純資産合計			11,962,415,352
負債純資産合計			14,480,644,567

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

科　　目	金　　額
Ⅰ　損益計算書上の費用	
業務経費	2,557,297,413
一般管理費	210,652,640
損益計算書上の費用合計	2,767,950,053
Ⅱ　その他行政コスト	
減価償却相当額(注)	203,936,308
その他行政コスト合計	203,936,308
Ⅲ　行政コスト	2,971,886,361

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

科　　目	金　　額		
経常費用			
業務経費			
職員給与	936,350,821		
退職給付費用	95,212,200		
法定福利費	229,370,504		
水道光熱費	96,109,263		
燃料費	6,651,541		
業務委託費	208,468,879		
医薬品等費	9,010,496		
利用者給食費	77,862,760		
減価償却費	112,143,466		
賞与引当金繰入	101,428,353		
その他	684,689,130	2,557,297,413	
一般管理費			
役員報酬	43,178,944		
職員給与	90,284,201		
退職給付費用	△ 1,365,700		
法定福利費	21,039,181		
業務委託費	561,492		
減価償却費	2,215,614		
賞与引当金繰入	13,221,580		
その他	41,517,328	210,652,640	
経常費用合計			2,767,950,053

経常収益		
運営費交付金収益(注)		985,023,404
事業収入		
介護給付費・訓練等給付費収入	1,335,401,057	
地域生活支援事業費収入	341,942	
計画相談支援給付費収入	4,883,698	
診療収入	51,621,284	
障害児通所支援事業収入	103,930,431	
実習生等受入負担金収入	2,061,000	
作業生産物等売払収入	28,611,297	
その他	19,564,573	1,546,415,282
補助金等収益(注)		
都道府県等補助金収益	21,041,000	21,041,000
資産見返戻入(注)		
資産見返運営費交付金戻入	90,913,262	
資産見返補助金等戻入	3,188,218	
資産見返寄附金戻入	893,724	94,995,204
施設費収益(注)		5,403,941
賞与引当金見返に係る収益(注)		102,995,819
退職給付引当金見返に係る収益(注)		93,846,500
財務収益		
受取利息		278,017
雑益		3,835,200
経常収益合計		2,853,834,367
経常利益		85,884,314
当期純利益		85,884,314
当期総利益		85,884,314

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金					
			資本剰余金		その他行政コスト累計額			
	政府出資金	資本金合計	施設費	運営費交付金	減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）	資本剰余金合計
当期首残高	15,189,098,667	15,189,098,667	2,283,654,575	247,524,500	△ 5,111,964,336	△ 339,080	△ 904,258,076	△ 3,485,382,417
当期変動額								
Ⅰ　資本金の当期変動額								
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額								
固定資産の取得			107,392,059					107,392,059
減価償却					△ 203,936,308			△ 203,936,308
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額								
(1)　利益の処分								
利益処分による積立								
(2)　その他								
当期純利益								
当期変動額合計	0	0	107,392,059	0	△ 203,936,308	0	0	△ 96,544,249
当期末残高	15,189,098,667	15,189,098,667	2,391,046,634	247,524,500	△ 5,315,900,644	△ 339,080	△ 904,258,076	△ 3,581,926,666

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金				純資産合計
積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
53,085,468	216,273,569	—	269,359,037	11,973,075,287
				107,392,059
				△ 203,936,308
216,273,569	△ 216,273,569	—	—	—
	85,884,314	85,884,314	85,884,314	85,884,314
216,273,569	△ 130,389,255	85,884,314	85,884,314	△ 10,659,935
269,359,037	85,884,314	85,884,314	355,243,351	11,962,415,352

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

項目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
人件費支出	△ 2,043,770,613
その他の業務支出	△ 682,128,858
運営費交付金収入	1,155,809,000
介護給付費・訓練等給付費収入	1,345,835,048
地域生活支援事業費収入	365,948
計画相談支援給付費収入	4,870,379
診療収入	56,393,016
障害児通所給付費等収入	102,582,566
実習生等受入負担金収入	2,188,800
作業生産物等売払収入	28,967,406
都道府県等補助金収入	3,297,000
その他の事業収入	26,894,705
預り科学研究費補助金の受払	△ 3,636,640
雑収入	3,835,200
小　計	1,502,957
利息の受取額	278,017
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,780,974
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 143,841,790
無形固定資産の取得による支出	△ 1,084,600
施設費による収入	119,549,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 25,377,390
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務償還の支払額	△ 18,800,452
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,800,452
Ⅳ　資金増加額	△ 42,396,868
Ⅴ　資金期首残高	310,631,086
Ⅵ　資金期末残高	268,234,218

利益の処分に関する書類　（単位：円）

科目	金額	
Ⅰ　当期未処分利益		85,884,314
当期総利益	85,884,314	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	85,884,314	
		85,884,314

〔重要な会計方針〕

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～50年
構築物	２年～60年
車両運搬具	４年～６年
工具器具備品	２年～17年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウエアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金見返を計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び、退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の見込額の算定に当たり、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

なお、退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品等・・・最終仕入原価法による低価法によっております。

⑵　出版物・・・最終仕入原価法による低価法によっております。

⑶　切手等・・・最終仕入原価法による低価法によっております。

６．収益及び費用の計上基準

⑴　介護給付費・訓練等給付費収入

介護給付費・訓練等給付費収入は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに係る収益であり、顧客との契約に基づいて施設入所支援、生活介護、短期入所、共同生活援助、就労継続支援Ｂ型等のサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、指定障害者福祉サービスを提供した時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

⑵　診療収入

診療収入は、医療サービスに係る収益であり、顧客からの診療の申し入れにより医療サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、医療行為を提供した時点において、顧客が当該医療行為に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

⑶　障害児通所支援事業収入

障害児通所支援事業収入は、児童福祉法に基づく指定通所支援サービスに係る収益であり、顧客との契約に基づいて児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、指定通所支援サービスを提供した時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

〔注記事項〕

＜貸借対照表関係＞

１．未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額　236,656,348円

２．その他行政コスト累計額のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額

減価償却相当累計額（－）	3,711,758,295円
減損損失相当累計額（－）	339,080円
除売却差額相当累計額（－）	904,258,076円

＜行政コスト計算書関係＞

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	2,971,886,361円
自己収入等	△1,547,587,023円
機会費用	276,038,165円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	1,700,337,503円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑵　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

該当職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、職員退職手当支給規程を参考に計算しております。

＜キャッシュ・フロー計算書関係＞

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	268,234,218円
資金の期末残高	268,234,218円

２．重要な非資金取引

該当ありません。

＜固定資産の減損に係る注記事項＞

１．減損を認識した固定資産に関する事項

該当ありません。

２．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用　途：職員宿舎
種　類：建物
場　所：高崎市
帳簿価額：2,552,672円

⑵　認められた減損の兆候の概要
上記資産については、入居者数が減少している状態が継続していることから、減損の兆候が認められます。
⑶　減損の認識に至らなかった理由
上記資産については、使用目的に従った機能を現に有していることから、減損を認識していません。

＜金融商品に関する注記＞
１．金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、活動資金は事業収入及び運営費交付金等によりまかなっているため、資金調達はありません。
２．金融商品の時価等に関する事項
現金は注記を省略しており、業務未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

＜重要な債務負担行為＞
該当ありません。

＜退職給付関係＞
１．採用している退職給付制度の概要
当法人は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。
２．退職一時金制度
⑴　退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

区分	
期首における退職給付引当金	1,038,987,300円
退職給付費用等	93,846,500円
退職給付の支払額	△43,454,300円
期末における退職給付引当金	1,089,379,500円

⑵　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用等	93,846,500円

＜収益認識に関する注記＞
１．収益認識に関する開示
当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益の重要性が乏しいため、注記を省略しております。
⑴　収益の分解情報
当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、施設運営業務、障害福祉サービス業務、地域生活支援業務、診療業務、障害児通所支援業務等であり、各事業の主なサービス等の種類は、介護給付費・訓練等給付費収入、診療収入、障害児通所支援事業収入です。
上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、下記のとおりです。

（単位：円）

区　分	施設運営業務	障害福祉サービス業務	地域生活支援業務	診療業務	障害児通所支援業務	合　計
介護給付費・訓練等給付費収入	1,115,527,143	33,277,164	186,596,750			1,335,401,057
診療収入				51,621,284		51,621,284
障害児通所支援事業収入					103,930,431	103,930,431

⑵　収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「６．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
該当ありません。

＜重要な後発事象＞
該当ありません。

独立行政法人情報処理推進機構令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の令和７事業年度財務諸表について次のとおり公告します。
なお、主要な財務諸表のみを記載しておりますので、詳細をご覧になりたい方は、当機構ホームページ（https://www.ipa.go.jp/）又は事務所にて閲覧下さい。

令和８年10月15日

東京都文京区本駒込二丁目28番８号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長　齊藤　裕

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）　（単位：円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		負債の部	
Ⅰ流動資産		Ⅰ流動負債	
現金及び預金	22,786,897,113	運営費交付金債務（注１）	16,815,400,926
業務未収金	937,931,320	未払金	2,609,221,243
プログラム譲渡債権	871,000	未払費用	223,526,489
前払金	2,861,712	未払法人税等	7,210,000
前払費用	665,605,899	未払消費税等	91,017,400
未収金	580,938,217	前受金	167,973,300
賞与引当金見返（注１）	284,180,938	預り金	44,021,258
流動資産合計	25,259,286,199	仮受金	1,416,801
Ⅱ固定資産		前受収益	65,121,786
１有形固定資産		引当金	
建物	2,867,377,594	賞与引当金	366,427,981
減価償却累計額	△1,362,348,961	流動負債合計	20,391,337,184
	1,505,028,633	Ⅱ固定負債	
工具器具備品	7,681,794,429	資産見返負債（注１）	
減価償却累計額	△4,102,053,243	資産見返運営費交付金	5,684,317,189
	3,579,741,186	資産見返補助金等	38,518,512
有形固定資産合計	5,084,769,819	資産見返寄附金	1
２無形固定資産			5,722,835,702
ソフトウェア	2,866,402,226		

ソフトウェア仮勘定	728,750,660	長期預り寄附金（注１）	179,477,987
無形固定資産合計	3,595,152,886	引当金	
３投資その他の資産		退職給付引当金	939,944,800
投資有価証券	114,926,863	保証債務損失引当金	36,185,295
関係会社株式	76,041,720,032		976,130,095
長期前払費用	456,757,143	固定負債合計	6,878,443,784
破産更生債権等	192,958,235	負債合計	27,269,780,968
貸倒引当金	△192,958,235	純資産の部	
	0	Ⅰ資本金	
敷金・保証金	898,387,400	政府出資金	119,995,691,983
退職給付引当金見返（注１）	678,026,276	資本金合計	119,995,691,983
投資その他の資産合計	78,189,817,714	Ⅱ資本剰余金	
固定資産合計	86,869,740,419	資本剰余金	605,258,956
		その他行政コスト累計額（注１）	△36,620,245,935
		減価償却相当累計額（△）	△4,078,344,066
		減損損失相当累計額（△）	△91,000
		除売却差額相当累計額（△）	△5,087,983,416
		関係会社株式損益相当累計額（注２）	△27,453,827,453
		民間出えん金（注１）	920,995,365
		資本剰余金合計	△35,093,991,614
		Ⅲ繰越欠損金	
		繰越欠損金合計	△942,207,111
		Ⅳ評価・換算差額等	
		関係会社株式評価差額金	899,752,392
		評価・換算差額合計	899,752,392
		純資産合計	84,859,245,650
資　産　合　計	112,129,026,618	負債・純資産合計	112,129,026,618

（注１）これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

（注２）「独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令」第９条の３の会計処理に基づき、損益計算書に計上しない損益相当額を計上する勘定科目であります。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

項　目	金　額	
Ⅰ損益計算書上の費用		
デジタル基盤業務費	4,318,452,751	
デジタル人材育成業務費	724,175,250	
サイバーセキュリティ業務費	8,290,898,102	
債務保証業務費	1,270	
情報処理技術者試験業務費	5,962,205,360	
一般管理費	3,312,691,822	
臨時損失	126	
法人税、住民税及び事業税	7,210,000	
法人税等調整額	84,335,176	
損益計算書上の費用合計		22,699,969,857
Ⅱその他行政コスト		
減価償却相当額（注１）	270,691,932	
除売却差額相当額（注１）	2	
関係会社株式損益相当額（注２）	27,453,827,453	
その他行政コスト合計		27,724,519,387
Ⅲ行政コスト		50,424,489,244

（注１）独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

（注２）「独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令」第９条の３の会計処理に基づき、損益計算書に計上しない損益相当額を計上する勘定科目であります。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

科　目	金　額	
経常費用		
業務費		
外部委託費		
開発費	391,987,475	
調査費	725,303,429	
普及費	527,630,036	
その他	228,346,589	1,873,267,529
人件費		
研究員手当	807,360,929	
非常勤研究員手当	401,217,989	
給与手当	2,203,727,068	
賞与	419,085,548	
賞与引当金繰入額	264,083,790	
退職給付費用	24,951,192	
派遣職員手当	694,069,330	
その他	435,617,817	5,250,113,663

経費			
受託業務費	970,226,263		
賃借料	914,175,403		
減価償却費	1,964,288,975		
旅費交通費	211,364,427		
通信運搬費	139,452,590		
謝金	61,357,302		
図書印刷費	427,010,976		
修繕維持費	522,011,887		
業務委託手数料	5,927,014,181		
消耗品費	407,815,399		
その他	627,634,138	12,172,351,541	19,295,732,733
一般管理費			
人件費			
役員報酬	85,120,213		
給与手当	881,577,368		
研究員手当	28,574,714		
非常勤研究員手当	22,660,500		
賞与	177,673,309		
賞与引当金繰入額	102,344,191		
法定福利費	182,946,180		
退職給付費用	122,402,708		
派遣職員手当	147,046,468		
その他	2,039,664	1,752,385,315	
経費			
賃借料	230,157,798		
水道光熱費	34,132,338		
修繕維持費	228,827,669		
減価償却費	146,568,042		
調査費	151,584,037		
広告宣伝費	154,239,569		
業務委託手数料	169,245,624		
消耗品費	337,586,504		
租税公課	4,961,469		
その他	103,003,457	1,560,306,507	3,312,691,822
経常費用合計			22,608,424,555
経常収益			
運営費交付金収益㈱			11,816,321,608
補助金等収益㈱			254,041,709
業務収入			
プログラム普及収入	6,441,857		
信用保証料	352,888		
評価・認証料	64,498,200		
セキュリティ業務収入	751,993,081		
試験手数料収入	5,780,385,000		
試験問題審査収入	81,315,000		
支援士登録手数料収入	834,318,100		
支援士学科等認定審査手数料	462,000		
受託業務収入	970,226,263		8,489,992,389
寄附金収益㈱			50,444,069
資産見返運営費交付金戻入㈱			1,634,872,986
資産見返補助金等戻入㈱			24,611,818
賞与引当金見返に係る収益㈱			284,180,938
退職給付引当金見返に係る収益㈱			122,402,708
財務収益			
受取利息	77,418,030		
受取配当金	5,200,000		82,618,030
雑益			
証明書発行手数料	8,701,000		
支援士徽章発行手数料	383,130		
貸倒引当金戻入益	31,324,565		
保証債務損失引当金戻入益	1,634,000		
償却債権取立益	52,884,200		
関係会社株式評価損戻入益	6,036,794		
その他雑益	151,579,618		252,543,307
経常収益合計			23,012,029,562
経常利益			403,605,007
臨時損失			
固定資産除却損			126
税引前当期純利益			403,604,881
法人税、住民税及び事業税			7,210,000
法人税等調整額			84,335,176
当期純利益			312,059,705
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱			3,818,491
当期総利益			315,878,196

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純　資　産　変　動　計　算　書

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金						
				その他行政コスト累計額				民間出えん金	資本剰余金合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	関係会社株式損益相当累計額		
当期首残高	19,995,691,983	19,995,691,983	605,258,956	△3,955,711,536	△91,000	△4,939,924,012	0	920,995,365	△7,369,472,227
当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅰ　資本金の当期変動額	100,000,000,000	100,000,000,000	0	0	0	0	0	0	0
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産の除売却	0	0	0	148,059,402	0	△148,059,404	0	0	△2
減価償却	0	0	0	△270,691,932	0	0	0	0	△270,691,932
関係会社株式に係る損益	0	0	0	0	0	0	△27,453,827,453	0	△27,453,827,453
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期変動額合計	100,000,000,000	100,000,000,000	0	△122,632,530	0	△148,059,404	△27,453,827,453	0	△27,724,519,387
当期末残高	119,995,691,983	119,995,691,983	605,258,956	△4,078,344,066	△91,000	△5,087,983,416	△27,453,827,453	920,995,365	△35,093,991,614

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）	Ⅳ　評価・換算差額	純資産合計
	関係会社株式評価差額金	
△1,254,266,816	808,371,949	12,180,324,889
0	0	0
0	0	100,000,000,000
0	0	0
0	0	△2
0	0	△270,691,932
0	0	△27,453,827,453
312,059,705	0	312,059,705
0	91,380,443	91,380,443
312,059,705	91,380,443	72,678,920,761
△942,207,111	899,752,392	84,859,245,650

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）　（単位：円）

項　　目	金　　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△2,730,459,192
人件費支出	△6,815,256,333
その他の業務支出	△11,359,059,496
運営費交付金収入	20,639,338,000
補助金等収入	305,811,449
受託収入	684,606,782
業務収入	6,530,622,736
プログラム譲渡債権等の回収による収入	24,790,094
その他の収入	219,335,734
小計	7,499,729,774
利息及び配当金の受取額	82,618,030
法人税等の支払額	△4,210,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,578,137,804
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△100,072,017,808
定期預金の払戻による収入	100,072,017,808
有形固定資産の取得による支出	△5,498,425,564
無形固定資産の取得による支出	△2,166,338,413
関係会社への出資による支出	△99,999,900,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△107,664,663,977
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
政府出資金の受入による収入	100,000,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	100,000,000,000
Ⅳ　資金減少額	△86,526,173
Ⅴ　資金期首残高	22,873,423,286
Ⅵ　資金期末残高	22,786,897,113

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　　５～18年

工具器具備品　３～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（４年～５年）に基づく定額法を採用しております。

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）の減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．引当金等の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

①　一般債権

貸倒実績率法によっております。

②　貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。なお、役職員の賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである部分については賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

⑶　保証債務損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

当法人は確定給付型の制度として、退職一時金制度及び企業年金基金制度を設けております。

役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職一時金について、簡便法の採用により、当該事業年度末における期末要支給額を計上しております。

このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

当法人は総合設立型の複数事業主制度である企業年金基金制度に加入しております。当該企業年金基金制度は、当法人の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しています。確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の企業年金基金への要拠出額は27百万円であります。

⑴　制度全体の積立状況に関する事項（令和７年３月31日現在）

年金資産の額	262,158百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	213,146百万円
差引額	49,012百万円

⑵　制度全体に占める当法人の掛金拠出割合（令和７年３月分）

0.38102％

⑶　補足説明

上記⑴の差引額の主な要因は、別途積立金49,012百万円であります。

また、平成27年４月に代行部分の将来分返上の認可を受けております。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　関係会社株式

①　先端半導体・人工知能関連技術勘定

払い出し価格は移動平均法によっております。

期末日の評価については、独立行政法人会計基準第27に基づき当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額（以下、「出資先持分額」という。）をもって貸借対照表価額としております。

移動平均法による取得原価との評価差額は、「独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令」（以下、「財会命令」という。）第９条の３に基づき、資本剰余金に対する加算又は控除として計上しております。

（追加情報）

令和７年度においては、関連会社の直近の決算書に当機構からの出資額が含まれていないため、当該決算書を基礎とし、直近決算日後の出資額を調整して出資先持分額を算定しております。

②　地域事業出資業務勘定

払い出し価格は移動平均法によっております。

期末日の評価については、独立行政法人会計基準第27に基づき、出資先持分額による評価（移動平均法による取得原価との評価差額は部分純資産直入法により処理）する方法によっております。

⑵　その他有価証券

①　市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

②　市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

６．棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託業務支出金

個別法による低価法を採用しております。

７．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和２年３月31日。以下「収益認識基準」という。）を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当機構の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

⑴　セキュリティ業務収入

当機構は、顧客に対してセキュリティに係るサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務につきましては、当該セキュリティに係るサービスを提供した時点で収益を認識しております。

⑵　試験手数料収入

当機構は、顧客に対して情報処理技術者試験を提供する義務を負っております。当該履行義務につきましては、当該試験サービスを提供した時点で収益を認識しております。

なお、これらの収益は、顧客との契約において約束された対価にて算出しており、重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。また、取引の対価は履行義務の充足前又は履行義務を充足してから短期間に受領しております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表関係

１．保証債務の金額

令和７年度末の債務保証残高　46,705,595円

２．信用基金の金額

令和７年度末の残高　305,127,000円

上記金額は、「情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平14法144号）第23条第１項の規定に基づく「信用基金」のうち、出えん金として受け入れた金額です。

３．固定資産の減損

該当事項はありません。

４．その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額

令和７年度末の累計額　36,620,245,935円

５．前受金、前受収益のうち、契約負債に係る金額

サイバーセキュリティ業務	65,240,000円
債務保証業務	121,786円
情報処理技術者試験業務	167,733,300円

Ⅲ．行政コスト計算書関係

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	50,424,489,244円
自己収入等	△8,875,597,795円
法人税等及び国庫納付額	△91,545,176円
機会費用	589,094,551円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	42,046,440,824円

２．機会費用の計上方法

⑴　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑵　国等との人事交流による出向職員から生じる機会費用の計算方法

当該職員が国等に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、現金、要求払預金であります。

１．資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（令和８年３月31日現在）

現金及び預金	22,786,897,113円
資金の期末残高	22,786,897,113円

２．重要な非資金取引の内容

翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与える非資金取引はありません。

Ⅴ．収益認識に関する事項

当法人は、以下に記載する内容を除き、独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、サイバーセキュリティ業務、情報処理技術者試験業務であり、各事業の主なサービス等の種類は、中核人材育成プログラム提供によるサービス、情報処理技術者試験サービス等であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、それぞれ1,487百万円、6,696百万円であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

３．当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人では、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

Ⅵ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金及び公社債に限定し、独立行政法人通則法第47条で定められているとおり運用しております。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法第７条第１項の規定により出資した、非上場株式を保有しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、預金、業務未収金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

（単位：百万円）

勘定科目	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金・保証金	898	873	△26

（注１）市場価格のない株式等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（投資有価証券）	114
関係会社株式	76,041

Ⅶ．資産除去債務関係

当法人は、本部事務所（東京都文京区）、産業サイバーセキュリティセンター（秋葉原）（東京都千代田区、以下、「秋葉原事務所」とする）及び赤坂事務所（東京都港区）の賃貸借契約書に基づき、本部事務所、秋葉原事務所及び赤坂事務所の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本部事務所、秋葉原事務所及び赤坂事務所を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

Ⅷ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

２．確定給付制度

ａ　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	861,565,700円
退職給付費用	147,353,900円
退職給付の支払額	△68,974,800円
期末における退職給付引当金	939,944,800円

ｂ　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	147,353,900円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、1,865,128円でした。

Ⅸ．不要財産に係る国庫納付等関係

1	資産種類		現金及び預金
2	資産名称		現金及び預金
3	帳簿価額	⑴取得価額	―円
		⑵減価償却	―円
		⑶帳簿価額	334,919,966円
4	不要財産となった理由		出資先の(株)広島ソフトウェアセンターから解散に際して分配された残余財産分配金（334,919,966円）については、出資の根拠法である地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第60号）が平成11年に廃止となり、再投資を行う根拠が失われています。また、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第144号）附則第８条に定められている本出資に係る経理を行う地域事業出資業務勘定は、出資金の管理を行うのみであり、具体的な業務を行うことはできません。以上により、残余財産分配金は法的に使途がないものとなっているためであります。
5	国庫納付等の方法		現金及び預金による国庫納付を予定しています。
6	譲渡収入の額		該当ありません。
7	控除費用		該当ありません。
8	国庫納付等の額 納付年月日	⑴国庫納付額	㈱
		納付年月日	㈱
		⑵地方公共団体への払戻額	㈱
		納付年月日	㈱
		⑶その他民間等への払戻額	㈱
		納付年月日	㈱
9	減資額		㈱

㈱　８～９については、国庫納付等が行われていないため、金額及び日付を記載しておりません。

Ⅹ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅺ．重要な後発事象

令和８年５月28日に、政府から出資金として150,000百万円を受領しています。

Ⅻ．重要な会計上の見積り

該当事項はありません。

ⅩⅢ．表示方法の変更

該当事項はありません。

ⅩⅣ．その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

本年度より、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第50条第３号に基づき、次世代半導体の量産等にむけた出資業務等を経理する勘定として、新たに先端半導体・人工知能関連技術勘定を設けて経理することになりました。なお、同勘定の当事業年度の会計期間は、令和７年８月４日から令和８年３月31日までであります。

利益の処分又は損失の処理に関する書類

（単位：円）

科目	一般勘定	試験勘定	先端半導体・人工知能関連技術勘定	事業化勘定	地域事業出資業務勘定	合計
Ⅰ　当期未処分利益又は当期未処理損失（△）	△271,702,932	△57,651,421	71,933,099	△265,717,032	△2,937,089,352	△3,460,227,638
当期総利益又は当期総損失（△）	△271,702,932	504,411,235	71,933,099	0	11,236,794	315,878,196
前期繰越欠損金（△）	0	△562,062,656	0	△265,717,032	△2,948,326,146	△3,776,105,834
Ⅱ　利益処分額						
積立金	0	0	71,933,099	0	0	71,933,099
Ⅲ　損失処理額						
積立金取崩額	271,702,932	0	0	0	0	271,702,932
Ⅳ　次期繰越欠損金	0	△57,651,421	0	△265,717,032	△2,937,089,352	△3,260,457,805

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第14号

令和８年10月21日に執行する東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。

令和８年10月15日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

企業年金基金変更公告

さくらグループ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都府中市晴見町２丁目16番の１
２．旧事務所の所在地　東京都府中市府中町１丁目７番地の２
３．変更年月日　令和８年９月１日

令和８年10月15日

さくらグループ企業年金基金
理事長　木下　英一

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第13号

令和８年10月21日に執行する東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。

令和８年10月15日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　松村　秀弦

記

１　宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
一般社団法人日本経済団体連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番２号
株式会社日本政策金融公庫	東京都千代田区大手町一丁目９番４号
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目９番６号
株式会社日本経済新聞社	東京都千代田区大手町一丁目３番７号
三菱地所株式会社	東京都千代田区大手町一丁目１番１号

東京都

２　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

なし

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年10月15日　　埼玉県教育委員会

１　氏名、本籍地
田口　飛翔、群馬県
２　免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
⑴　中学校教諭１種免許状（社会）、埼玉県教育委員会、平成31年３月31日、平30中１種第472号
⑵　高等学校教諭１種免許状（公民）、埼玉県教育委員会、平成31年３月31日、平30高１種第655号
⑶　特別支援学校教諭１種免許状（知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域）、埼玉県教育委員会、平成31年３月31日、平30特支１種第48号
３　失効年月日　令和８年９月10日
４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号ホ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年10月15日　　埼玉県教育委員会

１　氏名、本籍地
篠原　壽瑛、群馬県
２　免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
⑴　中学校教諭一種免許状（家庭）、東京都教育委員会、平成24年３月31日、平23中１第2642号
⑵　高等学校教諭一種免許状（家庭）、東京都教育委員会、平成24年３月31日、平23高１第3233号
３　失効年月日　令和８年９月10日
４　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号（同法施行規則第74条の２第８号イ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年10月15日　　大阪府教育委員会

⑴　氏名、免許状記載の本籍地、生年月日　⑵　免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者　⑶　失効の年月日　⑷　失効の事由に該当する教育職員免許法の規定
１　⑴　原田　佳威、大阪府、平成11年７月12日　⑵　①高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、令３高一第468号、令和４年３月17日、京都府教育委員会　②中学校教諭一種免許状（社会）、令３中一第372号、令和４年３月17日、京都府教育委員会　③高等学校教諭一種免許状（公民）、令３高一第469号、令和４年３月17日、京都府教育委員会　⑶　令和８年７月31日　⑷　第10条第１項第２号（施行規則第74条の２第８号イ）
２　⑴　清水　康平、大阪府、平成12年６月３日　⑵　①中学校教諭一種免許状（外国語（英語））、令４中一第679号、令和５年３月31日、大阪府教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））、令４高一第785号、令和５年３月31日、大阪府教育委員会　⑶　令和８年７月31日　⑷　第10条第１項第２号（施行規則第74条の２第８号イ）

教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

令和８年10月15日　　大阪府教育委員会

⑴　氏名、免許状記載の本籍地、生年月日　⑵　免許状の種類及び番号、授与年月日、授与権者　⑶　取上げの年月日　⑷　取上げの事由に該当する教育職員免許法の規定
１　⑴　杉本亮太朗、大阪府、平成15年４月21日　⑵　①中学校教諭一種免許状（外国語（英語））、令７中１第3089号、令和８年３月31日、東京都教育委員会　②高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））、令７高１第3732号、令和８年３月31日、東京都教育委員会　⑶　令和８年９月10日　⑷　第11条第１項（施行規則第74条の２第８号イ）

行旅死亡人

本籍地・住所・氏名不詳、推定年齢30～60歳位、性別男、身長179㎝、体格普通、着衣は、緑色半袖Ｔシャツ、黒色半袖Ｔシャツ、黒色長袖スウェット、トランクス、靴下

上記の者は、三郷市鷹野１丁目３番地１東方200メートルの江戸川右岸にて死亡している状態で令和８年６月６日午後５時45分頃に発見されました。死亡時期は令和８年６月３日頃と推定されます。

なお、遺骨は葬祭業者に保管されていますので、心当たりの方は、当市福祉部生活ふくし課支援１係までお申し出下さい。

令和８年10月15日

埼玉県　　三郷市長　木津　雅晟

行旅死亡人

氏名・年齢・身長体重・住所・本籍不明の男性

上記の者は、令和８年６月19日、午後２時頃に兵庫県宝塚市月見山２丁目22番４号南西側山中にて空き家所有者が草刈りをしていた際、頭蓋骨を発見されました。宝塚警察にて検案後、行旅死亡人として令和８年８月27日に宝塚市に引き渡され、宝塚市営火葬場で９月２日に火葬を行いました。現在、遺骨は宝塚市営火葬場に保管されています。お心当たりある方は宝塚市生活援護課まで申し出てください。

令和８年10月15日

兵庫県　　宝塚市長　森　臨太郎

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

北海道北見市朝日町三七番地八七

株式会社エイチアールクリエイト

代表清算人　服部　修史

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

北海道阿寒郡鶴居村字幌呂三六番地

有限会社丸褒松井牧場

清算人　松井　**廣**道

解散公告

当社は、令和八年九月十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

札幌市中央区南十四条西五丁目一番三―九〇七号

有限会社マルエス三共開発

清算人　米子　岩夫

解散公告

当法人は、令和八年八月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

岩手県盛岡市津志田町三丁目五―一五

特定非営利活動法人ＲＩＮＤＯ　Ｂｌｕｅ　Ｊａｐａｎ

清算人　天沼ちさと

解散公告

当社は、令和八年九月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

宮城県仙台市青葉区花壇四番四〇―一〇号

株式会社ＭＥＥＴＵＰ　ＳＴＯＣＫ

代表清算人　高田　望

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

宮城県柴田郡柴田町西船迫四丁目四番地九

株式会社秋山ガーデン

代表清算人　秋山　文夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

山形県山形市大字漆山二七一一番地

株式会社装

清算人　清水　憲司

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

栃木県宇都宮市今泉五丁目五番一四号

有限会社平野精肉店

清算人　平野　文男

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

群馬県伊勢崎市南千木町二三一一番地七

有限会社久保製作所

清算人　宮下　敏行

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県越谷市大字平方一二二九番地一

瀬戸口インテリア有限会社

清算人　瀬戸口光子

解散公告

当社は令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二ヶ月以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年十月十五日

埼玉県上尾市本町六丁目一三番四―四〇五

有限会社シーアンドシー

清算人　荻野　勝彦

解散公告

当社は、令和八年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県ふじみ野市緑ケ丘一丁目四番一号

有限会社朝日米穀店

清算人　野溝　登

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県上尾市上町一丁目一番六号

有限会社文栄堂

清算人　茂木　博

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県春日部市樋籠三五〇番地

株式会社三愛技研

代表清算人　中台　晃弘

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県川口市本蓮一丁目一六番一二号

株式会社イーグル

代表清算人　金子　正弘

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県大里郡寄居町赤浜一〇六

善順株式会社

代表清算人　上野真太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県八潮市大字伊勢野一二六番地六

有限会社伊勢野商事

清算人　中村　誠忠

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県川口市本町二丁目一番二〇―九〇四号

株式会社ＨＩＸ

代表清算人　山田　浩

解散公告

当社は、令和八年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県北葛飾郡松伏町築比地二二六八番地一三

有限会社不動機工

清算人　増田　臣夫

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目四六八番地五

有限会社メディカルブレイン

清算人　渡　春仁

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

埼玉県さいたま市岩槻区大字上野九六七番地の二

有限会社橋本製作所

清算人　橋本　治作

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

千葉県成田市公津の杜二丁目三八番地四

フェイスフルエステート株式会社

代表清算人　池田　寛治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

千葉市花見川区南花園一丁目三二番四号

株式会社モーレ

代表清算人　山本　耕平

解散公告

当社は令和八年八月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

千葉市中央区神明町二〇六番地三

有限会社飯高商店

清算人　椿　真一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

千葉市花見川区瑞穂二丁目一番地一ガーデンプラザ新検見川一二番館六〇三号

株式会社つばさ総研

代表清算人　星野　邦子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

千葉県千葉市美浜区真砂二丁目一六番一棟四一一号

国際地域コンサルタンツ株式会社

代表清算人　眞子　岳

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

千葉県流山市平和台二丁目一三番地の一三

流山パークハイツ三一〇

株式会社ＫＪ商事

代表清算人　杉田　晃一

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

株式会社ＲＳＴＹＬＥＥ

代表清算人　神島　理都

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア一一階

Jump Trading Digital Japan合同会社

清算人　マシュー・ベン・ハイナー　フェルド

解散公告

当社は、令和八年七月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都文京区白山一丁目六番四の二二〇号

大国物産株式会社

代表清算人　傳　啓才

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ　合同会社Genereux

清算人　赤嶺　温人

解散公告

当社は、令和八年九月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都足立区中川四丁目二三番一九―七一二号

Ｊ＆Ｖ株式会社

代表清算人　ズン・ティー・フオン・ロアン

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都新宿区西新宿一丁目七番一号

松岡投資株式会社

代表清算人　松岡　清美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都台東区柳橋二丁目二〇番一六号

株式会社アルカス

代表清算人　小林　匠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都港区虎ノ門五丁目一一番二号オランダヒルズ森タワー二Ｆ

株式会社ＧＲＩＴ　Ｔｅｃｈ

代表清算人　三宅　雄也

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都新宿区富久町一六番八号新宿ユニオンビル三〇二号室

株式会社ＲｅＩ

代表清算人　竹内　昇太

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都大田区西蒲田四丁目二二番一一号

株式会社ラフコンサルティング

代表清算人　山内　壮

解散公告

当社は、令和八年九月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都港区南青山五丁目八番一号セーヌアキラビル地下一階　株式会社フェーセス

代表清算人　池田　そよ

解散公告

当組合は、令和八年八月三十一日付東京都知事認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都中央区日本橋三丁目一〇番五号

パーカー生活協同組合

代表清算人　田村　裕保

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都台東区東上野一丁目二六番二号

有限会社ジュエリー保険サービス

清算人　荒川　知行

解散公告

当社は、令和八年九月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階

インベナジー・ジャパン合同会社

清算人　インベナジー・ソーラー・デベロップメントＬＬＣ

職務執行者　大屋　昌之

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階

インベナジー・ウインド合同会社

清算人　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階

函館寅沢ウインド合同会社

清算人　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階

島牧ウインド合同会社

清算人　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階

今金ウインド合同会社

清算人　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階

上ノ国湯ノ岱ウインド合同会社

清算人　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

解散公告

当社は、令和八年十月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階

西久慈ウインド合同会社

清算人　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年十月十五日

東京都立川市錦町一丁目四番四号サニービル二Ｆｃｓ－一一九

合同会社和

清算人　山下　和代

解散公告

当社は、令和八年九月三十日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ＷＩＮ青山五三一

株式会社キャストハブ

代表清算人　齋藤　颯人

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により令和八年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都渋谷区上原一丁目三番九号

出島トラスト株式会社

代表清算人　小林　宏彰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都港区西新橋一丁目六番一二号

芝浦システムコンサルティング株式会社

代表清算人　波多野　昇

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都品川区西五反田七丁目七番七号ＳＧスクエア

アッシュフィールド・ヘルスケア・コミュニケーションズ株式会社

代表清算人　アンドリュー・マルティン・モロ

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都文京区千石四丁目一四番九号

ユンデエレクトロニックコマース株式会社

代表清算人　陳　暁明

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都新宿区四谷一丁目二二番地五ＷＥＳＴＡＬＬ四谷ビル二階

ＫＫｄａｙ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ合同会社

清算人　ＫＫｄａｙ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

職務執行者　陳　明明

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区四番町四番地九新東京国際リーガル内

Ｓａｆａｒｉ合同会社

代表清算人　管　翼

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都中野区沼袋四丁目七番八号

株式会社エイ・エム・エス

代表清算人　加山　哲

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都千代田区大手町一丁目八番一号ＫＤＤＩ大手町ビル十九階

サンフェニックス清算合同会社

清算人　綾　克己

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都中央区日本橋本町一丁目八番一六号

ＳＴＡＲＧＥ株式会社

代表清算人　山本　昭久

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により、同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目一番四号

株式会社ケアスポーツコンサルティング

代表清算人　石川　荘一

解散公告

当社は、令和八年九月二十八日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

川崎市川崎区貝塚二丁目五番地一一

株式会社ダン・リビング

代表清算人　水田由紀子

解散公告

当社は、令和八年七月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

横浜市中区山下町一四三―三招ビル四〇二号

盛興合同会社

清算人　何　愛雲

解散公告

当社は、令和八年四月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

神奈川県横須賀市佐野町二丁目三一番一〇

ピュアライフ合同会社

清算人　三橋　一郎

解散公告

当社は、令和八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

横浜市青葉区荏田西二丁目三八番地二二

株式会社ＴＫアソシエイツ

代表清算人　木島　綱雄

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

新潟市中央区本町通八番町一三一八番地

エヌ・ケー・サービス株式会社

代表清算人　桐生　正

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

石川県加賀市伊切町レ一五番地の一

株式会社カスタムベイト

代表清算人　元谷外志宣

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

山梨県中央市西花輪二四二二番地四

株式会社熊谷組

代表清算人　熊谷かよ子

解散公告

当法人は、令和八年四月十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権等を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

長野県諏訪市清水二丁目一番四号一Ｆ

特定非営利活動法人スマートレイク

清算人　小口さえ子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

静岡県伊東市南町二丁目一一四番地の一

株式会社Ｈｏｍｅ　Ｂｏｕｎｄ

代表清算人　山﨑　裕子

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

静岡県伊東市富戸一〇二〇番地の二九二

ロワジール伊豆高原二―四〇四号

合同会社Ｋカメラワークスタジオ

清算人　今泉　慶子

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

愛知県名古屋市北区金城四丁目九番二五号

株式会社Ｉｎａｒｉ

代表清算人　太田　麻木

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年九月二十四日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

静岡市駿河区中田二丁目六番一二号

ｓｉｏｎ株式会社

代表清算人　大塚　良男

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

静岡県富士市永田北町九番五号

株式会社佐野砲金鋳造所

代表清算人　佐野　陽司

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

名古屋市守山区瀬古一丁目五一九番地

有限会社齋藤製作所

清算人　齋藤　哲

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町三〇三番地

株式会社オンリーノース

代表清算人　中﨑　浩一

解散公告

当法人は、令和八年九月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

大阪府松原市天美北五丁目八番一一号

一般社団法人ＭｅＡＴ

代表清算人　大内　秀之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

大阪市平野区長吉長原東一丁目九番七―一一四　有限会社カジシステムサービス

清算人　鍛治　秀昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

大阪市生野区林寺二丁目八番二号　Ｂ二〇二号室

代表清算人　リュウ　カイミン

解散公告

当社は、令和八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

大阪市西淀川区歌島二丁目七―一五、一〇二室

昌順株式会社

清算人　姜　薇

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

大阪府岸和田市磯上町三丁目二六番一号

有限会社大和ドラム

清算人　鎗本　喬穂

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

大阪府羽曳野市野々上五丁目九番一一号

株式会社プランニングジェイ

代表清算人　板野　勝彦

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

兵庫県宝塚市山手台西二丁目三〇番三号

株式会社アルフィックス

代表清算人　桒畑真士生

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

兵庫県丹波市山南町梶四五九番地六

有限会社山南前川

清算人　前川　勝也

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

和歌山県新宮市木ノ川四三七番地一

株式会社イーフェンス

代表清算人　東　勝明

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

広島市安芸区矢野西一丁目七番五―八〇三号

特定非営利活動法人エコ・ツーリング協会

清算人　荒谷　修一

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

広島県福山市芦田町大字福田乙二三九八番地

有限会社和弘商事

清算人　麥田　隆弘

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

広島県府中市久佐町五〇七番地の一一

有限会社柳川工業

清算人　柳川　榮

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

広島市佐伯区五月が丘二丁目六番一六号

株式会社山崎工業

代表清算人　山﨑　一典

解散公告

当法人は、令和八年九月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

徳島県徳島市かちどき橋一丁目五一―一

一般社団法人徳島県空き家対策協会

代表清算人　梶　誠俊

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

愛媛県松山市三番町四丁目一二番地一

株式会社ＮＤＳホールディングス

代表清算人　上田　大誠

解散公告

当組合は、令和八年九月四日開催の総会の決議並びに愛媛県知事の認可により、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

愛媛県宇和島市御殿町一番一号

市立宇和島病院生活協同組合

代表清算人　井亀　宗憲

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

愛媛県宇和島市高串一番耕地五五五番地一

株式会社赤松商店

代表清算人　赤松　寛幸

解散公告

当社は、令和八年十月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

福岡市南区野間三丁目一八番三四号メゾンクラッセ南高宮一〇一号

株式会社日本訪問看護センター

代表清算人　光武　龍作

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

福岡市城南区神松寺一丁目一番一六号

株式会社樋本商会

代表清算人　酒井　秀成

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

福岡県福岡市早良区田隈三丁目二五番地一七号

一般社団法人わんらいふ

代表清算人　横尾　涼

解散公告

当法人は、令和八年九月三十日付の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

福岡市博多区綱場町九番二〇号

一般社団法人アカモク普及推進協議会

代表清算人　井手　雅雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

福岡市博多区吉塚三丁目二五番一五号

有限会社エヌ・ティ・サポート

清算人　岩崎　秀昭

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

北九州市小倉北区竪町一丁目六番七号

株式会社Ｋアド

代表清算人　猪ノ口　彰

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙六二八番地の七

有限会社彼杵屋商店

清算人　桶谷　清洋

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉二三六六

合同会社木塚オフィス

代表清算人　木塚　大成

解散公告

当社は、令和八年五月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

長崎市戸石町二八一二番地四

有限会社豊栄工業

清算人　藤瀬　正生

解散公告

当社は、令和八年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

熊本市中央区新市街一番二八号

合同会社ＭＫ

清算人　岩下　道子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

宮崎県宮崎市城ケ崎一丁目六番地二九

株式会社正英電機工業

代表清算人　宮﨑　貴士

解散公告

当社は、令和八年九月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

鹿児島県枕崎市旭町一〇二番地

有限会社三共水産

清算人　立石健太郎

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

沖縄県沖縄市高原四丁目七番一〇号

株式会社テン・クリエイション

代表清算人　有銘　政秀

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

沖縄県宜野湾市喜友名一丁目三一番一〇号

カサデセフィーロＣ　株式会社ヒロシ

代表清算人　金城　宏

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年九月十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

北海道余市郡余市町浜中町二〇五番地三

医療法人社団田中内科医院

清算人　田中　敦子

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月十八日をもって診療所を廃止したことに伴い、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

横浜市戸塚区吉田町三〇〇〇番地七木村屋ビル一階

医療法人社団彩清会中島歯科医院

清算人　中島　彩登

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

静岡県浜松市中央区入野町六三〇一番地の一

医療法人社団ふじもと矯正歯科医院

清算人　藤本　雅清

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

長崎市小峰町三番六号

医療法人倉田醫院内科婦人科

清算人　倉田　明彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月二十六日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

千葉県浦安市美浜三丁目二六番八号

医療法人社団前田産婦人科医院

清算人　曽根　栄輝

連絡先　千葉市中央区中央三丁目五番一号

千葉中央トーセイビル九階　藤井・滝沢綜合法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月三十日開催の社員総会決議並びに東京都知事の認可により、令和八年八月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都豊島区駒込二丁目一二番一一号古川ビル二階

医療法人社団至仁望信会

清算人　髙橋　望

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月七日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

静岡県沼津市西椎路八八番地の一

医療法人社団きさらぎ会

清算人　甲斐　美咲

解散公告（第三回）

当法人は、令和三年十一月十三日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

愛媛県松山市北条辻三一八番地一

医療法人松木医院

清算人　永井　卓也

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

熊本県下益城郡美里町馬場七五七番地一

医療法人田上会

清算人　田上　洋一

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出ください。

令和八年十月十五日

三重県津市一身田中野二七五番地の一

三重農林建設株式会社

代表取締役社長　小島　久典

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

永井栄太郎　三重県伊賀市大野木

西堀利三郎　三重県度会郡玉城町岩出一一五九

山本　亀市　三重県北牟婁郡紀北町海山区相賀

株式の種類及び数

普通株式　二〇株

普通株式　五〇株

普通株式　六八〇株

第三十八期決算公告

令和八年十月十五日

東京都江東区永代一丁目一四番五号

株式会社内田洋行ＩＴソリューションズ

代表取締役　内藤　祐介

令和八年七月二十日現在

（単位・百万円）

貸借対照表の要旨		
資産の部		
流動資産	九、八二七	
固定資産	九九八	
合計	一〇、八二六	
負債及び純資産の部		
流動負債	三、二八五	
賞与引当金	四九四	
工事損失引当金	一五	
固定負債	四六九	
株主資本	〇六七	七、
資本金	四六〇	
資本剰余金	三三七	
資本準備金	二二一	
その他資本剰余金	一〇五	
利益剰余金	二八〇	六、
利益準備金	七三	
その他利益剰余金	六、二〇六	
評価・換算差額等	二	
その他有価証券評価差額金	二	
合計	一〇、八二六	
（注）当期純利益	一、一六九	

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年七月三十一日をもって診療所を閉鎖したため、定款で定めた解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月十五日

沖縄県うるま市石川東山二丁目三〇番一四号

医療法人新風会

清算人　山口　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩郡当別町対雁四一番地、最後の住所北海道石狩郡当別町対雁四一番地二

被相続人　亡　熊谷　春雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

札幌市中央区大通西十三丁目四番地一〇二

レジディア大通公園二階弁護士法人中山・青木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　澤井　彩香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町三番、最後の住所仙台市青葉区堤通雨宮町三番一六―六〇三号

被相続人　亡　佐藤　昌樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

仙台市青葉区片平一丁目二番二二号　ロイヤーパークビル七階　仙台シリウス法律事務所

相続財産清算人　弁護士　佐保　貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県潟上市天王字上江川五七番地二、最後の住所秋田県潟上市天王字上江川八四番地三

被相続人　亡　伊藤　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

秋田市川尻総社町一三番一〇号

相続財産清算人　司法書士　梅崎　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県東白川郡棚倉町大字大梅字大岩平三七七番地、最後の住所福島県東白川郡棚倉町大字大梅字段河内二六一番地二

被相続人　亡　鈴木　孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

福島県白河市郭内一二九番地二七

相続財産清算人　宮本多可夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市姫城町四〇五九番地、最後の住所東京都八王子市中野山王二丁目二〇番一一号　さくらの郷中野山王

被相続人　亡　小倉　五朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町三丁目九番二号二〇一　町田駅前法律事務所

相続財産清算人　弁護士　尾崎　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市相生町二八番地、最後の住所富山県富山市相生町三番二三号

被相続人　亡　下野　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

富山県富山市千歳町一丁目六番一八号　河口ビル一階　いしくろ・広田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　広田　悠一

令和八年十月十五日

事務所東京都新宿区新宿一丁目一五番九号　さわだビル五階　東京共同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　古田　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区東池袋四丁目三三七九番地、最後の住所秋田県北秋田市阿仁吉田字上ミ上野五五番地九　被相続人　亡　鈴木　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

東京都世田谷区太子堂二丁目一二番三号　オカベビルＡ棟二階

相続財産清算人　弁護士　塩谷　光宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市片山一丁目四七六番地一、最後の住所神奈川県相模原市南区豊町二番一〇号

被相続人　亡　白石　恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

神奈川県相模原市南区上鶴間本町三丁目九番二号二〇一　町田駅前法律事務所

相続財産清算人　弁護士　尾崎　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市相生町二八番地、最後の住所富山県富山市相生町三番二三号

被相続人　亡　下野　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

富山県富山市千歳町一丁目六番一八号　河口ビル一階　いしくろ・広田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　広田　悠一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知立市昭和二丁目一〇番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　栗田　憲司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

愛知県知立市堀切三丁目一―二杉原ビル二Ａ知立法律事務所

相続財産清算人　弁護士　石原　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍インド共和国、最後の住所奈良県奈良市南京終町六六五番地の一マヤレジデンス南京終一〇五号　被相続人　亡　デイ　パビトラ　クマール

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

三重県四日市市安島一丁目五番一〇号ＫＯＳＣＯ四日市西浦ビル七階　ＡＳＫ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　粟原　雅斗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市東山区大黒町通五条上る二丁目大黒町二九一番地、最後の住所京都市山科区御陵岡町一番地二　御陵洛東園　被相続人　亡　松井　博子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

京都市伏見区風呂屋町二六五　賢誠総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　川島　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府相楽郡精華町大字植田小字南六ノ坪二五番地一、最後の住所京都府相楽郡精華町大字植田小字南六ノ坪二五番地一　被相続人　亡　吉野　旭彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

京都市中京区丸太町通烏丸東入光リ堂町四二〇　京都インペリアルビル五階　洛新法律事務所

相続財産清算人　弁護士　野澤　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市豊南町南五丁目五番地、最後の住所大阪府大東市泉町二丁目一番二八号　被相続人　亡　伊丹　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

大阪市北区中之島二―二―二大阪中之島ビル四階　久保井総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中村　和寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市向島町立花二九六二番地二、最後の住所広島県尾道市向島町立花二九六一番地二　被相続人　亡　田頭　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十七日までに請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

広島県三原市糸崎七丁目一五番一号

相続財産清算人　司法書士　安藤　由紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市若松区中川町一五番地四、最後の住所北九州市小倉北区片野四丁目九番六―九〇一号　被相続人　亡　片見　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

北九州市小倉北区浅野二丁目一番二一号駅西幹線ビル五階　ハナ国際法律事務所

相続財産清算人　弁護士　梁　智元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市大善寺町宮本一三七一番地、最後の住所福岡県福岡市博多区下呉服町四番一三号トーカンマンション呉服町一一〇三号　被相続人　亡　築山　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号舞鶴栄光ビル四〇三号

相続財産清算人　大平　幸輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷五六八番地、最後の住所長崎県大村市乾馬場町七九四番地一　被相続人　亡　宮本ミツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

長崎県大村市松並一丁目二一三番地二

相続財産清算人　司法書士　森川　光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県大村市宮小路三丁目一九六七番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山口　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

長崎県大村市杭出津三丁目三九五番地七

相続財産清算人　司法書士　平野　旅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県小林市野尻町東麓五七二番地、最後の住所宮崎県小林市野尻町東麓五四三九番地一四　被相続人　亡　岡元　松夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月十五日

宮崎県小林市細野三八九番地一

相続財産清算人　一般社団法人権利擁護センターみらい　代表理事　瀬戸山雅光

第45期決算公告

令和８年６月29日

仙台市宮城野区小田原一丁目３番23号

株式会社東北マツダ

代表取締役　太田千鶴子

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,809	流動負債	8,518
固定資産	11,313	固定負債	871
		（退職給付引当金）	(518)
		株主資本	5,732
		資本金	348
		資本剰余金	1,163
		資本準備金	1,163
		利益剰余金	4,221
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	4,219
		（うち当期純利益）	(139)
資産合計	15,122	負債・純資産合計	15,122

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　今井　靖子
　住所　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五七番地二オークウッドスイーツ横浜五一二二号室
　生年月日　昭和三十七年十月十日
二　供託所　横浜地方法務局
三　供託番号　令和八年度金第五一一二号
四　供託金額　七、七五七、〇三八円
五　裁判所　横浜家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第四五二〇五号
　令和八年十月十五日
　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二―九―七　グローリア初穂横浜六〇二
　不在者財産管理人　弁護士　大野　美樹

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　林　雄
　住所　不明
　生年月日　一九六〇年一月二十七日
二　供託所　津地方法務局四日市支局
三　供託番号　令和八年度金第四一〇号
四　供託金額　二、九四一、七八三円
五　裁判所　津家庭裁判所四日市支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和五年（家）第三〇五号
　令和八年十月十五日
　三重県四日市市三栄町四番九号コーポタルトク一階　リベラ法律事務所
　不在者財産管理人　弁護士　金　銘愛

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　松本　圭
　住所　福岡県福岡市中央区清川二丁目一九番二五―六〇二号
　生年月日　昭和四十四年七月二十五日
二　供託所　福岡法務局
三　供託番号　令和八年度金第三四五三号
四　供託金額　五、二五七、一六四円
五　裁判所　福岡家庭裁判所
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第七一九五号
　令和八年十月十五日
　福岡県福岡市東区箱崎三丁目八番七号　不在者財産管理人　吉田　昭夫

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　古森　幸子
　住所　福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈
　生年月日　昭和十四年六月二十日
二　供託所　福岡法務局飯塚支局
三　供託番号　令和八年度金第二二二号
四　供託金額　二〇一、八五六円
五　裁判所　福岡家庭裁判所飯塚支部
六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件
七　事件番号　令和六年（家）第七〇〇九号
　令和八年十月十五日
　福岡県飯塚市天道五二八番地　不在者財産管理人　司法書士　松浦　光男

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。
　なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。
　令和八年十月十五日
一、墳墓等所在地　大阪府大阪市東住吉区公園南矢田四丁目四番八号
一、墳墓等の名称　永安寺墓地一号地
一、死亡者の本籍及び氏名、永代使用者　大阪府大阪市東住吉区公園南矢田一〇番地　長田錬士、長田千代子（死亡者の妻）
一、改葬を行おうとする者　大阪府大阪市東住吉区公園南矢田四丁目四番八号　永安寺　住職　安城　良平

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定に基づく日立都市計画事業常陸太田市東部土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知は、送付すべき者の送付先が確知できないので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　茨城県日立市中成沢町四丁目一六番五―三〇七号
　氏名　中村知津子
住所　不明　氏名　森　静恵
住所　不明　氏名　髙橋徳次郎
住所　不明　氏名　後藤　甚三
住所　不明　氏名　大内友之介
住所　不明　氏名　大川久三郎
住所　不明　氏名　正木　壮吉
住所　不明　氏名　伊藤熊之助
住所　不明　氏名　佐藤鍋太郎
住所　不明　氏名　金子　久藏
住所　不明　氏名　葛生　重吉
住所　不明　氏名　石井栄之介
住所　不明　氏名　大貫　亀介
住所　不明　氏名　橋本　喜一
住所　不明　氏名　梅原　太吉

二、通知の内容
　土地区画整理法第百三条第一項の規定により、日立都市計画事業常陸太田市東部土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に茨城県知事に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
二、この処分については、この処分があったことを知った日から起算して六箇月以内に常陸太田市東部土地区画整理組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は理事長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
　ただし、右記一の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して六箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して六箇月以内であっても、当該裁決の日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
　なお、別紙明細書及び換地図については、茨城県常陸太田市馬場町字倉町一二六一番にある掲示板に掲示しています。
　令和八年十月十五日
　茨城県常陸太田市金井町三六八〇番地　常陸太田市東部土地区画整理組合　理事長　富永　堅司

第53期決算公告

令和８年10月15日
福島県いわき市平字紺屋町18番地の８
株式会社共栄互助会
代表取締役　関野　芳

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	190,113
	固定資産	323,913
	合計	514,026
純資産の部負債及び	流動負債	36,986
	固定負債	362,509
	株主資本	114,531
	資本金	20,000
	利益剰余金	94,531
	その他利益剰余金	94,531
	（うち当期純利益）	(251)
	合計	514,026

第45期決算公告　令和８年10月15日
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町６番地
株式会社ロングバァリー
代表取締役　長谷　和雄

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	79,184
	固定資産	172,550
	繰延資産	5,887
	合計	257,622
純資産の部負債及び	流動負債	1,152
	固定負債	78,822
	株主資本	177,647
	資本金	13,000
	利益剰余金	164,647
	その他利益剰余金	164,647
	（うち当期純利益）	(4,491)
	合計	257,622

第３期決算公告

令和８年10月15日
東京都港区芝５丁目７番地１号
株式会社Ｐａｉｎｔｅｒ
代表取締役　岩田　太地

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	33,916
	固定資産	906,185
	繰延資産	104
	合計	940,206
負純資債産及のび部	流動負債	918,869
	株主資本	21,337
	資本金	9,800
	資本剰余金	9,800
	資本準備金	9,800
	利益剰余金	1,737
	その他利益剰余金	1,737
	(うち当期純利益)	(2,497)
	合計	940,206

第24期決算公告

令和８年10月15日
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号
城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内
日本ラントロニクス株式会社
代表取締役　デニス・レイモンド・ギャラガー

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,348
	合計	50,348
負純資債産及のび部	流動負債	5,397
	賞与引当金	981
	有給休暇引当金	1,306
	株主資本	44,950
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,950
	その他利益剰余金	34,950
	(うち当期純利益)	(1,386)
	合計	50,348

第12期決算公告

令和８年10月15日
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町６番地
株式会社ロングバァリーホールディングス
代表取締役　長谷　和雄

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,796
	固定資産	38,269
	合計	40,066
負純資債産及のび部	流動負債	6,528
	固定負債	30,701
	株主資本	2,836
	資本金	17,000
	資本剰余金	456
	資本準備金	456
	利益剰余金	△14,620
	その他利益剰余金	△14,620
	(うち当期純損失)	(3,959)
	合計	40,066

第12期決算公告

令和８年８月18日
名古屋市瑞穂区新開町21番10号
株式会社セントレック
代表取締役　柴田　和範

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,366,791
	固定資産	361,450
	合計	1,728,241
負純資債産及のび部	流動負債	171,468
	固定負債	40,404
	株主資本	1,516,369
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,501,369
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	1,495,369
	(うち当期純利益)	(172,074)
	合計	1,728,241

第83期決算公告

令和８年９月25日
長野県飯田市鼎切石4293
喜久水酒造株式会社
代表取締役　後藤　髙一

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	942,080
	固定資産	532,179
	合計	1,474,259
負純資債産及のび部	流動負債	117,825
	固定負債	43,869
	株主資本	1,312,565
	資本金	73,000
	利益剰余金	1,239,565
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,219,565
	(うち当期純利益)	(12,684)
	合計	1,474,259

第11期決算公告

令和８年９月24日
神奈川県横浜市港北区富士塚１―26―21
株式会社ＬｉＶｒＡ
代表取締役　髙橋　重

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	51,013
	固定資産	1,153
	合計	52,167
負純資債産及のび部	流動負債	23,351
	(うち賞与引当金)	(898)
	固定負債	24,416
	株主資本	4,400
	資本金	1,000
	利益剰余金	3,400
	その他利益剰余金	3,400
	(うち当期純利益)	(1,911)
	合計	52,167

第77期決算公告

令和８年９月15日　徳島県徳島市応神町吉成字只津37番地19
東邦セールス株式会社
代表取締役　大谷　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	691,774	流動負債	259,122
固定資産	1,044,520	固定負債	172,198
繰延資産	6,084	負債合計	431,320
		株主資本	1,311,059
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,211,059
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,186,059
		(うち当期純利益)	(91,850)
		純資産合計	1,311,059
資産合計	1,742,379	負債・純資産合計	1,742,379

第70期決算公告

令和８年10月15日
大阪市北区天満二丁目７番30号
朝日企業株式会社
代表取締役社長　村上　博崇

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,140,911	流動負債	2,255,596
固定資産	1,268,947	固定負債	299,469
		(退職給付引当金)	(11,337)
		株主資本	1,854,792
		資本金	100,000
		資本剰余金	70,000
		その他資本剰余金	70,000
		利益剰余金	1,754,792
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	1,704,792
		(うち当期純利益)	(290,024)
		自己株式	△70,000
資産合計	4,409,859	負債・純資産合計	4,409,859

第42期決算公告

令和８年９月24日　埼玉県川口市芝新町17番26号
ティケィ管理サービス株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	236,388	流動負債	164,049
固定資産	305,299	賞与引当金	1,775
		その他	162,274
		固定負債	93,464
		株主資本	284,174
		資本金	30,000
		資本剰余金	45,000
		その他資本剰余金	45,000
		利益剰余金	209,174
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	201,674
		(うち当期純利益)	(54,061)
資産合計	541,688	負債・純資産合計	541,688

第10期決算公告

令和８年８月28日
東京都多摩市鶴牧一丁目１番地14コージィーコート２Ｆ１
株式会社テクサー
代表取締役　朱　　強

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	529	流動負債	34
固定資産	42	(うち賞与引当金)	(3)
		固定負債	29
		株主資本	500
		資本金	100
		資本剰余金	488
		資本準備金	30
		その他資本剰余金	458
		利益剰余金	△ 88
		その他利益剰余金	△ 88
		(うち当期純損失)	(88)
		新株予約権	8
資産合計	572	負債・純資産合計	572

第 14 期 決 算 公 告

令和８年10月15日　　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号

ＨｉｊｅｔⅡ特定目的会社

取締役　長尾　　誠

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	2,262	流動負債	173
流動資産	2,262	**負債合計**	**173**
繰延資産	0	社員資本	2,089
		特定資本金	102
		優先資本金	1,109
		剰余金	878
		当期未処分利益	878
		純資産合計	**2,089**
資産合計	**2,262**	**負債・純資産合計**	**2,262**

損益計算書の要旨
（自　令和８年５月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	4,638
営業費用	3,547
営業利益	1,090
営業外収益	0
経常利益	1,090
税引前当期純利益	1,090
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	1,087

第 18 期 決 算 公 告

令和８年10月15日
愛知県名古屋市西区牛島町６番１号
株式会社アイディ・ブレイン
代表取締役　松田　　穣

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,202,391
	固定資産	24,681
	合計	**1,227,073**
負債及び純資産の部	流動負債	427,945
	（うち賞与引当金）	(15,900)
	株主資本	799,128
	資本金	13,000
	利益剰余金	789,648
	その他利益剰余金	789,648
	（うち当期純利益）	(138,867)
	自己株式	△3,520
	合計	**1,227,073**

決　算　公　告

令和８年10月15日
福島県二本松市根崎一丁目241番地
東邦ゴム工業株式会社

貸借対照表の要旨（令和８年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	608,249
	固定資産	225,378
	合計	**833,628**
負債及び純資産の部	流動負債	134,231
	固定負債	13,073
	株主資本	686,323
	資本金	60,000
	利益剰余金	729,243
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	714,243
	（うち当期純利益）	(8,104)
	自己株式	△102,920
	合計	**833,628**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十月十五日
福島県二本松市根崎一丁目二四一番地
（甲）東邦ゴム工業株式会社
代表取締役　本郷　義之
岡山市北区錦町一番一号岡山駅前ビル四階
（乙）ＫＳＪ２―３株式会社
代表取締役　町田　一郎

第８期決算公告　令和８年10月15日

福岡県福岡市南区大橋２丁目１番１号
株式会社ドラ侍
代表取締役　代田　晴久

貸借対照表の要旨（令和８年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,022
	固定資産	10,454
	資産合計	**49,476**
負債及び純資産の部	流動負債	17,716
	固定負債	20,600
	負債合計	**38,316**
	株主資本	11,160
	資本金	75,000
	利益剰余金	△63,840
	その他利益剰余金	△63,840
	（うち当期純損失）	(19,478)
	純資産合計	**11,160**
	負債・純資産合計	**49,476**

第 4 期 決 算 公 告

令和８年10月15日
長野県安曇野市三郷温3669番２号
Ｄ＆Ｓ株式会社
代表取締役　橋川　克也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	90,749
	固定資産	423
	資産合計	**91,172**
負債及び純資産の部	流動負債	72,436
	株主資本	18,736
	資本金	25,000
	利益剰余金	△6,263
	その他利益剰余金	△6,263
	（うち当期純利益）	(25,536)
	負債・純資産合計	**91,172**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載の官報掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一七一頁（号外第一五五号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年十月十五日
東京都千代田区丸の内二丁目七番二号
（甲）代表取締役　大和製罐株式会社　山口　裕久
長野県安曇野市三郷温三六六九番二号
（乙）Ｄ＆Ｓ株式会社
代表取締役　橋川　克也

第 75 期 決 算 公 告

令和８年９月18日
沖縄県沖縄市海邦町３番地15
琉球肥料株式会社
代表取締役　冨里　直司

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	533,273
	固定資産	894,169
	合計	**1,427,442**
負債及び純資産の部	流動負債	233,717
	固定負債	128,493
	株主資本	1,065,232
	資本金	61,000
	利益剰余金	1,004,232
	利益準備金	15,250
	その他利益剰余金	988,982
	（うち当期純利益）	(10,394)
	合計	**1,427,442**

第 21 期 決 算 公 告

令和８年10月15日
東京都渋谷区松濤２―14―12
ＧＲＥＥＮ　ＳＰＡＣＥ株式会社
代表取締役　紅林　　豊

貸借対照表の要旨
（令和８年１月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	416,881
	固定資産	81,706
	資産合計	**498,588**
負債及び純資産の部	流動負債	315,386
	固定負債	29,529
	株主資本	153,672
	資本金	10,000
	利益剰余金	143,672
	その他利益剰余金	143,672
	（うち当期純利益）	(85,249)
	負債・純資産合計	**498,588**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳＰＡＲＫ株式会社（住所東京都渋谷区松濤二丁目一四番一二号）に対して当社の飲食関連事業及びペット関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日
東京都渋谷区松濤二―一四―一二
ＧＲＥＥＮ　ＳＰＡＣＥ株式会社
代表取締役　紅林　　豊

第 17 期決算公告　令和８年９月17日

京都市南区上鳥羽高畠町56番地
株式会社坂ノ途中
代表取締役　小野　邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,963,450
	固定資産	348,610
	合計	**2,312,060**
負債及び純資産の部	流動負債	890,316
	固定負債	1,339,423
	株主資本	22,372
	資本金	50,000
	資本剰余金	823,274
	その他資本剰余金	823,274
	利益剰余金	△850,901
	その他利益剰余金	△850,901
	（うち当期純損失）	(232,334)
	新株予約権	59,948
	合計	**2,312,060**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百八十九万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

大阪市中央区瓦町二丁目五番八号

株式会社ＬＩＴ

代表取締役　生駒　優希

第９期決算公告

令和８年10月15日

大阪市中央区瓦町二丁目５番８号

株式会社ＬＩＴ

代表取締役　生駒　優希

貸借対照表の要旨（令和８年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,359
	資産合計	10,359
負純資産の債及び部	流動負債	894
	株主資本	9,464
	資本金	9,990
	利益剰余金	△525
	その他利益剰余金	△525
	（うち当期純利益）	(2,563)
	負債・純資産合計	10,359

第83期決算公告　令和８年８月26日

大阪市中央区南船場一丁目12番19号

大阪化成品株式会社

代表取締役　盛川　実

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	634,921
	固定資産	137,522
	合計	772,443
負純資産の債及び部	流動負債	356,488
	固定負債	162,761
	株主資本	253,193
	資本金	50,000
	資本剰余金	3,062
	資本準備金	3,062
	利益剰余金	200,131
	利益準備金	9,438
	その他利益剰余金	190,693
	（うち当期純利益）	(15,692)
	合計	772,443

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するケイエースモールド株式会社（住所京都市伏見区深草下川原町四〇番地）に対して当社のコンクリート製品の型枠の製造販売の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

京都市伏見区深草下川原町四〇番地

旭建鉄株式会社

代表取締役　堺　篤史

第76期決算公告　令和８年10月15日

京都市伏見区深草下川原町40番地

旭建鉄株式会社

代表取締役　堺　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年９月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	188,715
	固定資産	649,649
	繰延資産	465
	合計	838,829
負純資産の債及び部	流動負債	49,862
	固定負債	551,322
	株主資本	237,645
	資本金	10,000
	利益剰余金	227,645
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	226,645
	（うち当期純利益）	(28,143)
	合計	838,829

第15期決算公告

令和８年９月24日

東京都港区六本木一丁目６番１号

株式会社Ｓ－ＦＩＴパートナーズ

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,789,935
	固定資産	2,170,422
	資産合計	11,960,357
負純資産の債及び部	流動負債	5,908,107
	賞与引当金	14,300
	固定負債	4,614,766
	転貸損失引当金	50,430
	株主資本	1,437,483
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,427,483
	その他利益剰余金	1,427,483
	（うち当期純利益）	(515,113)
	負債・純資産合計	11,960,357

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百七十五万円減少し九百七十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

鳥取県鳥取市滝山四三二―一六

株式会社サンテクノ

代表取締役　田中　良宗

第10期決算公告

令和８年10月15日

鳥取県鳥取市滝山432―16

株式会社サンテクノ

代表取締役　田中　良宗

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,731
	固定資産	2,353
	繰延資産	4,914
	合計	22,999
負純資産の債及び部	流動負債	14,995
	固定負債	16,674
	株主資本	△ 8,670
	資本金	19,500
	利益剰余金	△ 28,170
	その他利益剰余金	△ 28,170
	（うち当期純利益）	(2,393)
	合計	22,999

第８期決算公告　令和８年９月29日

東京都港区六本木一丁目４番５号

アークヒルズサウスタワー

株式会社 Post Lintel Investment Management

代表取締役社長　ヤン・ユーチー

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	179,703,440
	固定資産	600,000
	繰延資産	350,000
	資産合計	180,653,440
負純資産の債及び部	流動負債	49,499,475
	固定負債	10,059,000
	株主資本	121,094,965
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	71,094,965
	その他利益剰余金	71,094,965
	（うち当期純利益）	(33,660,791)
	負債・純資産合計	180,653,440

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円、資本準備金の額を三千万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月十七日であり、株主総会の決議は、令和八年九月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

愛媛県新居浜市萩生一九五〇番地の一〇

佐々木建設株式会社

代表取締役　佐々木佳範

第37期決算公告

令和８年10月15日

愛媛県新居浜市萩生1950番地の10

佐々木建設株式会社

代表取締役　佐々木佳範

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,728
	固定資産	16,349
	繰延資産	1,175
	合計	36,252
負純資産の債及び部	流動負債	93,338
	固定負債	5,562
	株主資本	△ 62,648
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 72,648
	その他利益剰余金	△ 72,648
	（うち当期純損失）	(9,915)
	合計	36,252

第10期決算公告　令和８年６月25日

東京都渋谷区桜丘町26番１号

GMO STOCK POINT株式会社

代表取締役社長　荻田　剛大

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,316
	固定資産	513
	資産合計	4,829
負純資産の債及び部	流動負債	4,873
	固定負債	0
	株主資本	△44
	資本金	100
	資本剰余金	315
	資本準備金	315
	利益剰余金	△460
	その他利益剰余金	△460
	（うち当期純損失）	(259)
	負債・純資産合計	4,829

第15期決算公告　令和８年10月15日
福岡県福岡市博多区対馬小路11番15号
あまごころ本舗株式会社
代表取締役　原野　昌季
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	147,694
	固定資産	399,591
	資産合計	**547,286**
負純資産の債及び部	流動負債	429,174
	固定負債	449,938
	株主資本	△331,827
	資本金	30,000
	資本剰余金	205,431
	その他資本剰余金	205,431
	利益剰余金	△567,258
	その他利益剰余金	△567,258
	（うち当期純利益）	（11,400）
	負債・純資産合計	**547,286**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年八月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日
福岡県福岡市博多区対馬小路一一番一五号
あまごころ本舗株式会社
代表取締役　原野　昌季

第73期決算公告　2026年９月29日
東京都中央区日本橋兜町５番１号
株式会社白水社
代表取締役社長　山口　真一
貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,687,987
	固定資産	1,205,251
	繰延資産	640
	資産合計	**4,893,878**
負純資産の債及び部	流動負債	1,409,429
	固定負債	449,509
	負債合計	**1,858,938**
	株主資本	3,034,939
	資本金	142,800
	利益剰余金	2,892,139
	利益準備金	35,700
	その他利益剰余金	2,856,439
	（うち当期純利益）	（163,175）
	負債・純資産合計	**4,893,878**

第19期決算公告

令和８年10月15日

東京都港区赤坂一丁目８番１号
三菱ＵＦＪ信託銀行内
第５メック都市開発特定目的会社
取締役　菊池　省吾

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	38,177,928	流動負債	81,078
その他の資産	12,816,024	固定負債	3,976,996
流動資産	12,815,669	**負債合計**	**4,058,075**
固定資産	—	社員資本	46,935,878
繰延資産	355	特定資本金	3,600
		優先資本金	46,319,000
		剰余金	613,278
		純資産合計	**46,935,878**
資産合計	**50,993,953**	**負債・純資産合計**	**50,993,953**

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,711,147
営業費用	1,097,089
営業利益	614,058
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	614,058
税引前当期純利益	614,058
法人税、住民税及び事業税	780
当期純利益	613,277
前期繰越利益	0
当期未処分利益	613,278

第８期決算公告　令和８年10月15日
東京都中央区銀座六丁目18番２号
株式会社ＢｅａｒＴａｉｌ　Ｘ
代表取締役　篠原　啓輔
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	181,370
	繰延資産	1,680
	資産合計	**183,050**
負純資産の債及び部	流動負債	35,941
	ポイント引当金	3,796
	株主資本	147,108
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	47,108
	その他利益剰余金	47,108
	（うち当期純利益）	（11,485）
	負債・純資産合計	**183,050**

第35期決算公告

令和８年10月15日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
常盤橋インベストメント特定目的会社
取締役　平本　正和

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	172,015	流動負債	600
その他の資産	3,918	固定負債	25,000
流動資産	3,837	**負債合計**	**25,600**
固定資産	—	社員資本	150,332
繰延資産	81	特定資本金	0
		優先資本金	149,600
		剰余金	732
		純資産合計	**150,332**
資産合計	**175,933**	**負債・純資産合計**	**175,933**

損益計算書の要旨
（自　令和８年２月１日　至　令和８年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,827
営業費用	570
営業利益	1,257
営業外収益	—
営業外費用	—
経常利益	1,257
税引前当期純利益	1,257
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	1,256
前期繰越損失	524
当期未処分利益	732

第６期決算公告　令和８年９月25日
東京都港区西麻布三丁目13番15号
株式会社ＢＭＳＧ
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	15,879
	固定資産	4,410
	繰延資産	3
	資産合計	**20,293**
負純資産の債及び部	流動負債	8,219
	固定負債	855
	株主資本	11,219
	資本金	20
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	11,179
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	11,177
	（うち当期純利益）	（4,609）
	負債・純資産合計	**20,293**

第21期決算公告

令和８年10月15日
神奈川県鎌倉市佐助二丁目13番13号
株式会社ドライブディレクション
代表取締役　後藤　国弘
貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,336
	固定資産	9,809
	合計	**32,145**
負純資産の債及び部	流動負債	35,665
	株主資本	△3,519
	資本金	12,000
	利益剰余金	△15,519
	その他利益剰余金	△15,519
	（うち当期純利益）	（11,300）
	合計	**32,145**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日
神奈川県鎌倉市佐助二丁目一三番一三号
株式会社ドライブディレクション
代表取締役　後藤　国弘

第２期決算公告　令和８年９月14日
長野県木曽郡木曽町新開1942
株式会社ツミカサネ
代表取締役　青野　裕介
貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	106,959,067
	固定資産	918,828,133
	繰延資産	1,426,511
	合計	**1,027,213,711**
負純資産の債及び部	流動負債	445,868,202
	固定負債	100,000,000
	株主資本	481,345,509
	資本金	90,000,000
	資本剰余金	435,000,000
	資本準備金	435,000,000
	利益剰余金	△43,654,491
	その他利益剰余金	△43,654,491
	（うち当期純損失）	（44,627,786）
	合計	**1,027,213,711**

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記の通りです。

令和八年十月十五日

東京都千代田区大手町一丁目七番一号
（甲）一般財団法人読売調査機構
代表理事　北村　滋
東京都千代田区大手町一丁目七番一号
（乙）一般社団法人読売調査研究機構
代表理事　北村　滋

令和７年度決算公告

令和８年10月15日

東京都千代田区大手町一丁目７番１号
一般社団法人読売調査研究機構
代表理事　北村　滋

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	105,634
	合計	105,634
負味財産及びの正部	流動負債	53,092
	負債合計	53,092
	基金	20,000
	一般正味財産	32,542
	正味財産合計	52,542
	合計	105,634

第54期決算公告　令和８年10月15日

東京都江東区森下二丁目２番８号
株式会社ナショナル企業
代表取締役　鄭　泰秀

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	526
	固定資産	554
	繰延資産	15
	合計	1,096
負純資産及びの部	流動負債	364
	固定負債	515
	株主資本	216
	資本金	8
	利益剰余金	208
	その他利益剰余金	208
	（うち当期純利益）	（133）
	合計	1,096

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五百八十万七千四百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

東京都渋谷区東二丁目二二番五号
ＩＶＡ株式会社
代表取締役　相原　嘉夫

第８期決算公告　令和８年10月15日

東京都渋谷区東二丁目22番５号
ＩＶＡ株式会社
代表取締役　相原　嘉夫

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	803,459
	固定資産	45,236
	合計	848,695
負純資産及びの部	流動負債	278,758
	固定負債	92,055
	株主資本	477,882
	資本金	490,809
	資本剰余金	472,876
	資本準備金	472,876
	利益剰余金	△485,804
	その他利益剰余金	△485,804
	（うち当期純損失）	（168,956）
	合計	848,695

第17期決算公告　令和８年10月15日

東京都港区新橋三丁目12番３号
株式会社メビウス
代表取締役　谷村　大策

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	3,298
	固定資産	12,366
	合計	15,665
負純資産及びの部	流動負債	4,603
	固定負債	8,728
	退職給付引当金	35
	株主資本	2,334
	資本金	10
	資本剰余金	485
	その他資本剰余金	485
	利益剰余金	1,839
	その他利益剰余金	1,839
	（うち当期純利益）	（695）
	合計	15,665

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サシケイトレーディング（住所愛知県瀬戸市陶原町四丁目七）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

愛知県瀬戸市共栄通六丁目一二番地
株式会社サシケイ
代表取締役　福岡　猛

第53期決算公告　令和８年10月15日

愛知県瀬戸市共栄通六丁目12番地
株式会社サシケイ
代表取締役　福岡　猛

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,306,033
	固定資産	1,054,481
	合計	2,360,515
負純資産及びの部	流動負債	881,919
	固定負債	219,774
	株主資本	1,258,821
	資本金	30,300
	利益剰余金	1,232,630
	利益準備金	7,300
	その他利益剰余金	1,225,330
	（うち当期純利益）	（74,800）
	自己株式	△　4,108
	合計	2,360,515

第10期決算公告　2026年10月15日

東京都中央区日本橋本石町四丁目２番16号
株式会社スカイマティクス
代表取締役　渡邉善太郎

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,002,176
	固定資産	72,628
	合計	1,074,804
負純資産及びの部	流動負債	175,124
	株主資本	899,679
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,263,695
	資本準備金	1,229,391
	その他資本剰余金	2,034,303
	利益剰余金	△2,464,015
	その他利益剰余金	△2,464,015
	（うち当期純損失）	（362,740）
	合計	1,074,804

第60期決算公告　令和８年８月29日

大阪市淀川区田川北２丁目４番15号
株式会社ブリストワ
代表取締役　山本　昇平

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	366,631
	固定資産	689,815
	合計	1,056,446
負純資産及びの部	流動負債	160,612
	固定負債	49,008
	株主資本	846,826
	資本金	24,300
	資本剰余金	200
	資本準備金	200
	利益剰余金	822,326
	利益準備金	6,075
	その他利益剰余金	816,251
	（うち当期純利益）	（209）
	合計	1,056,446

第70期決算公告　令和８年10月15日

兵庫県丹波市山南町村森１番地の１
株式会社円応社
代表取締役　小池　繁昭

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	45,914
	固定資産	1,613
	合計	47,528
負純資産及びの部	流動負債	1,933
	固定負債	105,000
	株主資本	△59,404
	資本金	120,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△174,783
	利益準備金	8,450
	その他利益剰余金	△183,233
	（うち当期純利益）	（1,832）
	自己株式	△4,621
	合計	47,528

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千万円減少し千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

兵庫県丹波市山南町村森一番地の一
株式会社円応社
代表取締役　小池　繁昭

第49期決算公告

令和８年10月15日
兵庫県たつの市新宮町香山1483番地の１
株式会社太丸開発
代表取締役　河﨑　和浩

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,498
	合計	1,498
負債及び純資産の部	流動負債	1,014
	固定負債	11,240
	株主資本	△10,756
	資本金	13,000
	利益剰余金	△23,756
	その他利益剰余金	△23,756
	（うち当期純利益）	(26,963)
	合計	1,498

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月三十日であり、株主総会の決議は令和八年九月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日
兵庫県たつの市新宮町香山一四八三番地の一
株式会社太丸開発
代表取締役　河﨑　和浩

第60期決算公告

令和８年10月15日
兵庫県加古川市加古川町中津566－１
株式会社陵南
代表取締役　明石　重徳

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	579,731
	固定資産	516,177
	資産合計	1,095,908
負債及び純資産の部	流動負債	183,277
	（うち賞与引当金）	(14,225)
	固定負債	67,189
	株主資本	845,442
	資本金	30,000
	利益剰余金	829,274
	利益準備金	6,300
	その他利益剰余金	822,974
	（うち当期純利益）	(32,623)
	自己株式	△13,834
	負債・純資産合計	1,095,908

第6期決算公告

令和８年10月15日
東京都中央区京橋三丁目13番10号
株式会社ニースパートナーズ
代表取締役　杉山　彰宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	67,473
	固定資産	56,724
	資産合計	124,197
負債及び純資産の部	流動負債	98,700
	固定負債	22,466
	株主資本	3,031
	資本金	2,000
	利益剰余金	1,031
	その他利益剰余金	1,031
	（うち当期純利益）	(16,797)
	負債・純資産合計	124,197

第18期決算公告

令和８年10月15日
東京都中央区京橋三丁目13番10号
株式会社ニースグループホールディングス
代表取締役　杉山　彰宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	31,856
	固定資産	10,008
	資産合計	41,864
負債及び純資産の部	流動負債	949
	株主資本	40,915
	資本金	100
	資本剰余金	900
	資本準備金	25
	その他資本剰余金	875
	利益剰余金	39,915
	その他利益剰余金	39,915
	（うち当期純利益）	(38,821)
	負債・純資産合計	41,864

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日
東京都中央区京橋三丁目一三番一〇号
（甲）株式会社ニースグループホールディングス
代表取締役　杉山　彰宏
東京都中央区京橋三丁目一三番一〇号
（乙）株式会社ニースパートナーズ
代表取締役　杉山　彰宏

第54期決算公告

令和８年10月15日
石川県加賀市山代温泉19の49番地１
株式会社ゆのくにシステムサービス
代表取締役　新滝　英樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	60,579
	固定資産	98,893
	合計	159,472
負債及び純資産の部	流動負債	4,317
	固定負債	400
	株主資本	154,755
	資本金	5,000
	利益剰余金	149,755
	その他利益剰余金	149,755
	（うち当期純利益）	(3,170)
	合計	159,472

第43期決算公告

令和８年10月15日
石川県加賀市山代温泉19の49番地１
株式会社ゆのくに観光サービス
代表取締役　新滝　英樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,946
	固定資産	180,157
	合計	193,103
負債及び純資産の部	流動負債	625
	固定負債	—
	株主資本	192,478
	資本金	3,000
	利益剰余金	189,478
	その他利益剰余金	189,478
	（うち当期純利益）	(2,136)
	合計	193,103

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日
石川県加賀市山代温泉一九の四九番地一
（甲）株式会社ゆのくに観光サービス
代表取締役　新滝　英樹
石川県加賀市山代温泉一九の四九番地一
（乙）株式会社ゆのくにシステムサービス
代表取締役　新滝　英樹

第33期決算公告

令和８年10月15日
三重県いなべ市北勢町麻生田字麻野3341番地
株式会社エヌ・シー工業
代表取締役　武田　和男

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	457,698
	固定資産	103,248
	資産合計	560,947
負債及び純資産の部	流動負債	7,300
	株主資本	553,646
	資本金	3,000
	資本剰余金	3,600
	その他資本剰余金	3,600
	利益剰余金	547,046
	利益準備金	30
	その他利益剰余金	547,016
	（うち当期純利益）	(12,272)
	負債・純資産合計	560,947

第35期決算公告

令和８年10月15日
浜松市中央区高丘東四丁目１番３号
株式会社ジェー・シー工業
代表取締役　武田　和男

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	388,437
	固定資産	158,740
	資産合計	547,177
負債及び純資産の部	流動負債	4,455
	株主資本	542,722
	資本金	5,000
	資本剰余金	2,700
	その他資本剰余金	2,700
	利益剰余金	535,022
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	534,872
	（うち当期純利益）	(679)
	負債・純資産合計	547,177

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日
浜松市中央区高丘東四丁目一番三号
（甲）株式会社ジェー・シー工業
代表取締役　武田　和男
三重県いなべ市北勢町麻生田字麻野三三四一番地
（乙）株式会社エヌ・シー工業
代表取締役　武田　和男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

和歌山県海南市別院五二二番地

（甲）株式会社山一屋

代表取締役　硲石　秀樹

和歌山県海南市別院五二二番地

（乙）楽ポケ株式会社

代表取締役　硲石　健太

第５期決算公告

令和８年10月15日

和歌山県海南市別院522番地

楽ポケ株式会社

代表取締役　硲石　健太

貸借対照表の要旨

（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,343
	合計	1,343
負純資産及び債の部	流動負債	126
	固定負債	42,500
	株主資本	△41,282
	資本金	5,000
	利益剰余金	△46,282
	その他利益剰余金	△46,282
	（うち当期純損失）	(9,809)
	合計	1,343

第55期決算公告

令和８年10月15日

和歌山県海南市別院522番地

株式会社山一屋

代表取締役　硲石　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	589,080
	固定資産	285,000
	合計	874,080
負純資産及び債の部	流動負債	303,713
	固定負債	301,467
	株主資本	268,899
	資本金	15,000
	利益剰余金	253,899
	利益準備金	15,500
	その他利益剰余金	238,399
	（うち当期純利益）	(1,172)
	合計	874,080

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

大阪府守口市菊水通四丁目一五番一二号

（甲）株式会社ＬＥＡＰ　ＤＥＳＩＧＮ

代表取締役　大畑　剛

大阪市福島区海老江七丁目一番三二号

（乙）株式会社ＵＰ－ＧＲＡＤＥ

代表取締役　大畑　剛

第18期決算公告

令和８年10月15日

大阪市福島区海老江七丁目１番32号

株式会社ＵＰ－ＧＲＡＤＥ

代表取締役　大畑　剛

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	210
	資産合計	210
負純資産及び債の部	流動負債	12,206
	負債合計	12,206
	株主資本	△ 11,995
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 14,995
	その他利益剰余金	△ 14,995
	（うち当期純利益）	(0)
	純資産合計	△ 11,995
	負債・純資産合計	210

第15期決算公告

令和８年10月15日

大阪府守口市菊水通四丁目15番12号

株式会社ＬＥＡＰ　ＤＥＳＩＧＮ

代表取締役　大畑　剛

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	174,941
	固定資産	1,110
	資産合計	176,051
負純資産及び債の部	流動負債	9,591
	負債合計	9,591
	株主資本	166,460
	資本金	3,000
	利益剰余金	163,460
	その他利益剰余金	163,460
	（うち当期純利益）	(258)
	純資産合計	166,460
	負債・純資産合計	176,051

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十二月十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

兵庫県三木市府内町四〇一番地の一

（甲）株式会社エムクライム

代表取締役　森本　光則

神戸市垂水区名谷町字湯屋谷二二四五番地の一

（乙）株式会社万輝オート商会

代表取締役　森本　光則

第59期決算公告

令和８年10月15日

神戸市垂水区名谷町字湯屋谷2245番地の１

株式会社万輝オート商会

代表取締役　森本　光則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	15,359
	固定資産	10,637
	合計	25,996
負純資産及び債の部	流動負債	19,425
	固定負債	28,007
	株主資本	△21,436
	資本金	10,000
	利益剰余金	△31,436
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	△31,536
	（うち当期純利益）	(6,722)
	合計	25,996

第17期決算公告

令和８年10月15日

兵庫県三木市府内町401番地の１

株式会社エムクライム

代表取締役　森本　光則

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,343,053
	固定資産	692,656
	繰延資産	12,055
	合計	2,047,764
負純資産及び債の部	流動負債	592,747
	固定負債	1,165,128
	株主資本	289,889
	資本金	10,000
	利益剰余金	279,889
	（うち当期純利益）	(15,716)
	合計	2,047,764

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）左記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十五日

広島市東区矢賀新町五丁目一番八号

（甲）三晃装美株式会社

代表取締役　筒井　誠志

広島市東区矢賀新町五丁目一番八号

（乙）ヤマト株式会社

代表取締役　筒井　誠志

広島県呉市安浦町三津口六丁目一三番七号

（丙）有限会社ミナミ

取締役　筒井　誠志

第21期決算公告

令和８年10月15日

広島市東区矢賀新町五丁目１番８号

ヤマト株式会社

代表取締役　筒井　誠志

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,896
	固定資産	14,195
	合計	20,091
負純資産及び債の部	流動負債	8,421
	固定負債	73,991
	株主資本	△ 62,320
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 72,320
	その他利益剰余金	△ 72,320
	（うち当期純利益）	(2,531)
	合計	20,091

第41期決算公告

令和８年10月15日

広島市東区矢賀新町五丁目１番８号

三晃装美株式会社

代表取締役　筒井　誠志

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,083
	固定資産	232,436
	合計	273,519
負純資産及び債の部	流動負債	66,567
	固定負債	206,492
	株主資本	458
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 9,541
	その他利益剰余金	△ 9,541
	（うち当期純利益）	(19,710)
	合計	273,519

第 52 期 決 算 公 告

令和８年10月15日　　長野県東御市本海野1524番地
株式会社アメニティーズ
代表取締役　金本　朝樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,220	流動負債	3,939
固定資産	8,692	賞与引当金	26
繰延資産	7	固定負債	3,261
		退職給付引当金	292
		株主資本	3,709
		資本金	10
		利益剰余金	3,699
		利益準備金	22
		その他利益剰余金	3,677
		（うち当期純利益）	(323)
		評価・換算差額等	10
		その他有価証券評価差額金	10
合計	10,921	合計	10,921

第 24 期 決 算 公 告

令和８年９月24日　　東京都港区六本木一丁目６番１号
株式会社Ｓ－ＦＩＴ

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,292,819	流動負債	1,381,467
固定資産	1,439,018	賞与引当金	74,484
		固定負債	773,264
		株主資本	575,236
		資本金	127,500
		資本剰余金	27,500
		資本準備金	27,500
		利益剰余金	420,236
		利益準備金	4,375
		その他利益剰余金	415,861
		（うち当期純利益）	(131,530)
		評価・換算差額等	1,870
		その他有価証券評価差額金	1,870
資産合計	2,731,838	負債・純資産合計	2,731,838

第 71 期 決 算 公 告

2026年９月29日　　名古屋市中村区那古野一丁目47番１号
丸高株式会社
代表取締役　小﨑　優

貸借対照表の要旨（2026年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,700,889	流動負債	3,781,858
固定資産	17,024,006	固定負債	463,533
有形固定資産	2,673,857	株主資本	22,479,504
無形固定資産	28,543	資本金	330,000
投資その他の資産	14,321,606	資本剰余金	5,171
		利益剰余金	22,144,773
		利益準備金	82,500
		その他利益剰余金	22,062,273
		（うち当期純利益）	(1,056,236)
		自己株式	△440
資産合計	26,724,895	負債・純資産合計	26,724,895

㈱ 1. 有形固定資産の減価償却累計額　2,800,061千円
2. １株当りの当期純利益　1,600.77円

第 39 期 決 算 公 告

令和８年９月14日　　名古屋市昭和区阿由知通四丁目17番地
株式会社マルタカ石油
代表取締役　長坂　英二

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	592,191	流動負債	93,869
固定資産	58,530	固定負債	10,502
有形固定資産	54,672	株主資本	546,350
投資その他の資産	3,858	資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	446,349
		利益準備金	24,350
		その他利益剰余金	421,999
		（うち当期純利益）	(13,580)
資産合計	650,721	負債・純資産合計	650,721

㈱ 1. 有形固定資産の減価償却累計額　122,609千円

第 46 期 決 算 公 告

令和８年８月28日

新潟県新潟市中央区上所２丁目11番33号
株式会社ビップ
代表取締役　加藤　峰孝

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,558	流動負債	2,100
固定資産	25,670	（うち賞与引当金）	(3)
		（うち雑収入復活引当金）	(10)
		固定負債	24,408
		（うち退職給付引当金）	(116)
		（うち関係会社事業損失引当金）	(11)
		負債合計	26,508
		株主資本	4,694
		資本金	50
		利益剰余金	4,664
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	4,651
		自己株式	△ 20
		評価・換算差額等	26
		その他有価証券評価差額金	26
		純資産合計	4,720
資産合計	31,228	負債・純資産合計	31,228

損益計算書の要旨（自　令和７年７月１日　至　令和８年６月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	5,712	特別利益	47
売上原価	2,794	特別損失	552
売上総利益	2,918	税引前当期純損失	680
販売費及び一般管理費	3,292	法人税、住民税及び事業税	1
営業損失	374	法人税等調整額	6
営業外収益	252	当期純損失	687
営業外費用	53		

第 1 期 決 算 公 告

令和８年10月15日　東京都千代田区富士見一丁目８番19号
株式会社ケアネット
代表取締役社長　藤井　勝博

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,464,477	流動負債	2,789,637
固定資産	29,001,028	ポイント引当金	853,544
		アップ引当金	3,301
		その他	1,932,791
		固定負債	18,799,913
		負債合計	21,589,550
		株主資本	11,759,316
		資本金	10,000
		資本剰余金	23,749,243
		資本準備金	5,026
		その他資本剰余金	23,744,217
		利益剰余金	△11,999,926
		その他利益剰余金	△11,999,926
		評価・換算差額等	116,639
		その他有価証券評価差額金	1,998
		繰延ヘッジ損益	114,641
		純資産合計	11,875,955
資産合計	33,465,505	負債・純資産合計	33,465,505

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月18日　至　令和８年６月30日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	2,091,189	経常損失	1,616,076
売上原価	525,527	特別損失	10,625,597
売上総利益	1,565,661	税引前当期純損失	12,241,674
販売費及び一般管理費	2,068,399	法人税、住民税及び事業税	221
営業損失	502,738	法人税等調整額	△ 241,968
営業外収益	31,112	当期純損失	11,999,926
営業外費用	1,144,450		

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十一月十七日であり、株主総会の決議は令和八年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

神戸市中央区生田町一丁目一番二二号
ニッシンビル
株式会社栗田こだわり仏像専門店
代表取締役　日髙　延之

第８期決算公告

令和８年10月15日
神戸市中央区生田町一丁目１番22号
ニッシンビル
株式会社栗田こだわり仏像専門店
代表取締役　日髙　延之

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,678
	固定資産	818
	合計	30,496
負債及び純資産の部	流動負債	12,488
	固定負債	15,185
	株主資本	2,823
	資本金	13,000
	利益剰余金	△10,177
	その他利益剰余金	△10,177
	（うち当期純損失）	(795)
	合計	30,496

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少し六百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年十月十五日

茨城県水戸市石川三丁目一七六番地三
株式会社ライフキーパージャパン
代表取締役　二瓶　亮一

第35期決算公告

令和８年10月15日
茨城県水戸市石川３丁目4176番地３
株式会社ライフキーパージャパン
代表取締役　二瓶　亮一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,110
	固定資産	63,306
	合計	85,416
負債及び純資産の部	流動負債	348
	固定負債	47,983
	株主資本	37,084
	資本金	8,000
	利益剰余金	29,084
	その他利益剰余金	29,084
	（うち当期純利益）	(1,819)
	合計	85,416

第26期決算公告

令和８年10月15日

北九州市小倉北区浅野二丁目15番46号
株式会社アンサー倶楽部
代表取締役　三谷　俊介

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,826
	固定資産	4,182
	有形固定資産	4,065
	無形固定資産	12
	投資その他の資産	104
	資産合計	6,009
負債及び純資産の部	流動負債	1,086
	（うち賞与引当金）	(10)
	固定負債	4,420
	負債合計	5,506
	株主資本	502
	資本金	60
	資本剰余金	4
	その他資本剰余金	4
	利益剰余金	438
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	437
	（うち当期純利益）	(152)
	純資産合計	502
	負債・純資産合計	6,009

合併公告及び吸収分割公告

甲、乙及び丙は合併して甲は乙、丙の権利義務全部を承継して存続し乙、丙は解散することにいたしました。

また、右の合併の効力発生を条件として、甲及び丁は吸収分割して、丁は甲の国内小売事業、海外卸売事業及びインターネットを利用した通信販売事業に関する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この合併又は吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・丁）貸借対照表の要旨は後記のとおりです。

（乙・丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年十月十五日

東京都港区南青山六丁目一一番一号スリーエフ南青山ビルディング六Ｆ
（甲）株式会社ｃａｔ
代表取締役　阿部　杜子

東京都目黒区碑文谷四丁目五番九号
（乙）有限会社サカイアソック
代表取締役　阿部千登勢

東京都目黒区碑文谷四丁目五番九号
（丙）有限会社ｓａｃａｉ　ｃｉ
取締役　阿部千登勢

東京都港区南青山六丁目一一番一号スリーエフ南青山ビルディング四Ｆ
（丁）株式会社サカイスラッシュ
代表取締役　阿部千登勢

第32期決算公告

令和８年10月15日
東京都港区南青山六丁目11番１号
スリーエフ南青山ビルディング６Ｆ
株式会社ｃａｔ
代表取締役　阿部　杜子

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,996
	固定資産	309
	資産合計	4,305
負債及び純資産の部	流動負債	110
	固定負債	10
	株主資本	4,185
	資本金	40
	利益剰余金	4,145
	その他利益剰余金	4,145
	（うち当期純利益）	(160)
	負債・純資産合計	4,305

第２期決算公告

令和８年10月15日
東京都港区南青山六丁目11番１号
スリーエフ南青山ビルディング４Ｆ
株式会社サカイスラッシュ
代表取締役　阿部千登勢

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,310
	固定資産	97
	資産合計	3,407
負債及び純資産の部	流動負債	2,571
	固定負債	157
	株主資本	679
	資本金	40
	利益剰余金	639
	その他利益剰余金	639
	（うち当期純利益）	(639)
	負債・純資産合計	3,407

第29期決算公告

2026年10月15日

東京都港区高輪一丁目３番13号
株式会社ビーワークス
代表取締役社長　稲垣　正信

貸借対照表の要旨
（2026年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	660
	固定資産	1,523
	合計	2,183
負債及び純資産の部	流動負債	428
	賞与引当金	123
	その他	304
	固定負債	486
	退職給付引当金	321
	役員退職慰労引当金	164
	負債合計	915
	株主資本	1,306
	資本金	90
	資本剰余金	49
	資本準備金	49
	利益剰余金	1,181
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	1,173
	（うち当期純利益）	(223)
	自己株式	△13
	評価・換算差額等	△38
	その他有価証券評価差額金	△38
	純資産合計	1,268
	合計	2,183

第77期決算公告

令和８年10月15日
東京都中央区日本橋横山町９番13号イワモトビル２階
相互織物株式会社
代表取締役　西冨　健司

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	138,384
	固定資産	49,990
	合計	188,375
負純資産及び部	流動負債	59,676
	固定負債	68,448
	株主資本	60,249
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,249
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	47,749
	（うち当期純損失）	(4,677)
	合計	188,375

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十月十五日
東京都中央区日本橋横山町九番一三号イワモトビル二階
（甲）相互織物株式会社
代表取締役　西冨　健司
東京都武蔵村山市伊奈平一丁目四〇番地
（乙）ＳＴＰ　ｆａｃｔｏｒｙ株式会社
代表取締役　西冨　健司
福岡県久留米市山川安居野三丁目一番三七号
（丙）西邦化学産業株式会社
代表取締役　西冨　健司

第38期決算公告

令和８年10月15日
福岡県久留米市山川安居野三丁目１番37号
西邦化学産業株式会社
代表取締役　西冨　健司

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77,444
	固定資産	79,392
	合計	156,836
負純資産及び部	流動負債	87,156
	固定負債	268,887
	株主資本	△199,206
	資本金	10,000
	利益剰余金	△209,206
	その他利益剰余金	△209,206
	（うち当期純損失）	(10,909)
	合計	156,836

第17期決算公告

令和８年10月15日
東京都武蔵村山市伊奈平一丁目40番地の１
ＳＴＰ　ｆａｃｔｏｒｙ株式会社
代表取締役　西冨　健司

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,364
	固定資産	11,381
	合計	18,745
負純資産及び部	流動負債	11,383
	固定負債	54,537
	株主資本	△47,174
	資本金	1,000
	利益剰余金	△48,074
	その他利益剰余金	△48,074
	（うち当期純損失）	(4,499)
	自己株式	△100
	合計	18,745

第45期決算公告

令和８年10月15日
新潟県妙高市新工町１番１号
ダイセル新井ケミカル株式会社
代表取締役社長　池田　信彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,265,671,341
	固定資産	184,236,602
	資産合計	1,449,907,943
負純資産及び部	流動負債	629,158,796
	固定負債	165,426,558
	株主資本	655,322,589
	資本金	95,000,000
	資本剰余金	4,000,000
	資本準備金	4,000,000
	利益剰余金	556,322,589
	利益準備金	21,315,000
	その他利益剰余金	535,007,589
	（うち当期純利益）	(52,302,590)
	負債・純資産合計	1,449,907,943

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少することにいたしました。
ただし、右記の資本金の額の減少は、新株発行による増資の効力発生を停止条件といたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
令和八年十月十五日
東京都港区虎ノ門一丁目一二番九号スズエ・アンド・スズエビル
株式会社スズエホールディングス
代表取締役　鈴江　京子

第26期決算公告

令和８年10月15日

東京都中央区銀座六丁目８番７号
株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ
代表取締役　島田　直樹

貸借対照表の要旨
（令和８年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	540,620
	固定資産	310,012
	合計	850,632
負債及び純資産の部	流動負債	676,279
	株主資本	193,930
	資本金	70,080
	利益剰余金	262,450
	利益準備金	17,520
	その他利益剰余金	244,930
	（うち当期純利益）	(67,979)
	自己株式	△138,600
	評価・換算差額等	△19,577
	その他有価証券評価差額金	△19,577
	合計	850,632

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和八年十月十五日
東京都中央区銀座六丁目八番七号
（甲）株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ
代表取締役　島田　直樹
東京都中央区銀座六丁目八番七号
（乙）株式会社Ｐ＆Ｅアドバイザリー
代表取締役　島田　直樹

第6期決算公告

令和８年10月15日
東京都中央区銀座六丁目８番７号
株式会社Ｐ＆Ｅアドバイザリー
代表取締役　島田　直樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	33,611
	合計	33,611
負純資産及び部	流動負債	9,172
	株主資本	24,438
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,438
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	11,938
	（うち当期純損失）	(2,054)
	合計	33,611

第32期決算公告

令和８年10月15日

東京都港区虎ノ門一丁目12番９号
スズエ・アンド・スズエビル
株式会社スズエホールディングス
代表取締役　鈴江　京子

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,872,719
	固定資産	9,578,488
	繰延資産	152
	合計	11,451,359
負債及び純資産の部	流動負債	750,637
	固定負債	2,617,650
	貸倒引当金	60
	株主資本	8,083,011
	資本金	30,000
	資本剰余金	34,715
	資本準備金	12,000
	その他資本剰余金	22,715
	利益剰余金	8,065,794
	利益準備金	14,250
	その他利益剰余金	8,051,544
	（うち当期純利益）	(103,716)
	自己株式	△47,499
	合計	11,451,359